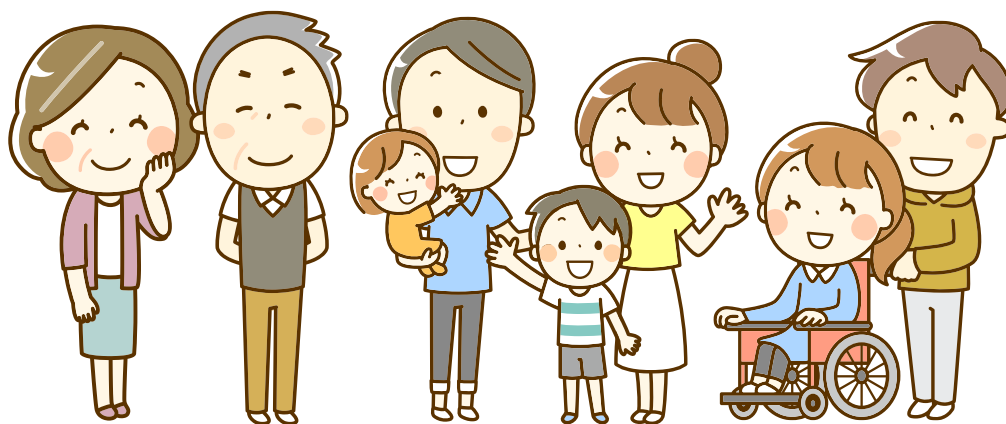
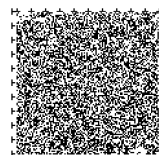


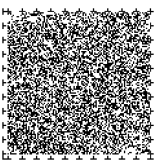
だい き ひ の し ち い き ふ く し け い か く
第5期日野市地域福祉計画



れ い わ ね ん が つ
令和7年3月

ひ の し
日 野 市





はじめに

この度、本市の地域福祉を推進するための基本指針として、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第5期日野市地域福祉計画」を策定いたしました。

第5期となる本計画では、これまでの地域福祉計画で積み上げてきた成果を活かし、それを更に発展させるため、新たに社会福祉法に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する「成年後見制度利用促進計画」を包含した福祉施策全般を支える計画としています。



複雑・複合化した課題を抱える人などの多様な支援ニーズにも応えられるよう、包括的な支援体制づくりと困ったときにはお互いに支え合える地域づくりを支援の両輪として、地域福祉のさらなる推進を図り、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指してまいります。

地域共生社会は、一朝一夕に実現できるものではありません。地域と行政が一体となり、ともに連携・協力をしながら、地域の様々な福祉課題の解決に向けた取り組みを一つひとつ丁寧に積み重ねていくことで、地域福祉の意識が醸成され、その先に地域共生社会の実現があると考えます。

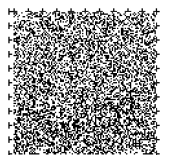
本市に関わるすべての方には、本計画を通じて、日野市の地域福祉について関心を持っていただくとともに、身近な地域とのつながりを持ち、それを強めていただくための一助になれば幸いです。

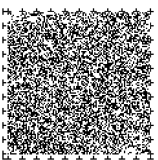
結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました第5期日野市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントなどにご協力いただいた市民、関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も引き続き本市の福祉行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

日野市長

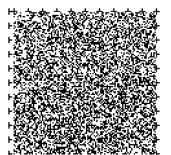
大坪 冬彦



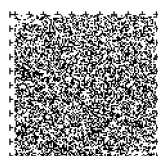


目 次

だい しょう そうろん	第 1 章 総論	1
ちいきふくし もと はいけい	1 「地域福祉」が求められる背景	1
けいかくさくてい はいけい もくてき	2 計画策定の背景・目的	4
けいかく い ちづ	3 計画の位置付け	8
けんいき かんが かつ	4 エリア（圏域）の考え方	14
だい しょうほんし げんじょう くだい	第 2 章 本市の現状と課題	15
ちいきふくし かん ほんし げんじょう	1 「地域福祉」に関する本市の現状	15
だい き ひ の しちいきふくしけいかく ひょうかおよ くだい	2 第4期日野市地域福祉計画の評価及び課題	45
だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ	第 3 章 計画の基本的な考え方	58
もくてき きほんりねん	1 目的と基本理念	58
だい き ひ の しちいきふくしけいかく ぜんたいこうせい	2 第5期日野市地域福祉計画の全体構成	60
ちいききょうせいしゃかい じつげん お ひ の しばんじゅうそうてきしえんたいせい かんが かつ	3 地域共生社会の実現に向けた「日野市版重層的支援体制」の考え方	62
きほんもくひょう	4 基本目標	68
けいかく たいけい	5 計画の体系	70
せいかしひょう	6 成果指標	72
だい しょう ちいきふくし すいしん お てんかい	第 4 章 「地域福祉」の推進に向けた展開	74
きほんもくひょう	基本目標 1 身近な地域で気軽に様々な支援が受けられる包括的な支援体制づくりに努めます	74
きほんもくひょう	基本目標 2 「地域福祉」を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます	76
きほんもくひょう	基本目標 3 共生の地域づくりを進めるとともに、地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します	78
きほんもくひょう	基本目標 4 災害時要配慮者となる高齢者や障害者、その他の支援を必要とする人の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します	79
きほんもくひょう	基本目標 5 市民の権利を擁護する包括的な支援体制をさらに充実していきます	80



だい しょう ほんにん い し そんちょう てきせつ せいねんこうけんせいどりようそくしん お し さく てんかい	第5章 本人の意思を尊重した適切な成年後見制度利用促進に向けた施策の展開...	82
1	けいかくさくてい はいけい しゅし 計画策定の背景と趣旨.....	82
2	せいねんこうけんせいど げんじょう 成年後見制度の現状.....	83
3	けいかく きほんりねん たいけい 計画の基本理念と体系.....	83
4	きほんもくひょう もと く 基本目標に基づく取り組み.....	85
基本目標 1	きほんもくひょう もくてき たいしょう おう こうほう じゅうじつ 目的・対象に応じた広報の充実.....	85
基本目標 2	きほんもくひょう ほんにん い し そんちょう ほうかつてき そうだんしえん じゅうじつ 本人の意思を尊重した包括的な相談支援の充実.....	86
基本目標 3	きほんもくひょう りようしや じっかん せいねんこうけんせいど りようそくしん 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用促進.....	87
基本目標 4	きほんもくひょう せいねんこうけんにと う しえん じゅうじつ 成年後見人等への支援の充実.....	88
基本目標 5	きほんもくひょう こういき ちいき きのう ぶんか しえん じゅうじつ 広域と地域の機能の分化による支援の充実.....	89
だい しょう じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう すいしん ひ の し じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょうじっしけいかく	第6章 重層的支援体制整備事業の推進（日野市重層的支援体制整備事業実施計画）.....	90
1	じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう がいよう 重層的支援体制整備事業の概要.....	90
2	じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう じっし じぎょう 重層的支援体制整備事業において実施する事業.....	91
3	じぎょう じっし たいせいどう 事業の実施体制等.....	92
(1)	そうだんしえんじぎょう (1) 相談支援事業.....	92
(2)	さんか しえんじぎょう (2) 参加支援事業.....	101
(3)	ちいき じぎょう (3) 地域づくり事業.....	103
4	じゅうそうてきしえん かいぎ 重層的支援会議.....	107
5	しえん かいぎ 支援会議.....	108
だい しょう けいかく すいしん	第7章 計画の推進.....	109
1	けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制.....	109
2	けいかく しんこうかんり 計画の進行管理.....	110
しりょうへん	資料編.....	111
1	さくていけいか 策定経過.....	111
2	ようごかいせつ 用語解説.....	115



Ⅰ 「地域福祉」が求められる背景

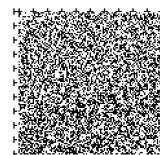
近年、我が国では少子高齢化・人口減少が進み、生活スタイルや価値観の多様化、核家族化等を背景に、地域の相互扶助の基盤となる、人と人のつながり、家庭や地域における支え合いが希薄化し、このことが社会的孤立などを招き、様々な問題が増加傾向にあります。

また、これらの問題は、複雑に絡み合い、なかなか解決に至らないケースもあります。これらは、本市にも無縁のことではなく、むしろ身近な問題になっています。

そのため、「地域福祉」の充実と推進が今まで以上に重要になってきており、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域の基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていく必要があります。

さらに、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題など、包括的な分野横断的支援を必要としている人に対し、地域共生社会の理念に基づき、制度化されたサービスと地域の助け合いによる支援を両輪として一体的かつ重層的に支援を実施していく必要があります。

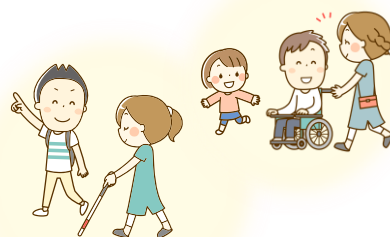
そのためには、助け合いの基盤となる自助、互助、共助、公助を前提に、地域に関わる人と人、人と地域、人と社会が適度な距離感でつながり、やさしさと思いやりの気持ちを持って、ともに支え合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。



ちいきふくし 地域福祉とは

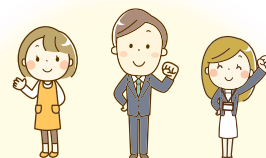
「地域福祉」とは、すみ慣れた地域の中で、誰もが安心して暮らせるよう、地域住民、行政機関、医療・福祉の関係機関、地域活動団体、社会福祉団体、ボランティア、社会福祉協議会などがお互いに連携・協力し、地域の様々な福祉課題の解決に向けて一緒に取り組んでいくことです。

あいさつから始めてみましょう。
地域の人のつながり、その輪が大きくなります。



他人事も自分のこととして考えて、
声かけや見守りをしてみましょう。

困っていることや地域で気になっていることがあれば、身近な人に話してみましょう。

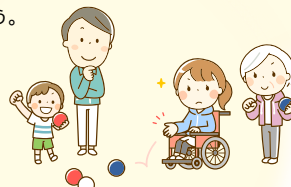


地域には困っている人を助けるために活動している人がたくさんいます。
もし、地域に困っている人、気になる人がいたら、そのような人に伝えてくれるだけでも構いません。
自分一人で解決しようと思わなくても大丈夫です。

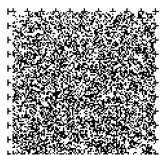
何かやってみたいという人は、
はじめの一歩を踏み出してみましょう。



地域で活動する様々な主体が連携し、困っている人を支援することで、みんなが暮らしやすい地域づくりにつながります。



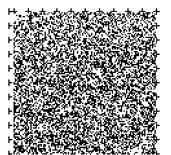
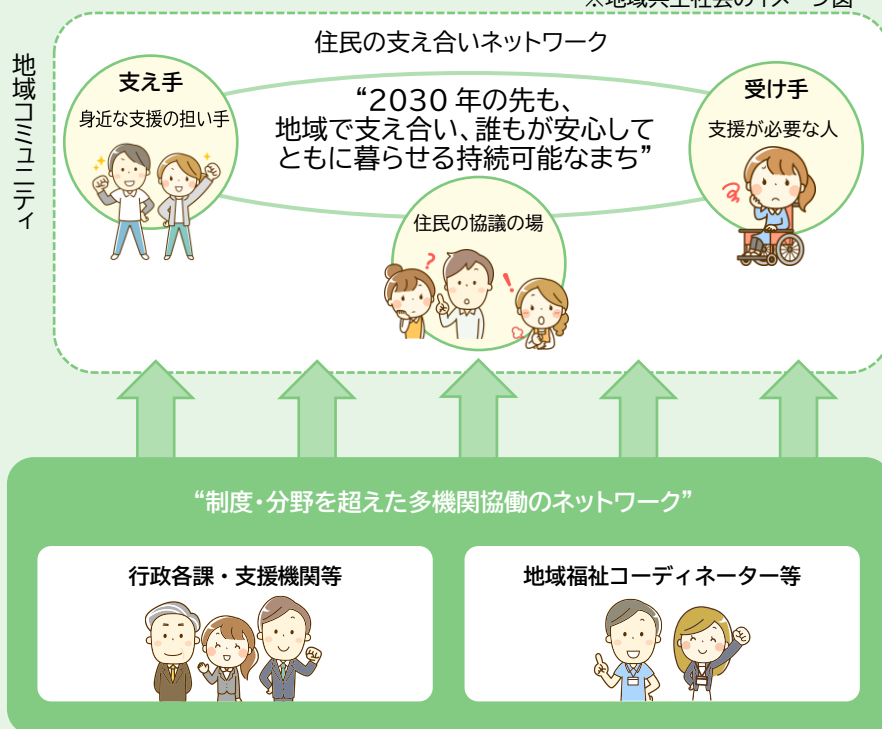
地域にはたくさんの活動があり、
新たなつながりが生まれます。
ちょっとしたことでも、誰かの手助けにつながることもあります。



ち い き きょうせいしゃかい 地域共生社会とは

ち い き きょうせいしゃかい
地域共生社会とは、しゃかいこうぞう く へんか なか おな ち い き く
社会構造や暮らしが変化する中で、同じ地域で暮
らすすべての人々が、ねんれい せいべつ こくせき しょうがい う む かか
年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、
じゅうらい せいど ぶんや たてわ ささ て う て かんけい こ
従来の制度や分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超え
て、それぞれがやくわり も さんかく ひと ひと ひと ち い き ひと しゃかい
役割を持って参画することで人と人、人と地域、人と社会
がつながり、そのつながりがじゅうみんひとり くの 暮らしをささ い
支え、生きがい
を生み出し、そして「ち い き ふく し じょうせい しゃかい
地域福祉」が醸成されていく社会です。

※地域共生社会のイメージ図



2

計画策定の背景・目的

(1) 国の動向

① 社会福祉法の改正

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まいなどの地域生活課題を把握するとともに、課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、その課題の解決を図っていくことが規定されています。(法第4条)

地域生活課題の解決に向けて、自助、互助、共助、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組んでいくことが必要とされています。

② 重層的支援体制整備事業に関する法律の推進

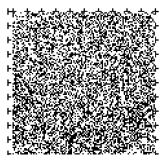
平成29年2月に、厚生労働省は『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』を公表し、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱に沿ってその具体化に向けた改革を進めていくこととしました。

この改革の一つとして平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域福祉」推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等により解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村に対し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

(法第106条の3)

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定される(法第107条)とともに、地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインでは、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられました。

また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複雑・複合化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されました。(法106条の4)



ねん 年	ち い き きょうせい しやかい じつげん かん くに おも うご 地域共 生 社会の実現に関する国の主な動き
へいせい ねん 平成28年	・「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定 ち い き きょうせい しやかい じつげん ていしょう 「地域共 生 社会」の実現を提 唱 ・社会福祉法の改正 しやかいふくしほう かいせい 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の実施
へいせい ねん 平成30年	・「社会福祉法」の改正 しやかいふくしほう かいせい 市町村による包括的な支援体制の整備の推進 しちょうそん ほうかつてき しえんたいせい せいび すいしん ・地域福祉計画策定ガイドラインの通知 しちょうそんち い き ふく しけいかく じゅうじつ つうち 地域福祉計画策定ガイドラインの通知
れいわ ねん 令和3年	・「社会福祉法」の改正 しやかいふくしほう かいせい 重層的支援体制整備事業の創設等について規定 じゅうそうてき しえんたいせいせい び じぎょう そうせつどう きてい

③ 生活困窮者自立支援法の推進

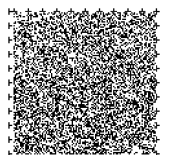
平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」第4条第1項により、市は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされました。

④ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の推進

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

⑤ 孤独・孤立対策推進法の施行

令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」により、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について規定されました。

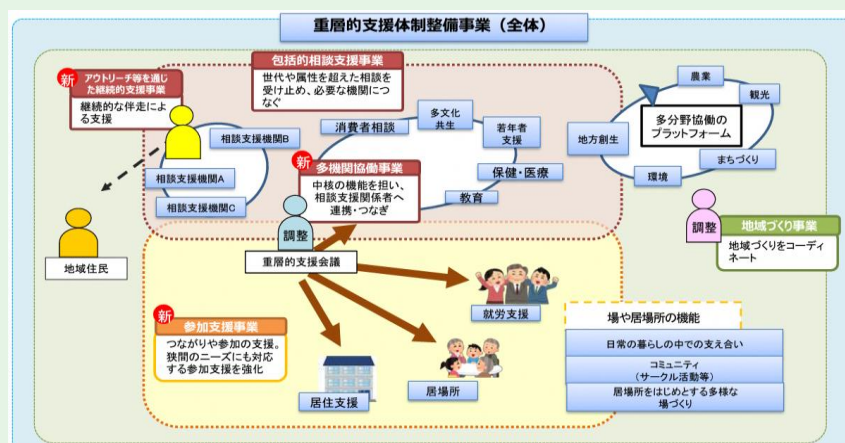


重層的支援体制整備事業とは

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、以下に示すとおりです。

【重層的支援体制整備事業の5つの事業の内容】

事業名	内容
包括的な相談支援事業	○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○ 支援機関のネットワークで対応する ○ 複雑・複合化した問題については適切に多機関協働事業につなぐ
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○ 支援が届いていない人に支援を届ける ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業	○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○ 支援関係機関の役割分担を図る
参加支援事業	○ 社会とのつながりを作るための支援を行う ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る



出典：厚生労働省ホームページ

(2) 市が本計画を策定する目的

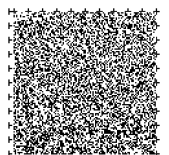
本市は、平成26年に「人口バランス・定住化促進戦略」、「産業立地強化・雇用確保戦略」、「ヘルスケア・ウェルネス戦略」の3つの主要な戦略を策定した上で、平成27年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、ポスト・ベッドタウン（生活価値共創都市）という都市像を掲げています。

これは、これまで人口増加を前提とし、あえて分断することで効率的になっていた職・住・育・遊などの機能や空間の有り様が、人口停滞・減少期においては、そのもの自体が課題となると捉え、分断していたものを複合的・一体的に捉え直すことで、地域に即した持続可能な社会モデルに変えていくというものです。

こうした取り組みは平成31年（令和元年）に東京都で初めてSDGs未来都市に選定されたことにもつながっています。地球規模の変化が最も身近な地域にも影響を及ぼしている現状がある中で、グローバルな社会の中に日野市というローカルな地域があること、日野に住んでいる人もグローバルな社会につながっていることを改めて認識する必要があります。

令和5年3月には、「第5次日野市基本構想・基本計画」の後継として位置付けられる「日野地域未来ビジョン2030 しあわせのタネを育てあう日野」が策定されました。その中の取り組み方針に、「持続可能な地域づくり」、「諸力融合のまちづくり」、「変化に対応しやすい仕組みづくり」、「一人ひとりが持続可能なライフスタイルを選択可能に」を掲げ、市のみならず地域や日野のまちに関わる人、関わろうとする人が豊かに暮らしていけることを目指しています。

こうした「地域福祉」をめぐる近年の動向や、「日野地域未来ビジョン」の方針を踏まえ、地域に内在する様々な福祉課題や福祉ニーズに対して、それらの解決に結びつくような環境を整えとともに、「2030年の先も、地域で支え合い誰もが安心してともに暮らせる持続可能なまち」の実現を目指し、他の関連計画と整合を図りつつ、第5次日野市地域福祉計画を策定しました。



3

計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における「地域福祉」を推進するための計画です。

地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインでは、福祉分野の上位計画として各個別計画と調和をとることが求められています。

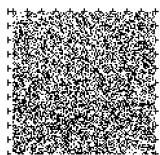
そのため、本計画は、福祉分野の各個別計画で示されている取り組みの内容等の中で、共通して取り組むべき内容を施策の柱に据え、福祉分野以外の「日野地域未来ビジョン2030」、「第2期日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「日野市SDGs未来都市計画」、「日野市まちづくりマスタープラン」、「日野市住宅マスタープラン」等とも整合・連携を図り将来を見据えた計画とします。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、社会福祉法で規定されている、次の5つの事項の取り組みを推進しつつ、本市の状況に沿った施策の展開を行うものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 「地域福祉」に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

これら事項のうち、「地域福祉」の推進をより効果的なものとするため、第4期日野市地域福祉計画でも「各福祉分野に共通する事項を共通の施策として示すこと」や「住民を中心に包括的な支援体制の構築に関する事項」を重点的な取り組みとしてきました。本計画においてもこれらの事項を継承し、より一層の推進に努めていきます。また、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各施策については、引き続き、各個別計画に委ねるものとします。



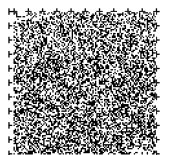
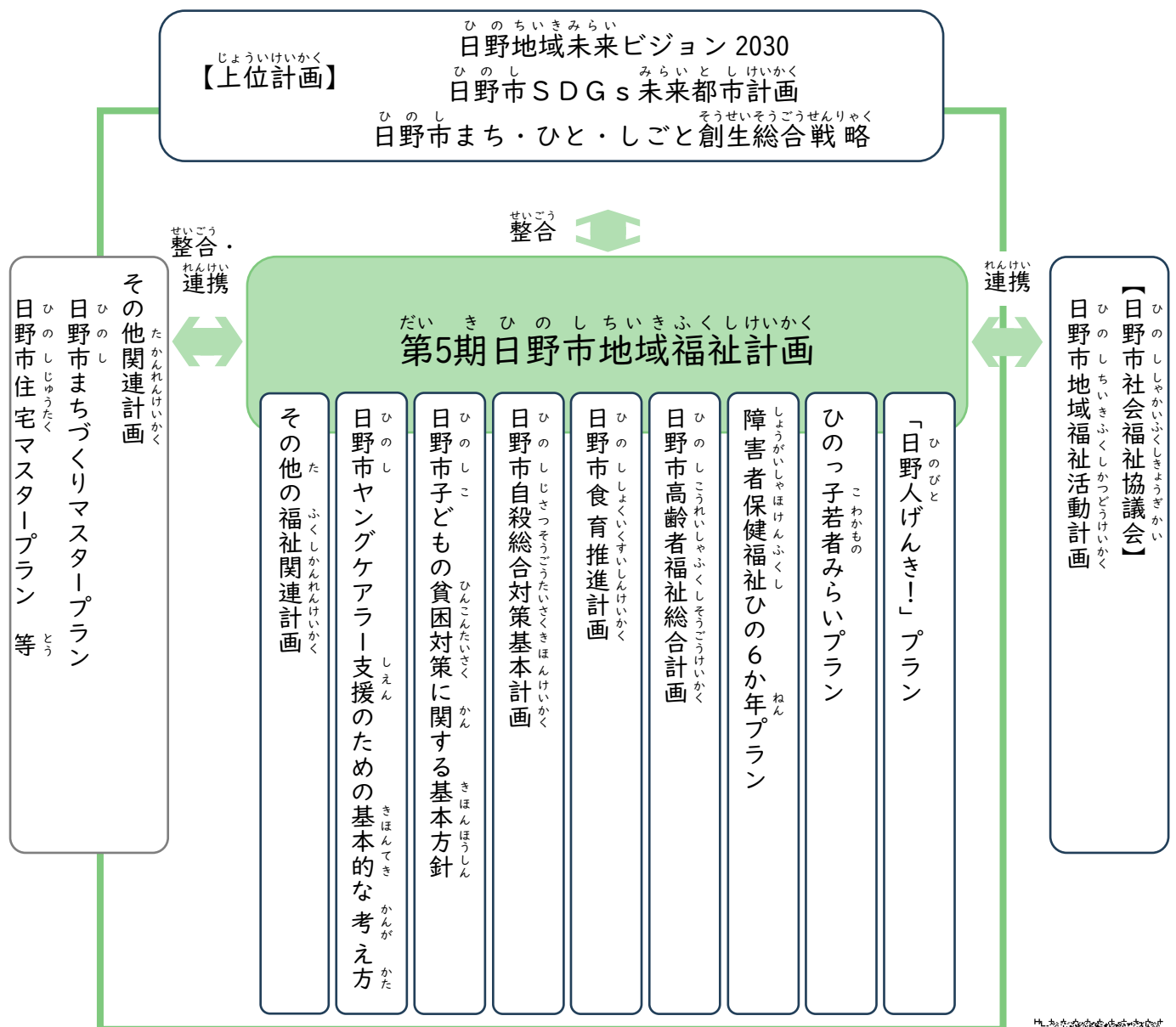
(3) 関連計画との関係

本計画は、「日野地域未来ビジョン2030」の分野別計画として位置付けられ、福祉政策の基本指針となるものです。

また、福祉行政を一体的に推進する観点から、引き続き、高齢の福祉、障害の福祉、児童の福祉その他の福祉の分野別計画の上位に位置付け、共通する課題に取り組む福祉の基本計画とします。

さらに、他部署で所管する防犯・防災、まちづくりや男女共同参画、再犯防止など、「地域福祉」の推進において関連がある分野の計画とも整合・連携を図ります。

[位置づけ図]



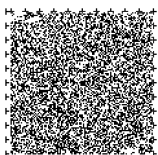
(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年です。

ただし、社会情勢の変化や少子・高齢化の状況、法改正の動向、本計画と現状との乖離等により必要な見直しを行います。

[計画期間]

れいわ 令和6年度	れいわ 令和7年度	れいわ 令和8年度	れいわ 令和9年度	れいわ 令和10年度	れいわ 令和11年度	れいわ 令和12年度
ひのちいきみらい 日野地域未来ビジョン 2030						
だい きけいかく 第4期計画	だい き ひ の し ち い き ふ く し け い か く 第5期日野市地域福祉計画					じ き けい か く 次期計画
だい き ひ の し こう れ い し ゃ ふ く し そ う ご う け い か く 第5期日野市高齢者福祉総合計画			じ き けい か く 次期計画			じ じ き けい か く 次々期計画
しょうがいしゃほけんふくし 障害者保健福祉ひの6か年プラン						じ き けい か く 次期計画
しん 新!ひのっ子 すくすくプラン	こ わ か も の ひのっ子若者みらいプラン					じ き けい か く 次期計画
だい き ひ の び と 第4期「日野人げんき！」 プラン		じ き けい か く 次期計画				
だい き ひ の し し ゃ い く す い し ん け い か く 第4期日野市食育推進計画			じ き けい か く 次期計画			
だい じ ひ の し じ さ つ そ う ご う た い さ く き ほん け い か く 第3次日野市自殺総合対策基本計画					じ き けい か く 次期計画	



(5) 地域福祉活動計画との関係

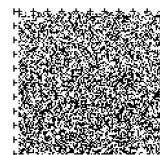
日野市社会福祉協議会は、市のパートナーとして「日野市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等とも連携しながら、総合的かつ計画的に市民主体の「地域福祉」の推進に取り組んでいます。今後は、本計画の重点施策である重層的支援体制の担い手として更なる活躍が期待されます。

(6) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

本市では、近隣5市（日野市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市）で、福祉的な配慮に基づく成年後見事務を主業務とする一般社団法人として平成15年7月に多摩南部成年後見センターを設立し、共同で運営を行っています。市では、令和4年度から広域で5市に共通する課題に取り組む「多摩南部成年後見センター」と身近な地域の相談支援を行う「権利擁護センター日野」に機能を分化し、役割を明確にして成年後見制度の利用を促進してきました。

また、これまでの多摩南部成年後見センターでの協働の実績を活かしながら、5市と多摩南部成年後見センターが協働して権利擁護支援や成年後見制度の運用体制整備を進めていくために、5市共通の計画として「日野市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「共通計画」という。）を令和2年3月に策定し推進してきました。

本計画では、「共通計画」の計画期間が令和6年度で満了となることを受け、市民の権利を擁護する支援体制を整備するとともに、地域の実情に応じた利用者本位の成年後見制度の運用及び推進を図るため、新たな計画として策定しています。



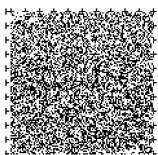
(7) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、令和12年までに達成する国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールで構成されており、政府や企業、市民社会が、経済・社会・環境のあらゆる課題に、同時解決的に取り組むことを目指しています。

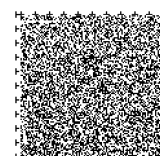
本計画では、SDGsのゴールのうち、「地域福祉」と特に関連が深い「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「ジェンダー平等を実現しよう」など8つのゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って取り組みを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



[持続可能な開発目標 (SDGs) と計画との関係]

開発目標	「地域福祉」に関連する内容	計画との関連性
目標1 貧困をなくそう	地域や社会全体で貧困課題を解決するという意識を強く持ち、貧困の連鎖を断ち切り、あらゆる形態の貧困を終わらせ、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を構築します。	基本目標1 基本目標3
目標3 すべての人に健康と福祉を	地域で暮らすあらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進します。	基本目標1 基本目標2
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、性的少数者などの多様性を尊重し、認め合う環境をつくりまします。	基本目標5
目標8 働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進します。	基本目標2
目標10 人や国の不平等をなくそう	個人の属性に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進します。	基本目標3 基本目標5
目標11 住み続けられるまちづくりを	すべての人々の適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、生活環境を改善します。すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供します。	基本目標2 基本目標4
目標16 平和と公正をすべての人に	すべての人々に対する虐待、搾取、あらゆる形態の暴力をなくします。すべての人々に司法への平等なアクセスを提供します。有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させます。	基本目標5
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	地域福祉計画の策定や実施において、コミュニティ、自治体、非営利団体、企業などの構成員のパートナーシップを強化し、協力を促進します。	基本目標3

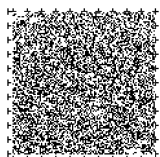
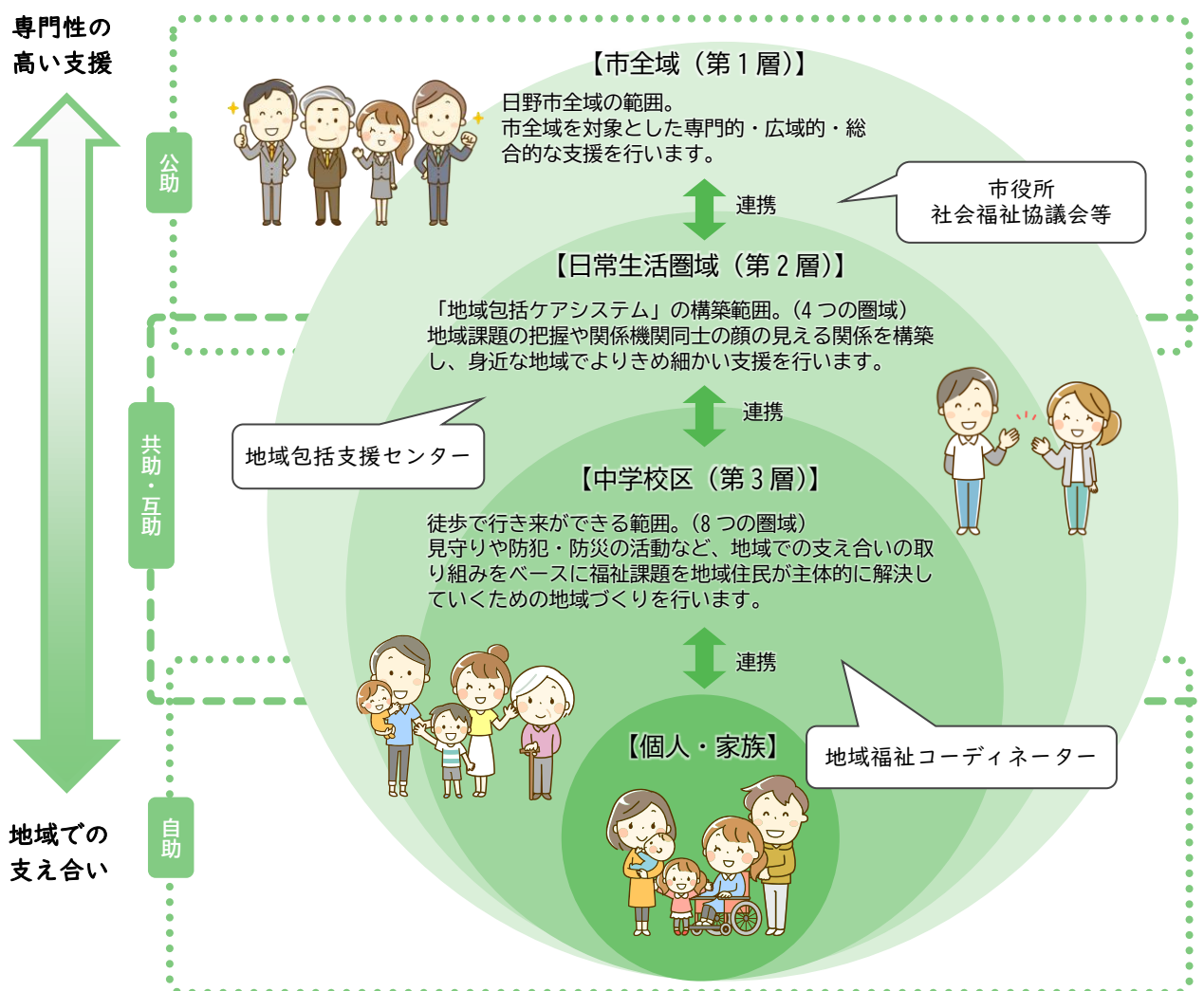


4 エリア（圏域）の考え方

本計画における「地域」は、市全体をその対象としますが、市内各地域で人口分布が異なり、また、地域活動の進展も異なるため、それぞれの地域の実情に合わせた取り組みを進める必要があり、そのためには、より細かな圏域設定が必要となります。

本市では、3層からなる複層的な圏域を設定し、それぞれの圏域層に応じた機能や体制を整備していきます。

[複層的な圏域のイメージ]



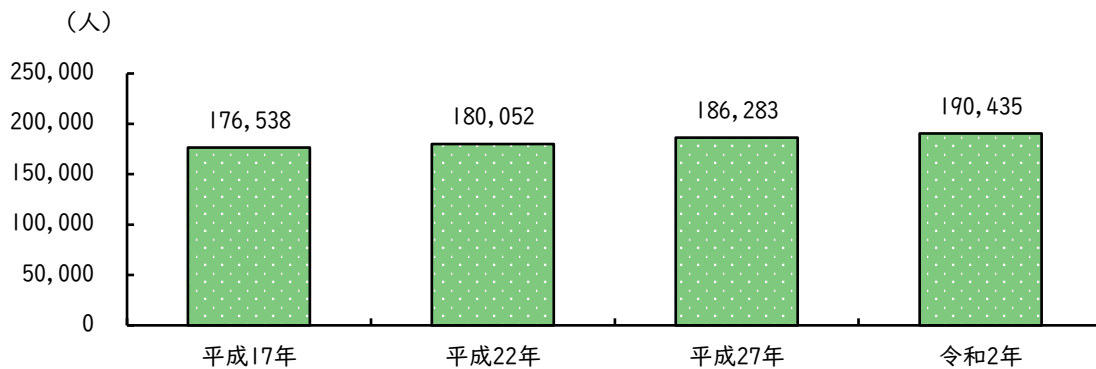
Ⅰ 「地域福祉」に関する本市の現状

(Ⅰ) 本市をとりまく人とまちの状況

① 本市の総人口の状況

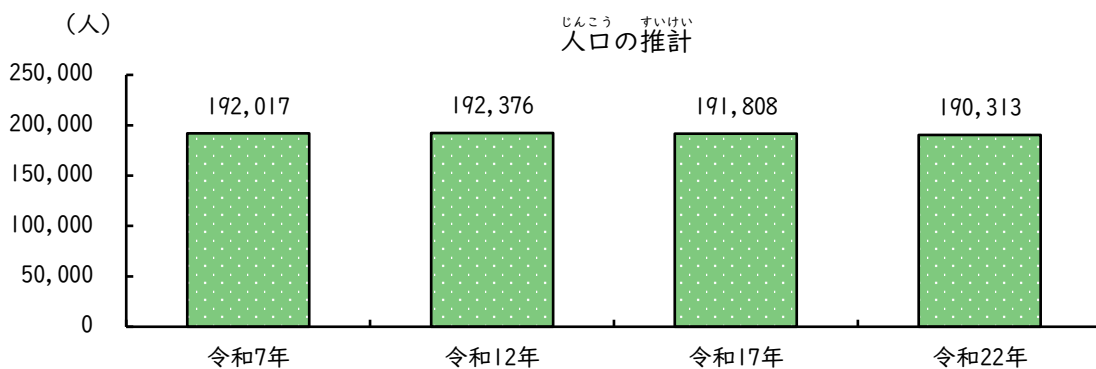
本市の人口は令和2年で190,435人(外国人を含む)となっています。今後も同水準が維持されるとみられ、令和22年には190,313人と推計されます。

じんこう すい
人口の推移

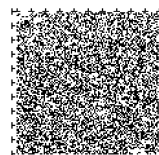


資料：総務省統計局「国勢調査」

じんこう すいけい
人口の推計



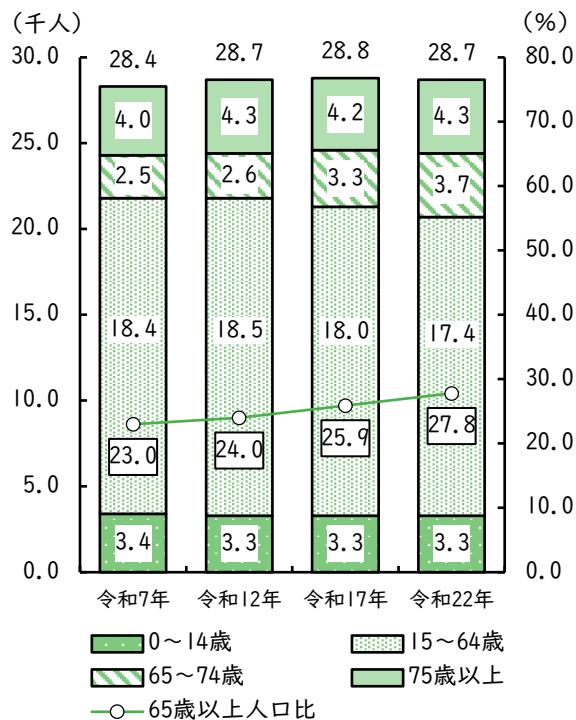
資料：国立社会保障・人口問題研究所



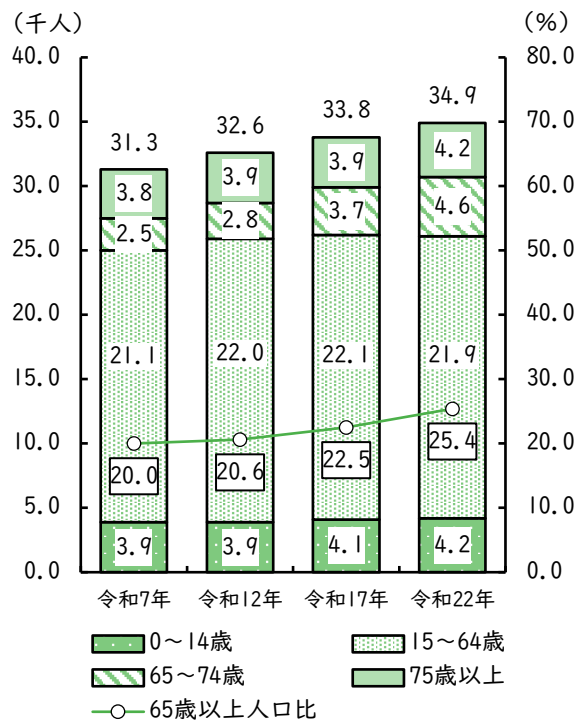
② 地域別人口の推計

地域別人口の推計をみると、各地域ともに高齢化率は増加すると推計されます。
特に、日野第三中学校地域の高齢化率は、令和22年で40.1%と推計されます。

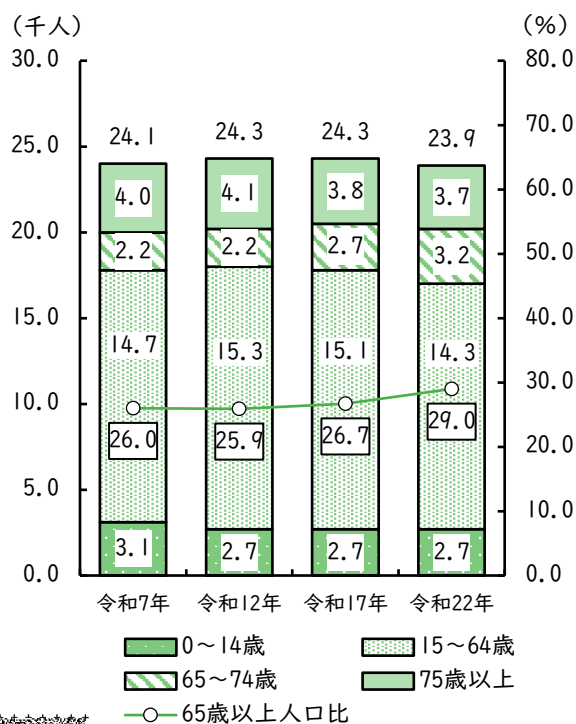
大坂上中学校地域の人口の推計



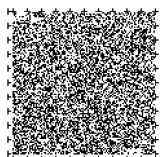
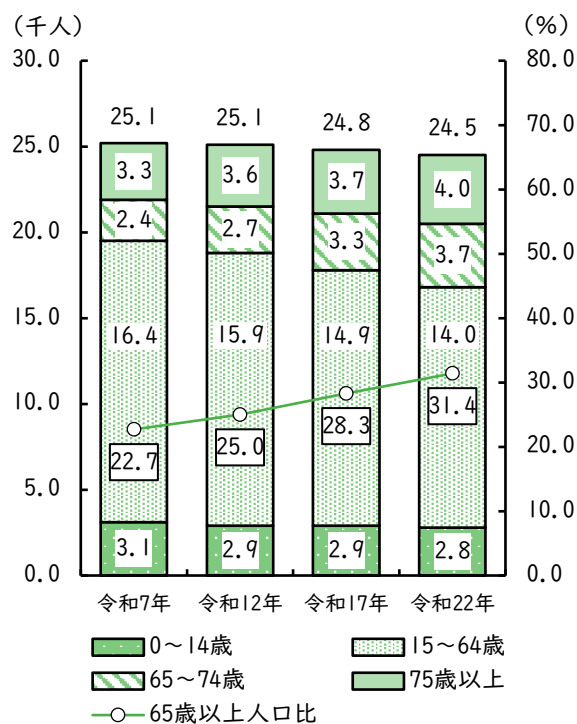
日野第一中学校地域の人口の推計



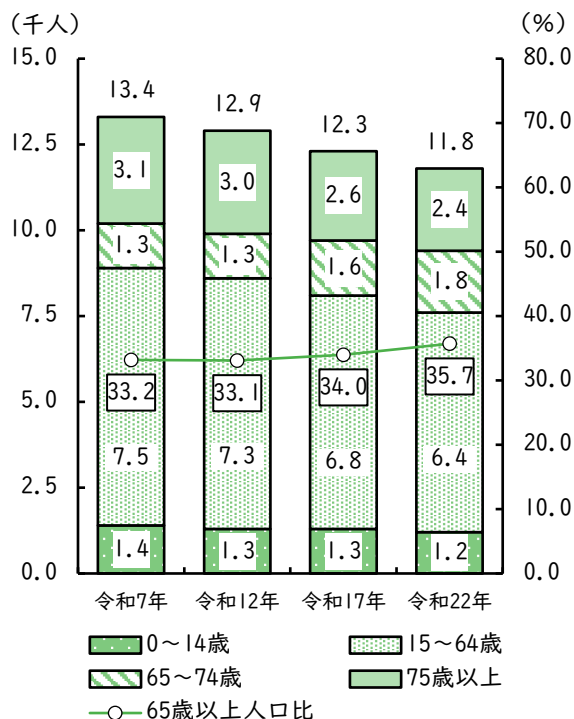
日野第二中学校地域の人口の推計



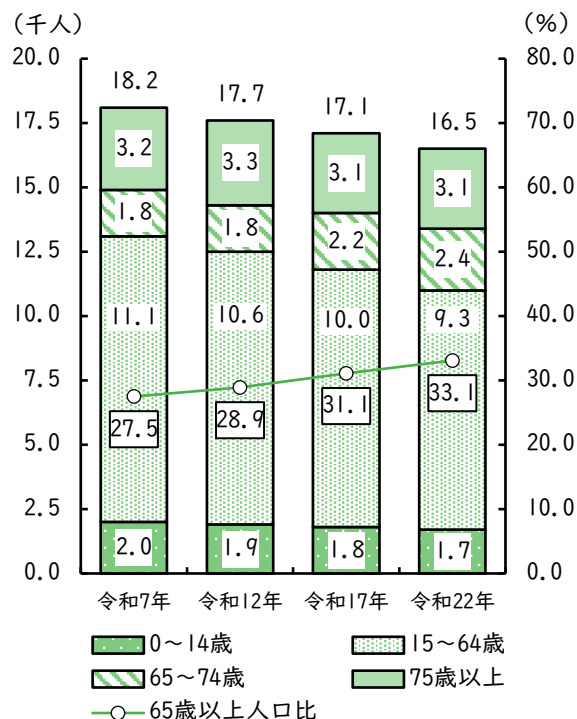
日野第四中学校地域の人口の推計



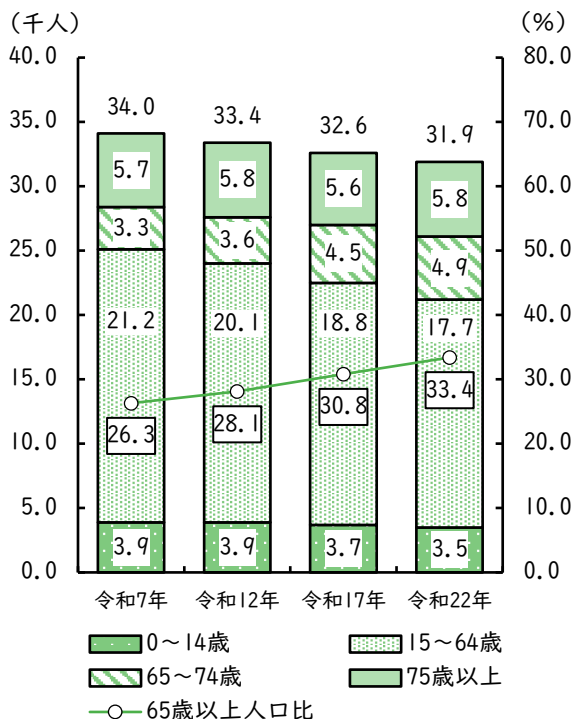
ひらやまちゅうがっこうちいき じんこう すいけい
平山中学校地域の人口の推計



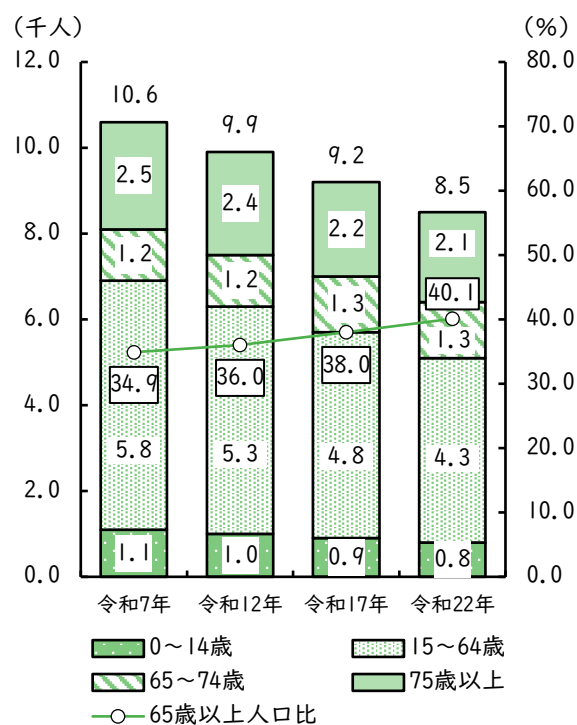
ななおちゅうがっこうちいき じんこう すいけい
七生中学校地域の人口の推計



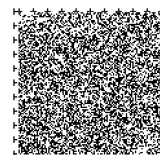
みさわちゅうがっこうちいき じんこう すいけい
三沢中学校地域の人口の推計



ひのだいさんちゅうがっこうちいき じんこう すいけい
日野第三中学校地域の人口の推計

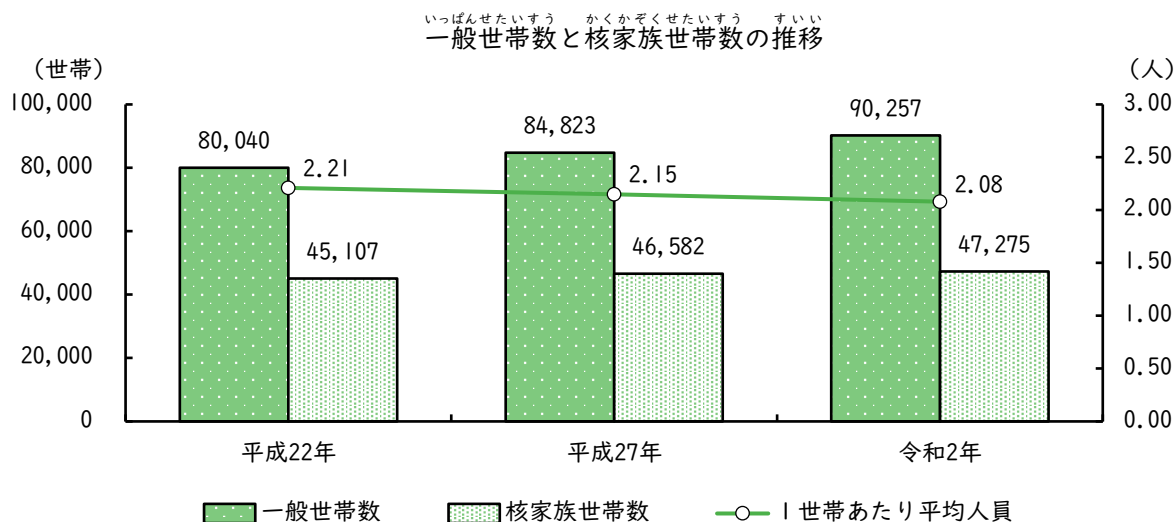


資料：都市計画マスタープラン（2019年改訂版）



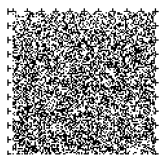
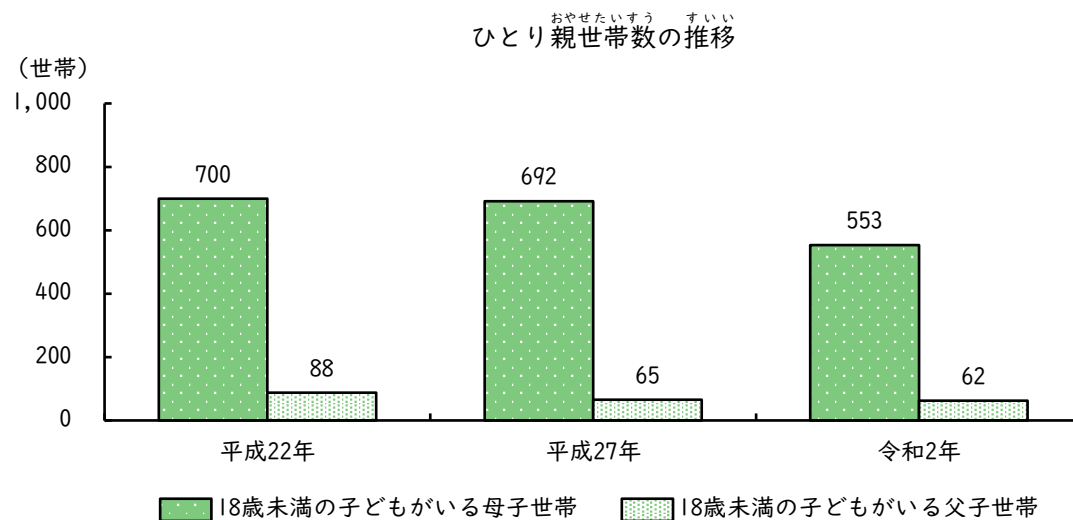
③ 一般世帯数と核家族世帯数の推移

核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で47,275世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、令和2年で2.08人となっています。



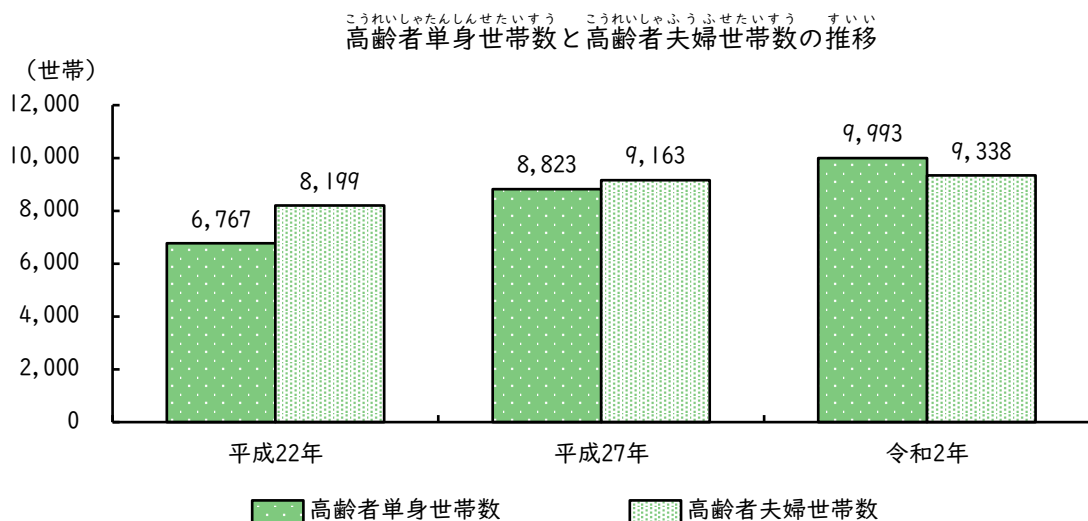
④ ひとり親世帯数の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯ともに世帯数は減少傾向にあり、令和2年でそれぞれ553世帯、62世帯となっています。

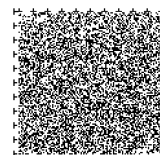


⑤ 高齢者単身世帯数と高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単身世帯数（65歳以上の者一人のみの一般世帯数）、高齢者夫婦世帯数（夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯数）はともに年々増加しており、高齢者単身世帯数は令和2年で平成22年の約1.5倍の9,993世帯、高齢者夫婦世帯数は約1.1倍の9,338世帯となっています。



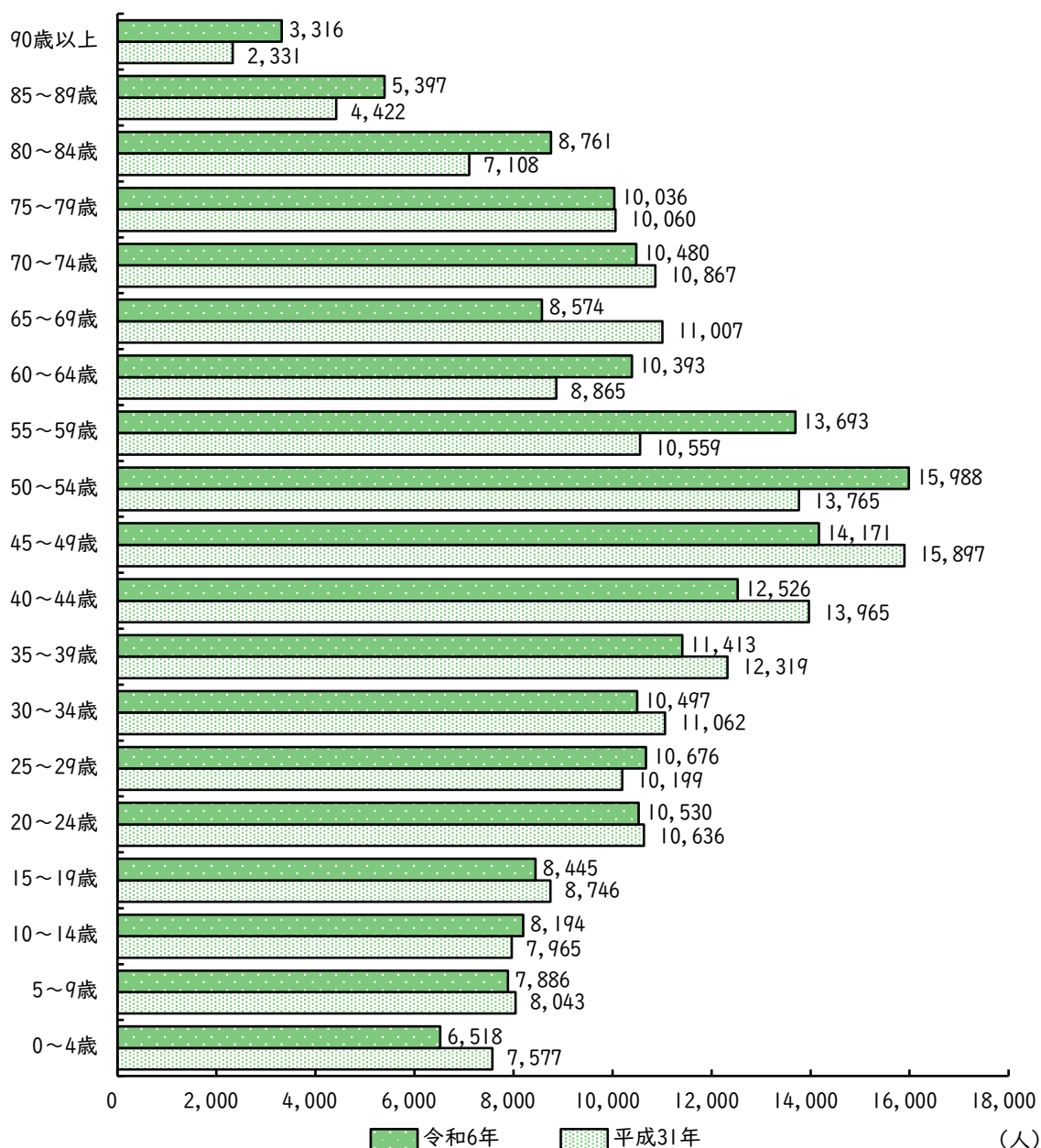
資料：国勢調査



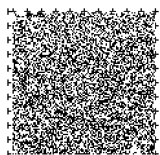
⑥ 年齢階級別人口の推移

令和6年1月1日現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、昭和46年から昭和49年生まれの第二次ベビーブームを含む50歳代前半が最も多くなっています。また、平成31年との比較では、80歳以上の後期高齢者数が増加する一方で、0歳から9歳までの年少人口が減少傾向にあることがわかります。

年齢階級別人口（平成31年（2019年）と令和6年（2024年）の比較）



資料：日野市市民窓口課「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

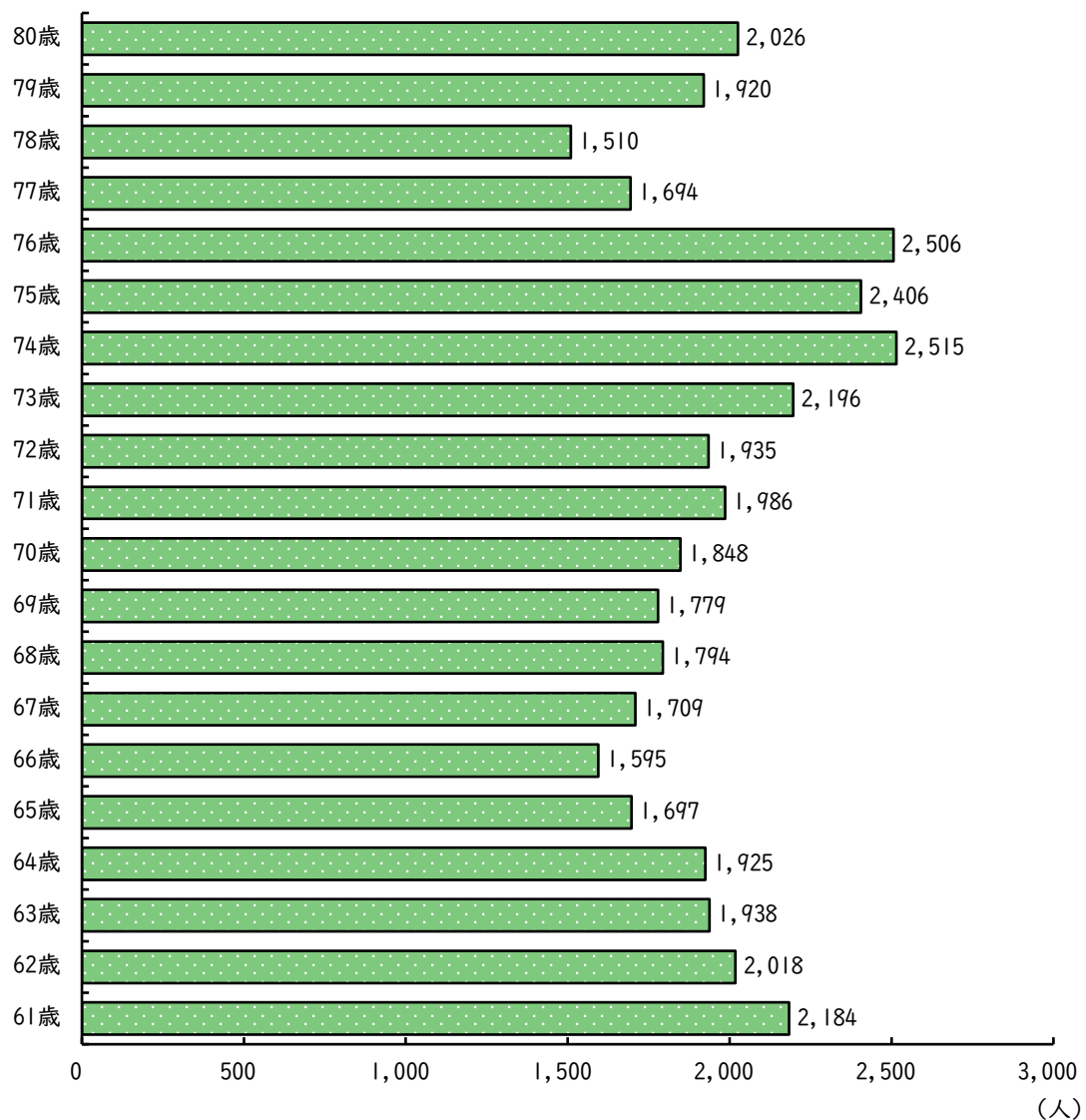


⑦ 高齢者の年齢別人口の状況

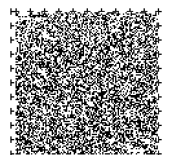
令和6年1月1日現在の高齢者年齢別人口ピラミッドをみると、74歳から76歳までの人口が顕著に多くなっています。（団塊の世代）

2年後には、後期高齢者が増加し、その後は微減しますが、依然高い水準の人口となっています。

高齢者年齢別人口



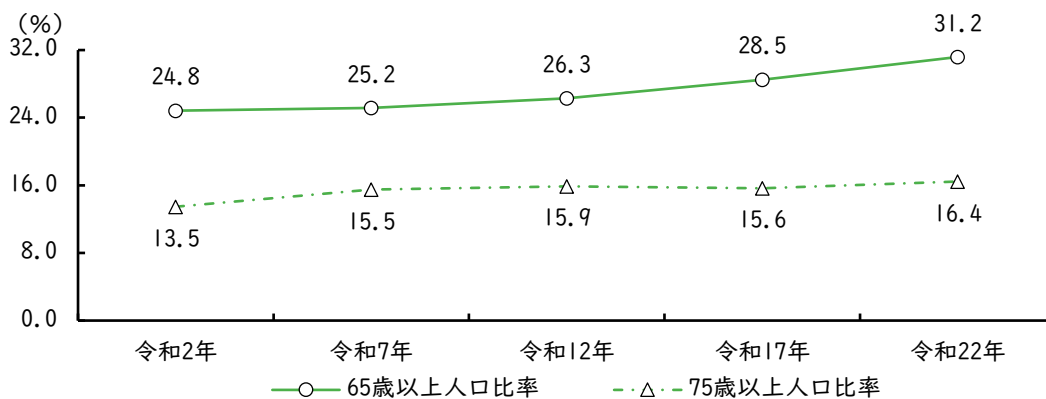
資料：日野市市民窓口課「住民基本台帳」（令和6年1月1日現在）



⑧ 高齢化率の推計

今後、本市の65歳以上の人口比率は微増傾向となり、75歳以上の人口比率は増加し、令和22年には30.0%を超えると推計されます。

高齢化率の推計



資料：[推計] 国立社会保障・人口問題研究所

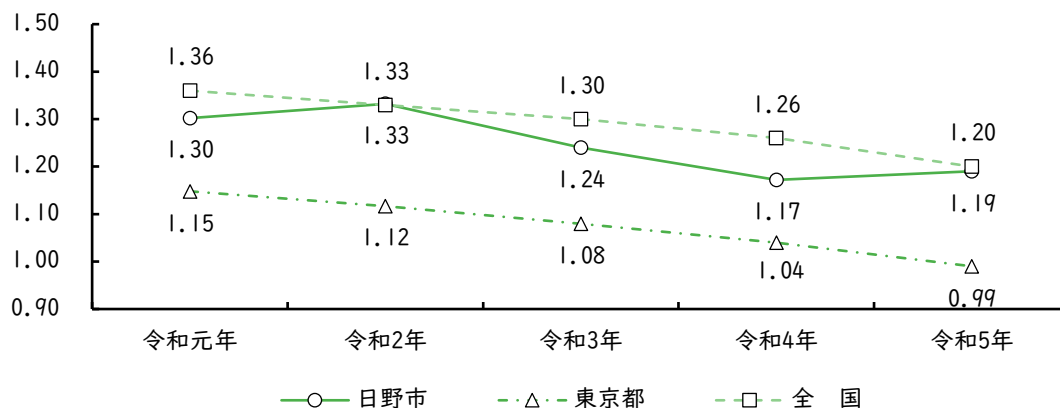
注) 令和2年国勢調査結果を基準人口として算出

⑨ 合計特殊出生率の推移

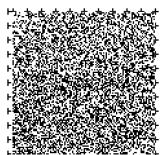
合計特殊出生率はその年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものであり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

市の合計特殊出生率は令和2年以降減少しており、令和4年で1.17と最も低くなっています。また、都・全国と比較すると、都より高く、全国より低い値となっています。

合計特殊出生率の推移

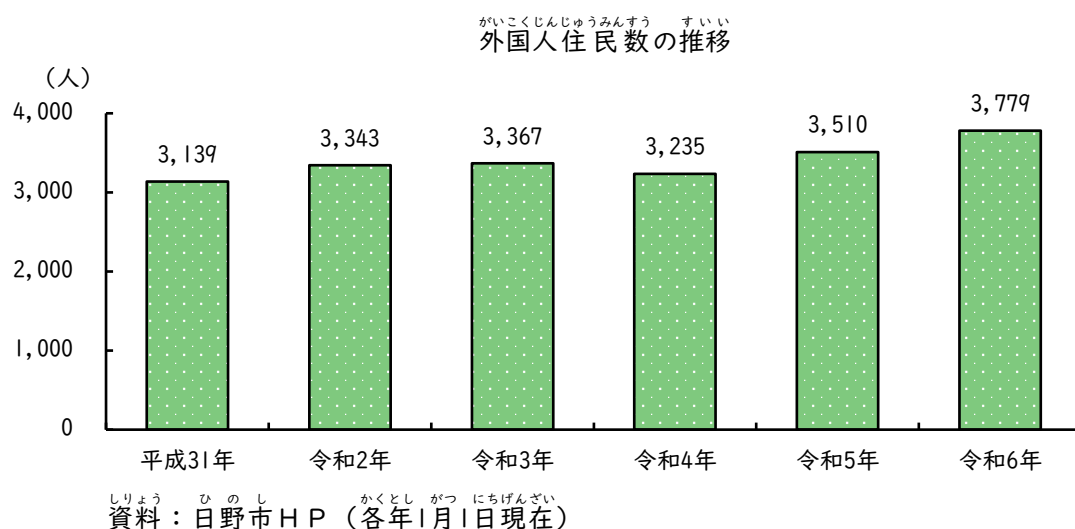


資料：東京都保健医療局 人口動態統計



⑩ 外国人住民数の推移

外国人住民数は令和4年まで横ばいで推移していましたが、その後は増加傾向にあり、令和6年で3,779人となっています。



⑪ 要支援・要介護認定者数の状況

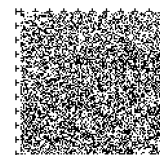
要支援・要介護認定者数は、高齢者の増加に伴って毎年増加しています。今後も後期高齢者が増加することに伴い、要支援・要介護認定者数も増加していく見込みです。

要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	1,866	1,945	2,020	2,176	2,199
要支援2	1,421	1,403	1,481	1,508	1,614
要介護1	1,601	1,723	1,803	1,885	1,890
要介護2	1,492	1,486	1,459	1,407	1,473
要介護3	1,157	1,178	1,225	1,221	1,235
要介護4	1,013	1,057	1,052	1,122	1,108
要介護5	782	778	733	758	815
合計	9,332	9,570	9,773	10,077	10,334

資料：介護保険事業状況報告年報（各年度末現在）



⑫ 障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数は、途中、微減傾向もありましたが、概ね横ばい傾向で推移しています。

知的障害者「愛の手帳」所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療費（精神通院）受給者証交付数は、増加傾向で推移しています。

難病医療費助成申請数は、令和3年度以降1,700人程度で推移しています。

ア 身体障害者の状況

障害種類別身体障害者数及び身体障害者手帳所持者実人数

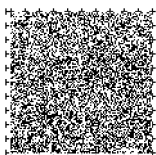
単位：人

			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
総数			5,722(186)	5,644(175)	5,516(170)	5,674(186)	5,526(172)
障害種類別	肢体不自由		2,932(129)	2,846(125)	2,749(118)	2,722(126)	2,683(118)
	音声言語機能障害		111(1)	106(1)	106(1)	110(2)	98(2)
	視覚障害		422(6)	434(4)	416(3)	440(6)	443(3)
	聴覚平衡機能障害		486(18)	484(16)	492(17)	505(17)	530(13)
	内部障害	心臓	898(16)	886(15)	900(14)	894(17)	891(18)
		腎臓	469(0)	476(0)	468(0)	483(0)	479(0)
		呼吸器	57(6)	47(7)	51(6)	52(8)	47(8)
		その他	347(10)	344(9)	355(9)	418(10)	355(10)
手帳所持者実人数			4,611(121)	4,551(111)	4,491(110)	4,603(119)	4,465(110)

資料：障害者保健福祉ひの6か年プラン、日野市障害福祉課（各年度末現在）

※表中の数値は2つ以上の障害がある場合、それぞれの障害等級ごとにカウントしているため、総数は身体障害のある人の実数とは異なる

※カッコ内の数字は、18歳未満の人数



イ 知的障害者の状況

知的障害者「愛の手帳」所持者数

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総数	1,333(401)	1,379(390)	1,472(410)	1,543(425)	1,638(452)
種別	軽度	680(223)	716(216)	749(223)	801(234)	852(243)
	中度	294(89)	293(79)	333(96)	338(97)	371(113)
	重度	309(78)	319(82)	334(77)	345(81)	353(82)
	最重度	50(11)	51(13)	56(14)	59(13)	62(14)

資料：障害者保健福祉ひの6か年プラン、日野市障害福祉課（各年度末現在）

※カッコ内の数字は、18歳未満の人数

ウ 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療費（精神通院）受給者証交付数

単位：人

			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手帳所持者数	総数		1,580(58)	1,644(64)	1,801(68)	1,925(76)	2,135(80)
	等級	1 級	99(0)	89(0)	100(1)	115(1)	111(1)
		2 級	802(22)	834(28)	913(30)	930(26)	1,036(29)
		3 級	679(36)	721(36)	788(37)	880(49)	988(50)
自立支援医療費 受給者証交付数			4,156	2,608	4,480	5,046	4,197

資料：障害者保健福祉ひの6か年プラン、日野市障害福祉課（各年度末現在）

※カッコ内の数字は、18歳未満の人数

エ 難病の状況

難病医療費助成申請数

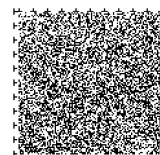
単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
難病医療費助成申請	1,408	600	1,658	1,723	1,705

※特定医療費支給認定申請書、難病医療費助成申請書兼同意書（東京都対象難病用）を含む

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少

資料：日野市障害福祉課（各年度末現在）



⑬ 生活保護世帯、人員の推移

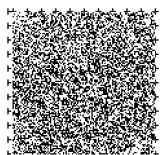
生活保護世帯数・人員及び保護率は増加傾向にあります。

生活保護世帯・人員の推移

単位：世帯・人

	総数		被保護		保護率(千対)	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人員
令和元年	89,383	186,096	2,066	2,652	23.1	14.2
令和2年	90,630	187,039	2,116	2,727	23.3	14.6
令和3年	91,667	187,372	2,194	2,749	23.9	14.7
令和4年	92,407	187,239	2,251	2,803	24.4	15.0
令和5年	93,140	187,499	2,313	2,852	24.8	15.2

資料：日野市生活福祉課（各年7月1日現在）



⑭ 福祉の市内相談窓口の状況

日野市セーフティネットコールセンターに寄せられた相談件数の推移は、社会の状況を端的に表しています。

特にこの5年間は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響が如実に表れており、混乱した社会情勢が見て取れます。

また、生活保護の相談件数の推移からは、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響が後年にわたって現出していることが見て取れます。

生活困窮者自立支援等相談状況

※延べ件数 単位：件

相談内容	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活困窮に係る相談	1,512	3,950	2,373	1,963	2,121
ひきこもり相談	66	67	68	76	129
ひとり親相談 (離婚前相談含む)	2,557	4,392	3,672	2,737	2,036
その他	2,828	5,350	4,028	3,820	3,520
合計	6,963	13,759	10,141	8,596	7,806

資料：日野市セーフティネットコールセンター（各年度末現在）

※ひきこもりに係る相談はセーフティネットコールセンターと「ひきこもり個別相談会」との合算

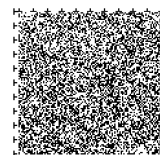
※その他には「自殺相談」、「災害・犯罪被害相談」、「生活保護相談」等を含む

生活保護相談状況

単位：件

	相談件数(延べ件数)	申請件数
令和2年度	983	315
令和3年度	842	310
令和4年度	953	363
令和5年度	1,061	361

資料：日野市セーフティネットコールセンター（各年度末現在）



⑮ 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の人数は横ばいで推移しており、令和5年度には125人となっています。

民生委員・児童委員の人数の推移

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員	実人数	124	126	122	123	125
	定数	134	134	134	134	134

資料：日野市福祉政策課（各年度末現在）

⑯ 地域包括支援センターの状況

ア 地域包括支援センターの相談員の状況

地域包括支援センターは令和元年度より9箇所と増減はないものの、相談支援員は減少し、令和5年度には49人となっています。人員体制としては厳しい状況が続いているため、持続可能な体制整備が求められます。

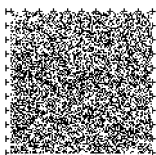
地域包括支援センターの推移

単位：箇所・人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター	9	9	9	9	9
相談支援員※	54	54	54	50	49

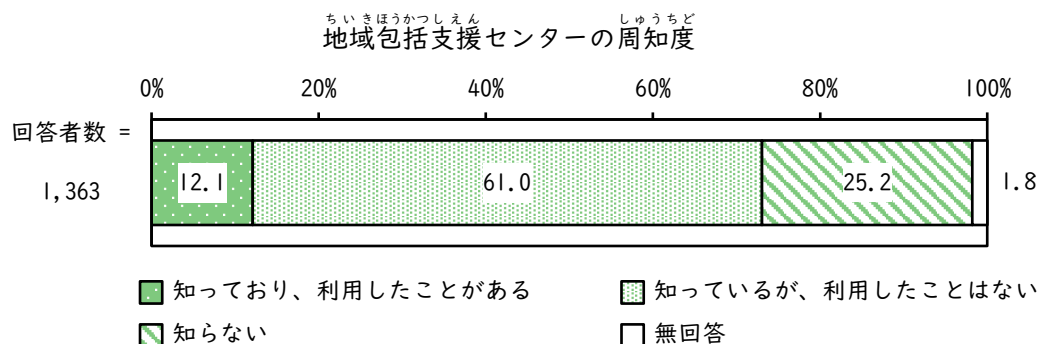
資料：日野市高齢福祉課（各年度末現在）

※介護保険法に基づき配置されている看護師、社会福祉士、介護支援専門員、主任介護支援専門員



イ 地域包括支援センターの周知度

「知っているが、利用したことはない」の割合が61.0%と最も高く、次いで「知らない」の割合が25.2%、「知っており、利用したことがある」の割合が12.1%となっています。



資料：第5期日野市高齢者福祉総合計画策定のためのアンケート調査

⑰ 日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数

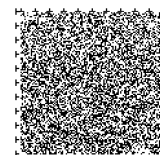
日常生活を送るために支援が必要な自立度Ⅱ以上の高齢者は令和2年度には4,843人に増加し、その後令和4年度までは横ばいですが、令和5年度に4,975人に増加しています。

日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	4,614	4,843	4,840	4,841	4,975

資料：日野市介護保険課（各年度末現在）



⑮ 避難行動要支援者の状況

ア 避難行動要支援者名簿の提供同意状況

避難行動要支援者の名簿提供同意数は令和3年度から令和4年度にかけて減少し、その後増加して3,270人となっています。

避難行動要支援者数の推移

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援。要介護認定者数及びそれ以外の避難行動要支援者	7,032	6,282	6,202
事前情報提供者数	3,077	2,917	3,270

資料：日野市障害福祉課・高齢福祉課（各年度末現在）

イ 避難行動要支援者名簿提供団体の状況

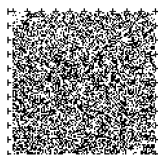
避難行動要支援者名簿提供団体数は横ばいで、令和5年度に26団体となっています。

避難行動要支援者名簿提供団体数の推移

単位：団体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	26	26	27	26

資料：日野市防災安全課（各年度末現在）



⑱ 福祉避難所の状況

福祉避難所数は令和5年度で高齢施設が17か所、障害施設が10か所となっています。

福祉避難所数の推移

単位：か所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢施設数	17	17	17	17	17
障害施設数	7	8	9	10	10

資料：日野市防災安全課（各年度末現在）

㉔ 不登校児の状況

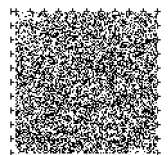
不登校児は年々増加しています。令和5年度では小学校は207人、中学校は305人と令和元年度から100人以上増加しています。

不登校児の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校児合計	277	292	384	453	512
小学校	93	103	126	166	207
中学校	184	189	258	287	305

資料：日野市教育指導課（各年度末現在）



(2) 本市における地域活動の状況

① 自治会の状況

加入率は年々減少し、令和5年度には37.72%となっています。地域によっては、加入率が高い地域もあり、回覧板などによる情報は回りますが、加入率が高い地域がすべて活発な地域活動を行っているとは言えません。

自治会数と加入率の推移

単位：団体・%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数	237	235	234	235	234
加入率	43.61	42.41	40.69	39.45	37.72

資料：日野市地域協働課（各年度4月1日現在）

② 老人クラブの状況

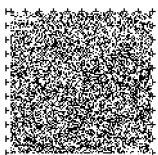
老人クラブ数は令和5年度で42となっており、健康で生きがいのある暮らしに向けた各種地域活動を通じた仲間づくりなどを推進しています。近年高齢者人口が増加していますが、一方で会員数は年々減少しています。

老人クラブ数・会員数の推移

単位：団体・人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数	47	45	45	42	42
会員数	3,434	3,226	3,057	2,768	2,687

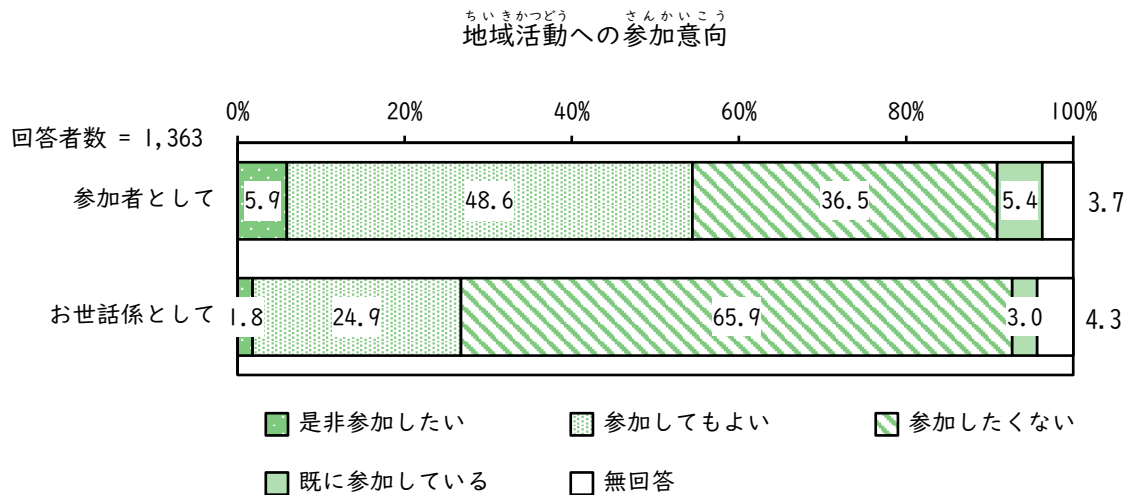
資料：日野市高齢福祉課（各年度4月1日現在）



③ 地域活動への参加意向

地域での活動に参加したいかどうかについては、「参加してもよい」の割合が48.6%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が36.5%となっています。

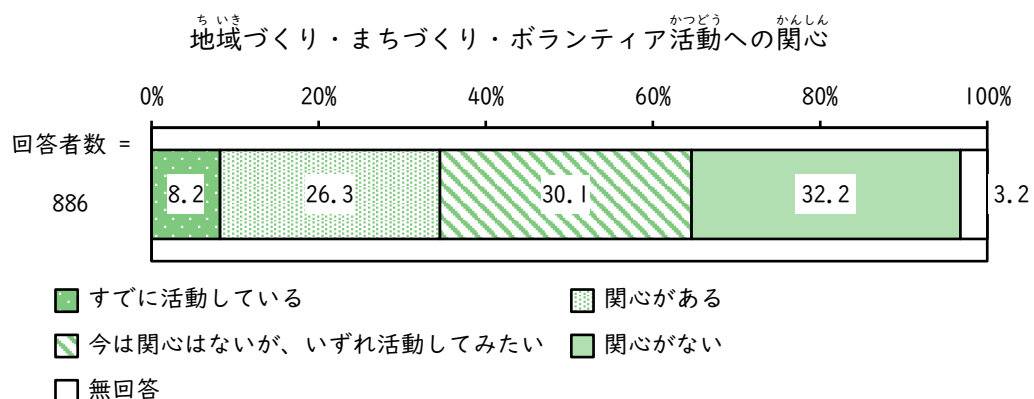
地域での活動に、「お世話係」として参加したいかどうかについては、「参加したくない」の割合が65.9%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が24.9%となっています。



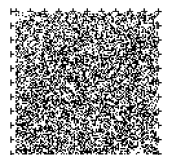
資料：第5期日野市高齢者福祉総合計画策定のためのアンケート調査

④ 地域づくり・まちづくり・ボランティア活動への関心

地域づくり・まちづくり・ボランティア活動への関心については、「関心がない」の割合が32.2%と最も高く、次いで「今は関心はないが、いずれ活動してみたい」の割合が30.1%、「関心がある」の割合が26.3%となっています。



資料：令和5年度日野市市民意識調査

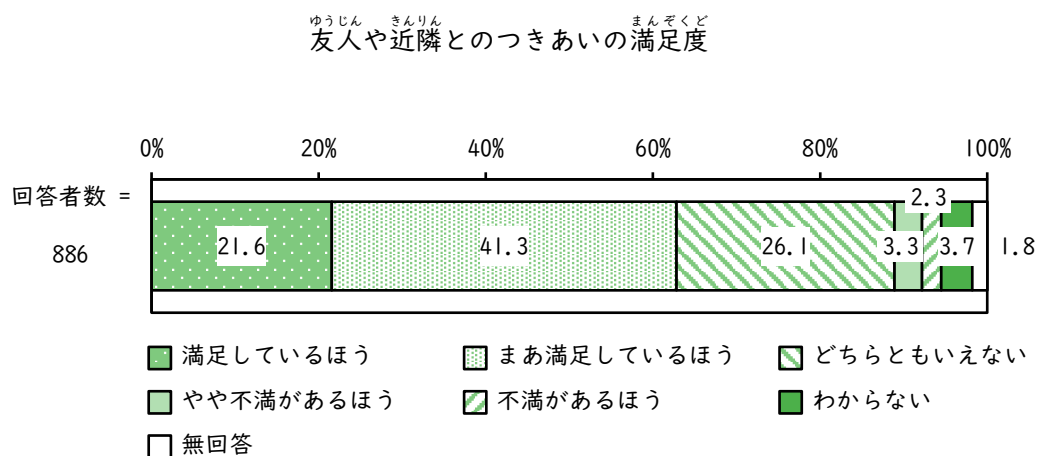


(3) 本市における地域のつながりの状況

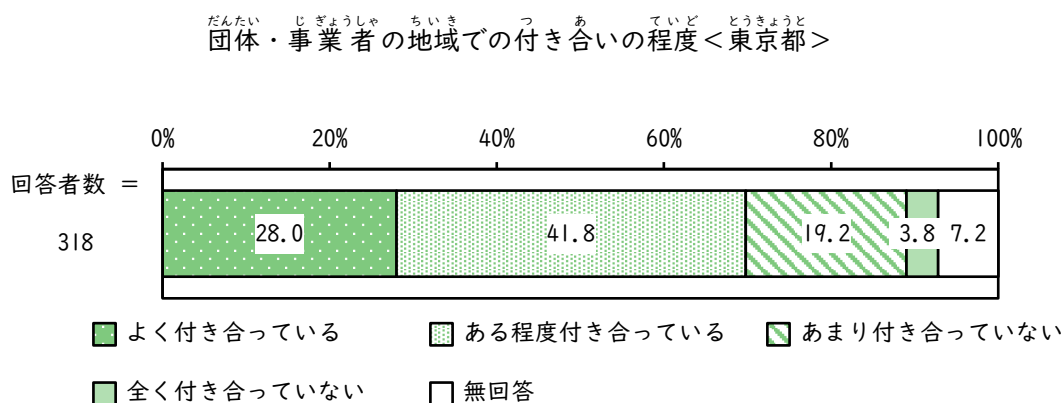
① 本市における地域のつながりの状況

友人や近隣との付き合いの満足度について、『満足している』（「満足しているほう」と「まあ満足しているほう」の合計）の割合が62.9%と高くなっています。

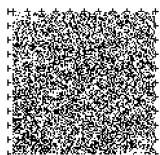
東京都調査によると、団体・事業者の地域での付き合いの程度について、「ある程度付き合っている」の割合が41.8%と最も高く、次いで「よく付き合っている」の割合が28.0%、「あまり付き合っていない」の割合が19.2%となっています。



資料：令和5年度日野市市民意識調査

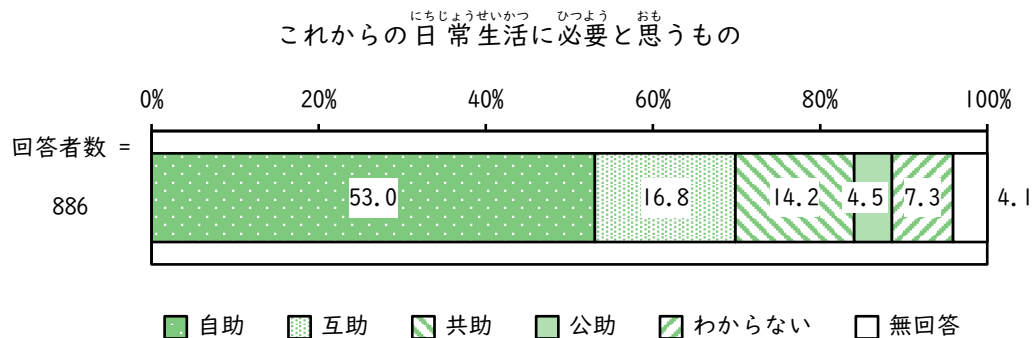


資料：第二期東京都地域福祉支援計画（中間見直し版）に係る調査委託報告書



② これからの日常生活に必要なと思うもの

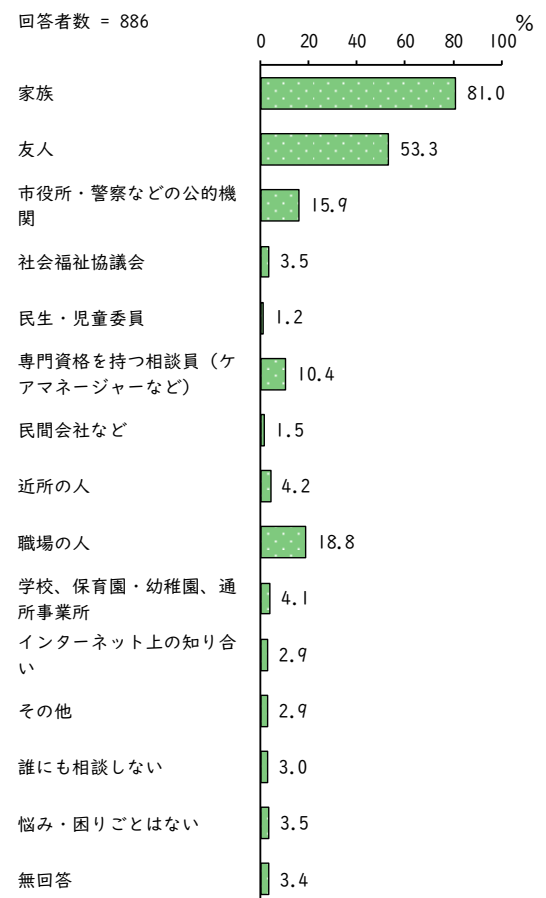
これからの日常生活に必要なと思うものについて、「自助」の割合が53.0%と最も高く、次いで「互助」の割合が16.8%、「共助」の割合が14.2%となっています。



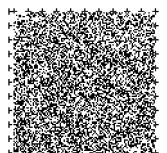
資料：令和5年度日野市市民意識調査

③ 日常生活での悩み・困りごとの相談先について

「家族」の割合が81.0%と最も高く、次いで「友人」の割合が53.3%、「職場の人」の割合が18.8%となっています。



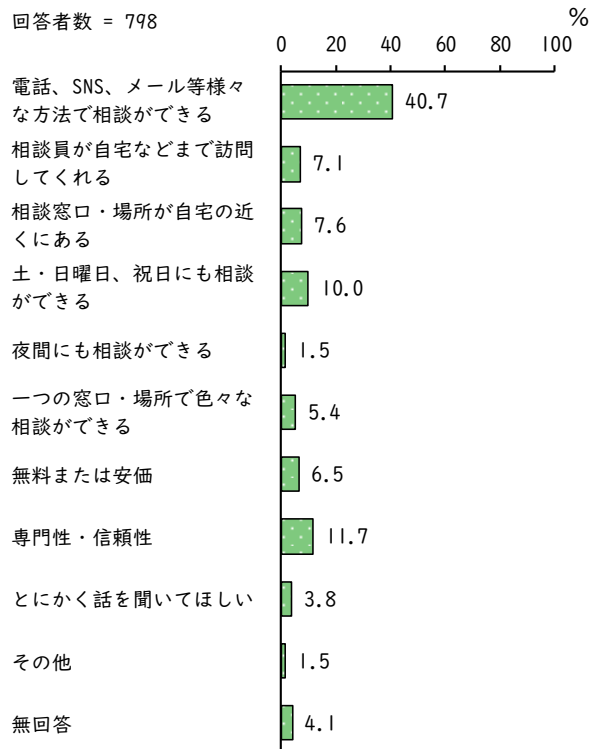
資料：令和5年度日野市市民意識調査



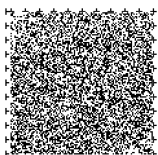
④ 相談する場合の相談窓口・場所に求めることについて

「電話、SNS、メール等様々な方法で相談ができる」の割合が40.7%と最も高く、次いで「専門性・信頼性」の割合が11.7%、「土・日曜日、祝日にも相談ができる」の割合が10.0%となっています。

回答者数 = 798



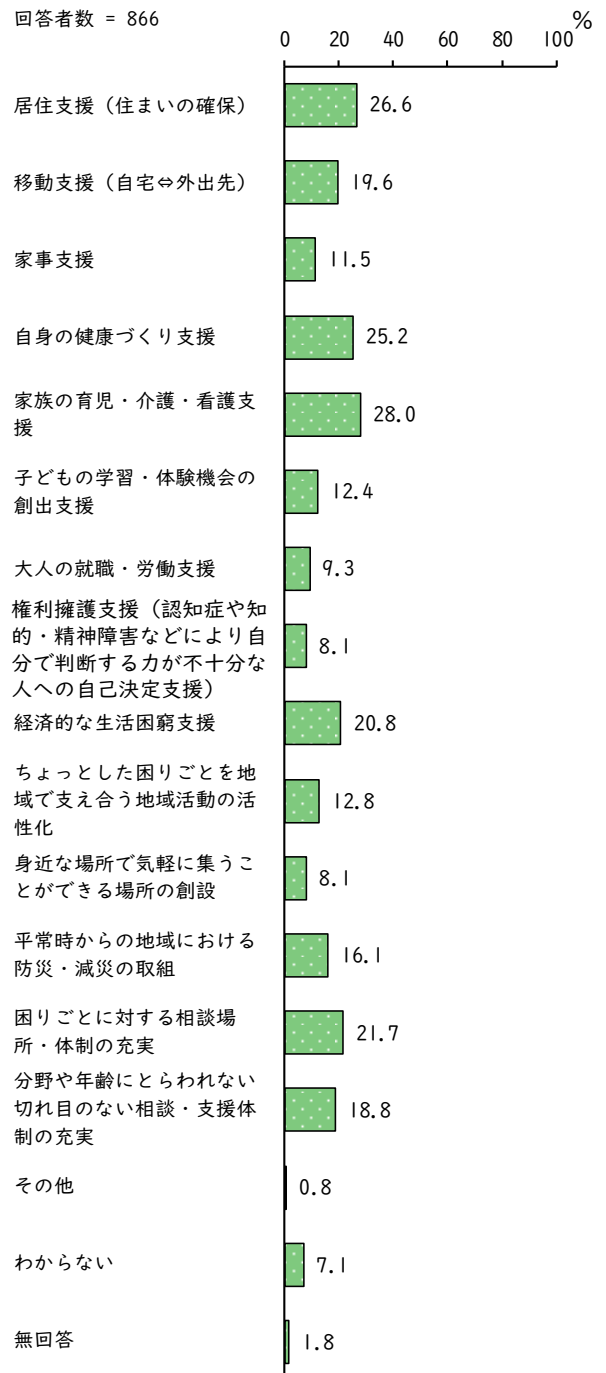
資料：令和5年度日野市市民意識調査



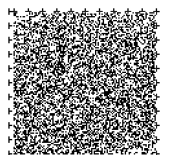
⑤ 地域で安心して生活するために必要なサポートについて

「家族の育児・介護・看護支援」の割合が28.0%と最も高く、次いで「居住支援（住まいの確保）」の割合が26.6%、「自身の健康づくり支援」の割合が25.2%となっています。

回答者数 = 866



資料：令和5年度日野市市民意識調査



(4) 相談支援を行う支援者側の状況

① 最近の相談内容や支援対象者の傾向について

「分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている」の割合が73.5%と最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が71.1%、「既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている」の割合が43.4%となっています。

回答者数 = 83

既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている

分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている

対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている

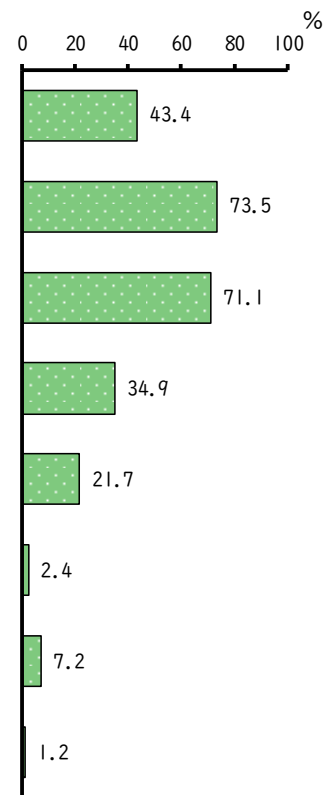
地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている

相談や支援を拒否する個人や世帯が増えている

特に変化は感じない

その他

無回答



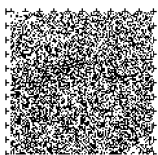
【通常業務で関わる主な福祉分野別】

通常業務で関わる主な福祉分野別にみると、高齢福祉で「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」の割合が高くなっています。

単位：%

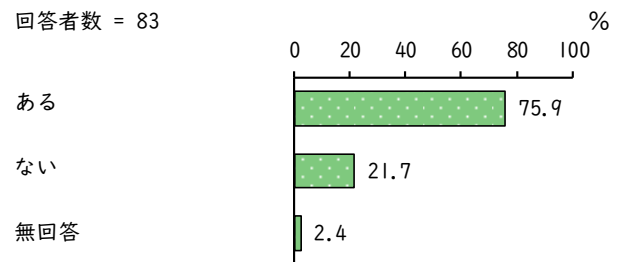
区分	回答者数(件)	既存の制度では対応できない個人や世帯が増えている	分野をまたがる複合的な福祉課題を抱えている個人や世帯が増えている	対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている	地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている	相談や支援を拒否する個人や世帯が増えている	特に変化は感じない	その他	無回答
全体	83	43.4	73.5	71.1	34.9	21.7	2.4	7.2	1.2
高齢福祉	22	54.5	86.4	72.7	63.6	27.3	—	4.5	—
障害福祉	14	57.1	64.3	71.4	21.4	14.3	—	7.1	7.1
児童福祉	28	28.6	71.4	78.6	21.4	10.7	3.6	7.1	—
福祉の初期相談・生活困窮等	12	41.7	75.0	66.7	50.0	50.0	8.3	—	—

資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書（市職員及び福祉支援サービス事業所を対象としたアンケート）



② 「^{せいど はざま}制度の狭間」や「^{ふくごうたもんだい}複合多問題」といった^{ふくしかだい}福祉課題を^{かか}抱えた^{こじん}個人や^{せたい}世帯について、^{そうだん}相談を受けたことがあるか

「ある」の割合が75.9%、「ない」の割合が21.7%となっています。



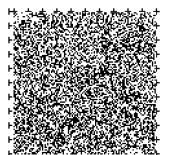
【^{つうじょうぎょうむ}通常業務で^{かか}関わる^{おも}主な^{ふくしぶんやべつ}福祉分野別】

^{つうじょうぎょうむ}通常業務で^{かか}関わる^{おも}主な^{ふくしぶんやべつ}福祉分野別にみると、^{しょうがいふくし}障害福祉で「ある」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	ある	ない	無回答
全 体	83	75.9	21.7	2.4
高齢福祉	22	81.8	18.2	—
障害福祉	14	85.7	7.1	7.1
児童福祉	28	75.0	25.0	—
福祉の初期相談・生活困窮等	12	83.3	16.7	—

資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書



③ 受けた相談が通常関わる業務範囲以外の内容である場合の対応

回答者数 = 63

「貴課から相談内容に合致する課や相談支援機関に直接連絡し、対応を依頼する」の割合が58.7%と最も高く、次いで「貴課から相談内容に合致する課や相談支援機関に直接連絡し、相談者と同行訪問して状況確認するなどの対応をしている」の割合が50.8%、「相談内容に合致する課や相談支援機関を相談者に伝え、相談者から担当課等へ直接相談してもらっている」の割合が44.4%となっています。

貴課から相談内容に合致する課や相談支援機関に直接連絡し、相談者と同行訪問して状況確認するなどの対応をしている

貴課から相談内容に合致する課や相談支援機関に直接連絡し、対応を依頼する

相談内容に合致する課や相談支援機関を相談者に伝え、相談者から担当課等へ直接相談してもらっている

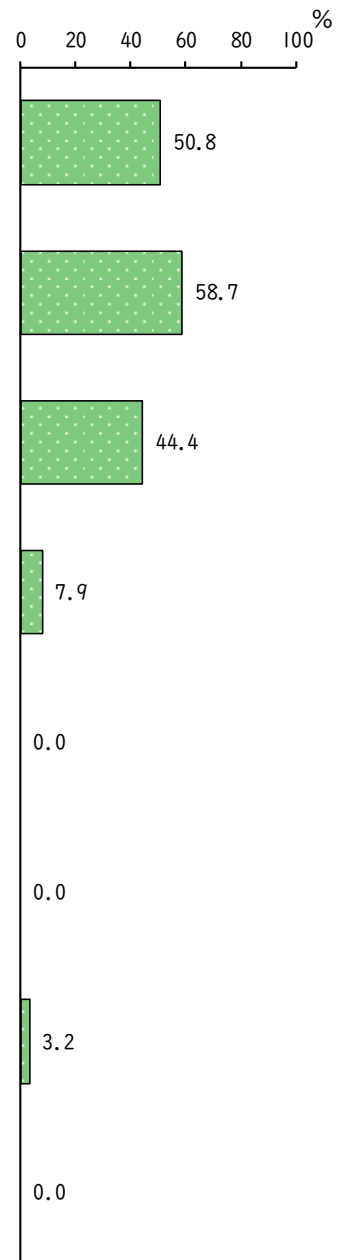
業務範囲以外の相談内容であっても、できる範囲で対応している

業務範囲以外の相談内容には、特に対応していない

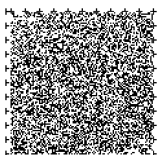
どのように対応したらよいかわからない

その他

無回答



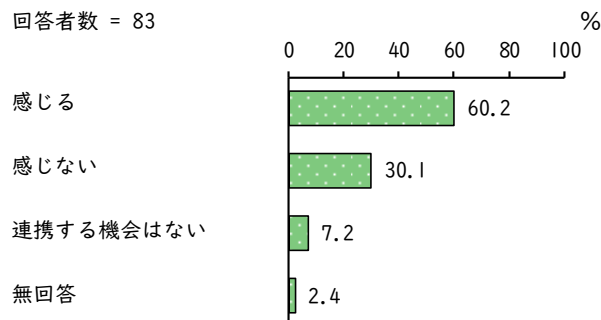
資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書



④ 相談者への支援にあたって通常関わる業務範囲以外の課や相談支援機関・施設と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われていると感じるか

回答者数 = 83

「感じる」の割合が60.2%と最も高く、次いで「感じない」の割合が30.1%となっています。

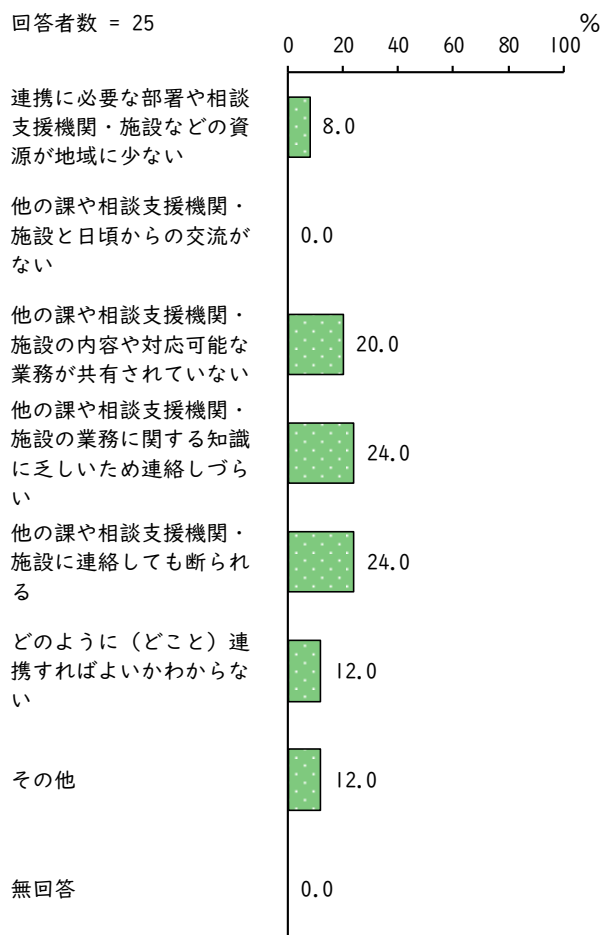


資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書

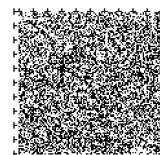
⑤ 連絡や連携がスムーズに行われていると感じない理由

回答者数 = 25

「他の課や相談支援機関・施設の業務に関する知識に乏しいため連絡しづらい」、「他の課や相談支援機関・施設に連絡しても断られる」の割合が24.0%と最も高く、次いで「他の課や相談支援機関・施設の内容や対応可能な業務が共有されていない」の割合が20.0%となっています。



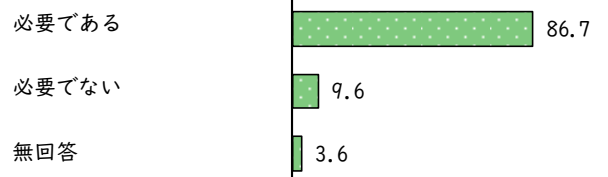
資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書



⑥ 複数の関係部署・機関をコーディネートする部署や相談支援機関の必要性

「必要である」の割合が86.7%、「必要でない」の割合が9.6%となっています。

回答者数 = 83

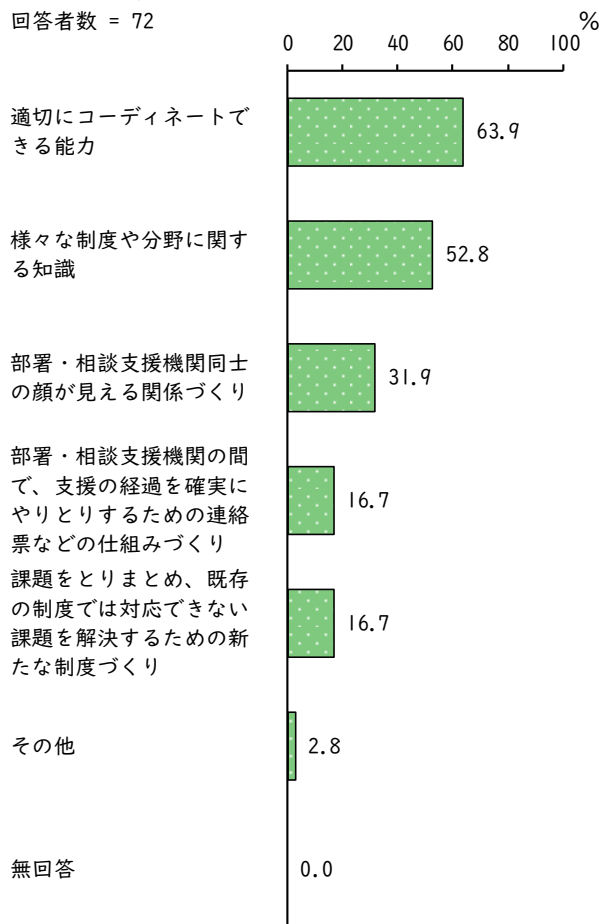


資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書

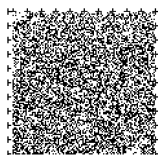
⑦ コーディネートする部署や相談支援機関に必要な機能

「適切にコーディネートできる能力」の割合が63.9%と最も高く、次いで「様々な制度や分野に関する知識」の割合が52.8%、「部署・相談支援機関同士の顔が見える関係づくり」の割合が31.9%となっています。

回答者数 = 72

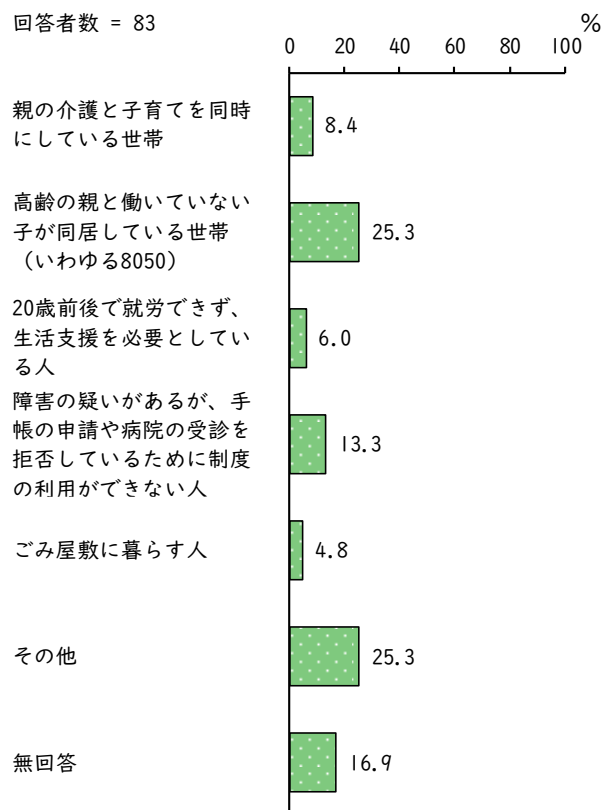


資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書



⑧ 「^{せいど はざま}制度の狭間」や「^{ふくごうたもんだい}複合多問題」といった^{ふくしかだい}福祉課題を抱えた^{こじん}個人や^{せたい}世帯について、これまでに^{かんけい}関係する^{ぶしょ}部署や^{そうだんしえんきかん}相談支援機関と^{れんけい}連携して^{たいおう}対応したケース

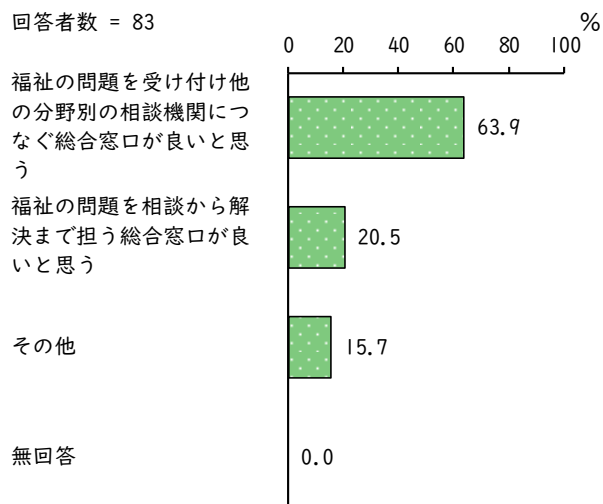
「^{こうれい}高齢の親と^{おや はたら}働いていない^こ子が^{どうきょ}同居している^{せたい}世帯（いわゆる8050）」の割合が25.3%と最も高く、次いで「^{しょうがい}障害の疑いがある^{てちょう しんせい}が、手帳の申請や^{びょういん}病院の受診を拒否している^{せいど りよう}ために制度の利用ができない^{ひと}人」の割合が13.3%となっています。



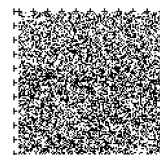
資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書

⑨ ^{そうごうそうだんしえん}総合相談支援（^{ことわ}断らない・^も漏れのない^{そうだんしえん}相談支援）を実施する体制としてどのような^{しく}仕組みが^よ良いか

「^{ふくし}福祉の問題を受け付け^う他の^つ分野別の^{ほかに}相談機関^{ぶんやべつ}につなぐ^{そうごうまどぐち}総合窓口が^よ良いと^{おも}思う」の割合が63.9%、「^{ふくし}福祉の問題を^{そうだん}相談から^{かいけつ}解決まで^{なり}担う^{そうごうまどぐち}総合窓口が^よ良いと^{おも}思う」の割合が20.5%となっています。



資料：第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果報告書



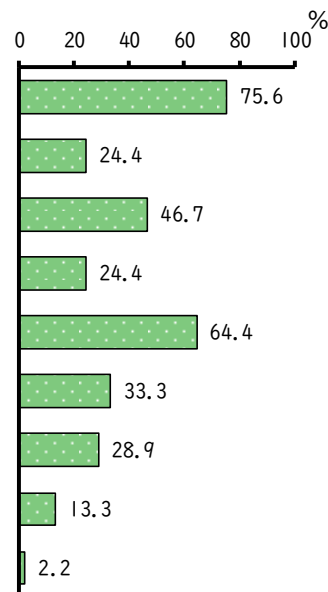
(5) 福祉専門職の状況

人材募集・育成・定着に関して困っている点

「募集をしても応募者が少ない」の割合が75.6%と最も高く、次いで「良質な人材の確保が難しい」の割合が64.4%、「募集にかかる費用負担（広告費など）が大きい」の割合が46.7%となっています。

回答者数 = 45

募集をしても応募者が少ない
効果的な募集方法がわからない
募集にかかる費用負担（広告費など）が大きい
人材が定着しない
良質な人材の確保が難しい
予算に限りがあり人材が増やせない
教育・研修の時間が十分にとれない
効果的な指導方法がわからない
その他（厳しい指導とパワハラの境目が難しい）



【福祉分野別】

福祉分野別にみると、高齢福祉で「教育・研修の時間が十分にとれない」の割合が高く、障害福祉では「良質な人材の確保が難しい」の割合が高くなっています。

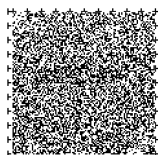
単位：%

区分	回答者数（件）	募集をしても応募者が少ない	効果的な募集方法がわからない	募集にかかる費用負担（広告費など）が大きい	人材が定着しない	良質な人材の確保が難しい	予算に限りがあり人材が増やせない	教育・研修の時間が十分にとれない	効果的な指導方法がわからない	その他（厳しい指導とパワハラ（厳しい）の境目が指導）
全 体	45	75.6	24.4	46.7	24.4	64.4	33.3	28.9	13.3	2.2
高齢福祉	28	75.0	21.4	39.3	28.6	50.0	25.0	39.3	14.3	3.6
障害福祉	17	76.5	29.4	58.8	17.6	88.2	47.1	11.8	11.8	0.0

資料：福祉人材の募集・育成・定着に関する調査 集計結果（市内の高齢福祉施設および

障害福祉施設（訪問介護事業所・児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを

除く）を対象としたアンケート）



2

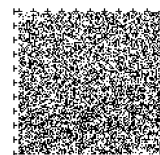
第4期日野市地域福祉計画の評価及び課題

第4期日野市地域福祉計画においては、計画期間である令和2年度から令和6年度までのそれぞれの年度における事業（令和6年度については、取り組み予定の事業）の進捗について、日野市地域福祉計画推進委員会に報告し、評価・検証を行ってきました。それらの評価に加え、国の方針や市民・支援機関に対して行ったアンケート調査結果を踏まえ、第5期の計画策定に向け、基本目標ごとに課題を整理しました。

基本目標Ⅰ 身近な地域で気軽に相談できる機能を整え、ニーズに合った支援に努めます

施策Ⅰ 地域における福祉の初期総合相談機能の強化【重点】

市の取り組み	①圏域ごとの福祉の総合相談窓口機能の体制整備 ②専門職によるアウトリーチの強化 ③個人の特性に応じた雇用・就労支援 《達成状況》※令和5年度時点 ①概ね達成 ②達成 ③達成 《主な達成内容》 ①総合相談窓口を強化するため、市役所本庁舎とサテライトセンター多摩平に加え、令和6年度にサテライトセンター高幡を設置した。 ②令和6年度からヤングケアラー・コーディネーターの配置やヤングケアラー専用の相談窓口を設定した。 ②ひきこもりの当事者や家族を対象に居場所（たきあいあい）を確保し、自立に向けての支援を行った。 ③就労準備支援事業を活用して自立に向けた支援を行った。
統計データ	・生活困窮やひきこもりなどが顕在化している。（P27） ・福祉の初期相談窓口であるセーフティネットコールセンターに寄せられた相談内容では、生活困窮者自立支援に係る相談が増加傾向にある。（P27） ・生活保護の申請件数が増加傾向にある。（P27）



アンケート
調査結果

① 重層的支援体制整備事業に関わる人へのアンケート調査

・ 最近の相談内容や支援対象者の傾向

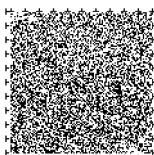
「分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている」と感じている支援者が7割超えと最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」、「既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている」が続いている。(P38)

② 市民意識調査

- ・ 日常生活での悩み・困りごとの相談先は「家族」、「友人」が多く、「市役所・警察などの公的機関」は1割半ば程度となっている。一方で相談相手のいない人も3.0%いる。(P35)
- ・ 相談する際の相談窓口・場所に求めることは、「電話、SNS、メール等様々な方法で相談ができる」が40.7%と最も高い。(P36)

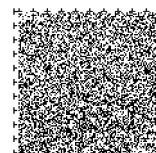
次期計画に向けた課題

- 適切な相談先につながるには、市民一人ひとりに相談機関や支援体制の周知を図っていくことが必要である。
- 様々な媒体等を活用した相談方法の多様化・充実が必要である。
- 顕在化しづらいひきこもり家庭などの潜在的な問題に対しては、アウトリーチ等によるアプローチが必要である。



施策2 関係機関ネットワークによる包括的な相談支援体制の構築支援

市の取り組み	①医療・福祉ネットワークによる「包括ケアシステム」を運用 ②専門職を軸にした支援の連携 《達成状況》※令和5年度時点 ①概ね達成 ②一部達成 《主な達成内容》 ①多職種協働による医療と介護の連携勉強会（地域包括支援センター主催）の運営支援を行った。 ②地域の通える場でのフレイル予防を柱とした専門職との連携を強化した。
統計データ	・単身高齢者世帯、要支援・要介護認定された高齢者、精神障害者保健福祉手帳所持者など支援が必要な方々が増加している。（P19、23、25） ・不登校等の子どもが増加している。（P31）
アンケート調査結果	①重層的支援体制整備事業に関わる人へのアンケート調査 ・相談者への支援にあたって、普段は関わらない市の担当部署や相談支援機関、施設と連絡や連携はスムーズに行われていると「感じる」が60.2%「感じない」が30.1%。感じない理由として、「他の課や相談支援機関・施設の業務に関する知識に乏しいため連絡しづらい」、「他の課や相談支援機関・施設に連絡しても断られる」、「他の課や相談支援機関・施設の内容や対応可能な業務が共有されていない」などの割合が高い。（P41） ・複数の関係部署・機関をコーディネートする部署や相談支援機関が必要であるとの回答が86.7%と高い結果となった。 コーディネートする部署や相談支援機関に必要な機能として、「適切にコーディネートできる能力」、「様々な制度や分野に関する知識」、「部署・相談支援機関同士の顔が見える関係づくり」などが求められている。（P42） ・総合相談支援（断らない・漏れのない相談支援）を実施する体制として、「福祉の問題を受け付け他の分野別の相談機関につなぐ総合窓口が良いと思う」が63.9%と高く、「福祉の問題を相談から解決まで担う総合窓口が良いと思う」が20.5%と低い結果となった。（P43）



②高齢者福祉総合計画策定のためのアンケート調査

・地域包括支援センターの周知度について、「知っているが、利用したことはない」の割合が61.0%と最も高く、次いで「知らない」の割合が25.2%と比較的低いことから認知度は高いと言える。(P29)

③市民意識調査

・地域で安心して生活するために必要なサポートとして、「家族の育児・介護・看護支援」、「居住支援（住まいの確保）」などが求められている。(P37)

次期計画に向けた課題

○生活支援コーディネーターと活動団体の連携強化や地域ケア会議から抽出された課題の解決に向けた体制の構築、医療と介護の連携による在宅療養に関する課題解決に向けた取り組みの強化などが必要である。

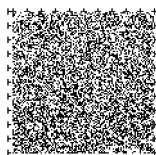
○複合する問題に対しては、分野別の支援制度だけではなく、分野を超えた支援体制の構築が必要である。

○地域包括支援センターの役割については引き続き周知するとともに、市全体での包摂的な体制づくりに向けては、横の連携を強化するためのコーディネート機能が必要である。

○地域包括支援センターは、これまでも分野をまたがる複合的な問題に対しても対応してきたが、負担が増大していることから「福祉の初期総合相談窓口」を核として各相談支援関係機関の横の連携を強化することが必要である。

○複雑・複合的な課題を抱える人の孤立防止の観点から更なる地域参加できる機会や地域での居場所づくりが必要である。

○ケアラー（ケアが必要な家族や近親者などをケアする人たち）を支援する仕組みづくりが必要である。

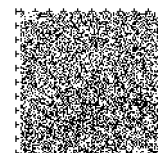


基本目標2 「地域福祉」を担う人材を育成するとともに、
福祉サービスの質の向上に取り組みます

施策1 福祉人材の確保・育成・定着策の強化【重点】

市の取り組み	①人材の確保・育成・定着策への関係機関の参画推進 ②介護資格取得機会の創出 ③福祉体験の機会の創出や職業としての福祉の仕事の魅力発信 《達成状況》※令和5年度時点 ①概ね達成 ②達成 ③概ね達成 《主な達成内容》 ①市内の福祉施設等の職員を対象にスキルアップのための研修を実施した。 ②介護職員初任者研修等を実施し、介護人材の質の向上を図った。 ③福祉職場の見学会や福祉のしごと相談会、移動支援従事者養成研修を通じて、市民や学生等に福祉の仕事の魅力を発信した。
統計データ	・高齢者のみ世帯は増加傾向にあり、75歳以上の後期高齢者は更なる増加が予想される。(P19、20) ・市内の地域包括支援センターは9箇所と増減はないものの、相談支援員は減少傾向にある。(P28)

次期計画に向けた課題	○相談支援員の確保 ○福祉専門職の確保・育成・定着のための支援が必要である。 ○専門職同士をつなぐコーディネートの役割を果たす人材が必要である。 ○地域においても、地域の担い手となる人材の育成は重要である。 学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりを促す仕組みや新たな活動メニューの提供を行うとともに、地域住民の意欲のうりよくたかを高め、状況に応じて主体的な関わりを促進する仕掛けが必要である。 ○福祉分野の専門的な知識や経験のある人が、積極的に地域に関わることができる土壌が必要である。
-------------------	--

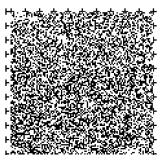


施策2 福祉サービスの質の向上

市の取り組み	・事業所等への指導検査の強化とフィードバック ・事業所等の状況と課題の把握による施策展開の検討
	達成状況 ※令和5年度時点 ①概ね達成 ②概ね達成 主な達成内容 ①サービス事業所等に対し、適切に指導検査を実施し、検査の結果等を関係課と共有した。 ②研修やアンケートを実施し、事業所等の実態と課題を把握した。



次期計画に向けた課題	○事業所等への指導検査は、検査の適正な実施ができるよう、効率的な実施体制を構築する必要がある。 また、事業所等の状況や課題を把握した後の対策や施策展開に向けた検討が必要である。 ○福祉サービスの質の向上や利用者への適切なサービス提供を確保するため、福祉サービスの第三者評価、介護サービス情報の公表などを推進していくことが必要である。 ○社会福祉事業所が自ら、第三者評価の実施や苦情解決体制の啓発及び利用促進、利用者への情報提供を進めていくことが必要である。
------------	--



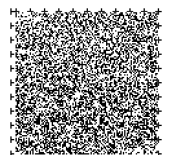
基本目標3 地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します

施策I 福祉関係者や地域住民による地域力を高める取り組みへの支援

市の取り組み	①地域の力で地域課題を解決することを目的とした事業・活動の支援及び協力 ②地域福祉関係者が参画している事業・会議体の整理統合による効率化と情報の集約 《達成状況》※令和5年度時点 ①概ね達成 ②概ね達成 《主な達成内容》 ①地域福祉活動団体への財政的支援を行った。また、生活支援コーディネーターと連携し、地域福祉活動団体の立ち上げ支援を行った。 ②メンバーが重複する会議体の整理・統合に向けた検討や課題の整理を行った。
統計データ	・中学校区別の将来人口をみると、令和22年には高齢化率が40%を超える地域もあるなど、地域の差がある。(P16、17)
アンケート調査結果	①市民意識調査 ・これからの日常生活に必要なものとして、「自助」が53.0%と最も高い結果となった。(P35) ・地域づくり・まちづくり・ボランティア活動に対し、「関心がある」、「活動意向がある」人が6割以上いる結果となった。(P33) ②高齢者福祉総合計画策定のためのアンケート調査 ・地域での活動に参加してもよい人が5割弱、「お世話係」として参加してもよい人が2割半ばという結果となった。(P33)

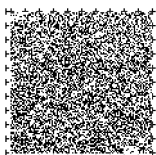


次期計画に向けた課題	○「地域福祉」の実現に向けて、既にある地域の資源を整理し、地域づくりを進めることや圏域ごとの資源の偏りを解消する必要がある。 ○高齢化の進行のスピード等の理由からそれぞれの地域の実情に合った地域づくりを進めていくことが必要である。
-------------------	---



次期計画に向けた課題

- 地域活動等への意向を実際の活動へとつなげていくためには、多様な活動メニューの提供とつながるまでの支援が必要である。
- 初めてでも気軽に参加できるように、受け手に届く情報の発信や、地域活動へのきっかけが必要である。
- 地域住民が主体的に地域の福祉課題を解決し、また、そのために多様な相談・支援機関と連携できるような「地域づくり」が必要である。

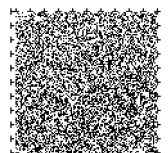


施策2 社会福祉法人や企業・NPO等の地域貢献事業への支援・協働

市の取り組み	①社会福祉法人ネットワーク等による公益的活動への支援及び協働 ②企業等の先駆的な福祉貢献活動への協力 達成状況 ※令和5年度時点 ①概ね達成 ②概ね達成 主な達成内容 ①、②買い物お助けサービスやフードパントリー事業などの住民の暮らしを支援する活動への側面支援を実施した。
アンケート調査結果	①市民意識調査 ・友人や近隣との付き合いの満足度について、満足の割合は6割程度の結果となった。(P34) ・団体・事業者の地域での付き合いの程度について、「ある程度付き合っている」が41.8%と最も高く、次いで「よく付き合っている」が28.0%、「あまり付き合っていない」が19.2%の結果となった。(P34)



次期計画に向けた課題	○地域での活動を推進していく上で必要となる「地域福祉」への理解や地域住民が主体的に「地域福祉」を実践するための地域コミュニティ力、「地域福祉」の実践に必要なネットワークを構築するための地域資源が必要である。 ○地域における福祉課題等を地域で解決できるように、地域住民の「地域福祉」への理解の促進とともに、地域で活動を行う団体・企業の活性化や活動支援が必要である。
------------	---



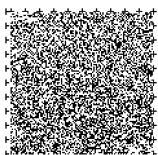
基本目標4 市民の権利を擁護する支援体制を整備していきます

施策I 「権利擁護センター日野」を“身近な地域の相談支援を行う中核機関”とした権利擁護支援・成年後見制度利用促進体制の構築

市の取り組み	①主たる中核機関である「多摩南部成年後見センター」との機能分担による効率的な制度の運用 ②「権利擁護センター日野」を中心とした地域の関係機関との連携強化による成年後見制度の相談支援体制づくり 達成状況 ※令和5年度時点 ①概ね達成 ②概ね達成 主な達成内容 ①令和4年度から権利擁護センター日野を本市の権利擁護支援の中核機関と位置付け、広域的な中核機関としての役割を果たす多摩南部成年後見センターとの機能分化を図った。 ②困難ケース等への専門職への相談の場として、令和6年度から権利擁護アドバイザー会議を創設した。
---------------	--

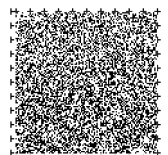


次期計画に向けた課題	○支援が必要な人が今後増加していくことが予測されるため、権利擁護センター日野と関係支援機関（地域包括支援センター等）との更なる連携強化が必要である。 ○認知症や知的障害、精神障害などにより、判断力が不十分なために権利を侵害されることがないようにしていく必要がある。 ○複雑・複合化し、解決が困難な世帯もあり、司法関係者などを含めた、関係機関のネットワークづくりが必要である。
-------------------	--



施策2 「成年後見制度利用促進基本計画」に沿った制度利用の推進

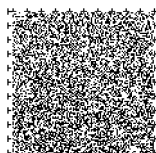
市の取り組み	①成年後見制度のメリットの周知・広報活動の推進 ②市民後見人候補者の育成 ③日常生活上の様々な判断に支援が必要な方の権利を擁護する仕組みの整備 《達成状況》※令和5年度時点 ①概ね達成 ②概ね達成 ③概ね達成 《主な達成内容》 ①、③一般的な制度説明のほか、高齢者、障害者、市民後見人等 に対象を絞った内容で説明会を開催し、併せて個別相談会や 交流会も行った。 ②多摩南部成年後見センターが毎年、市民後見人候補者の育成を 実施した。
統計データ	・近年、要支援・要介護認定者数、精神障害者保健福祉手帳 所持者数が増加傾向にあり、成年後見制度の利用が必要な 対象者の増加が見込まれる。(P23、25) ・成年後見制度に関する相談件数も年々増加傾向にある。(P83)
次期計画に向けた課題	○今後も、成年後見制度の周知や市民後見人の育成及び周知を図ることが必要である。 ○成年後見制度の利用促進を図るとともに、福祉サービス利用者の 権利擁護をより一層充実することが必要である。 ○地域では、虐待、介護拒否、身寄りがいない独居高齢者等の様々 な問題が潜在的にあると考えられ、今後もこれらの問題解決に 取り組んでいくことが必要である。



基本目標5 災害時要配慮者となる高齢者や障害者の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

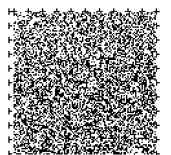
施策I 災害時要配慮者の命を守るための対策の強化【重点】

市の取り組み	①災害時要配慮者やその関係機関の意見と被災経験を活かした市の防災対策への反映 ②災害時要配慮者やその関係機関への情報伝達方法の確立 ③避難行動要支援者の迅速な避難と安心して過ごせる避難所体制の整備 ④災害に備えた準備・災害時の迅速な避難につながる「自助」の意識啓発の実施 《達成状況》※令和5年度時点 ①概ね達成 ②概ね達成 ③概ね達成 ④概ね達成 《主な達成内容》 ①地域防災計画改正において、要配慮者プロジェクトチームを発足させ、改正地域防災計画に反映した。 ②台風発生時などに、メール配信サービスや自動音声電話を用いた迅速な情報伝達の体制を整備した。 ③災害発生時に避難の優先度の高い者（医療的ケア児や要介護5の高齢者など）から順次個別避難計画を作成した。 ④地域自主防災会やイベントで防災講話の実施や、すべての自主防災組織に情報提供を行い、地域の防災対策の周知を行った。
統計データ	・令和5年度末時点で、避難行動要支援者の名簿提供同意数が3,270人に達した。（P30） ・避難行動要支援者名簿提供団体数は26団体と横ばい傾向にある。（P30） ・福祉避難所数は高齢者施設が17か所、障害者施設が10か所である。（P31）



次期計画に向けた課題

- 個別避難計画の作成において、要支援者とともに避難する支援者の確保が必要である。
- 計画作成のための人員が必要である。
- 各事業所でのBCP策定の促進が求められている。
- 地域において、非常時には、お互いに声を掛けあい避難することができるよう、平常時から地域で備える必要がある。
- 避難行動要支援者名簿作成の重要性を、当事者やその支援者、地域の人に理解いただく必要がある。
- 防災知識や災害時の知識及び対処法についての普及・啓発の更なる促進に努めるとともに、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要である。
- 災害時には、高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、対応を迅速かつ的確に行うためには、支援者になり得る身近な地域の住民が、普段から避難行動要支援者を適切に把握しておくことが必要である。



計画の基本的な考え方

I 目的と基本理念

(1) 目的

これまでの本市の地域福祉計画では、目指すべき基本的かつ普遍的なビジョンを「地域で支え合い」と「安心して暮らせるまち」とし、地域共生社会の実現に向け、取り組んできました。

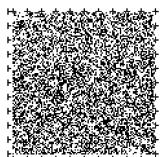
近年では、地域社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、多様性に重きが置かれる社会が形成される中で、地域の福祉課題も複雑・複合化していき、それに伴い求められる支援も多種・多様化しています。

「地域福祉」においても、より幅広い視点で課題を捉え、これらの社会的背景に適応しながら将来を見通し、持続可能であることが求められています。

そのため、第5期となる本計画では、これまでの本市のビジョンを継承しつつ、新たな視点を加え、将来にわたって持続可能なまちを目指すことを目的とします。

【目指すビジョン】

2030年の先も、地域で支え合い、
誰もが安心してともに暮らせる
持続可能なまち



(2) 基本理念

少子・高齢化社会が進む中、生活スタイルや価値観の多様化、核家族化などを背景に、人と人のつながり、家庭や地域における支え合いが希薄化し、このことが社会的孤立などを招き、様々な問題を抱える人が増えています。

このことから個々の事情や地域の事情に応じたきめ細かい支援体制を整えることが必要となります。

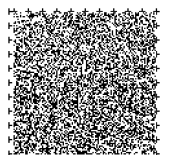
また、現代社会においては、地域住民が心地よいと感じる適度な距離感を保ちながら、困ったときにはお互いに助け合えるコミュニティを築いていくなどの工夫も必要です。

「地域福祉」は、地域住民の力なしに推進できません。地域住民による地域福祉活動が将来にわたり活発で、かつ継続的であるためには、住民自身が主体的に地域と関わりを持ち、地域に根ざした支援の循環が生まれることが重要であり、その支援の循環により地域の福祉力が高められていきます。

これらを踏まえ、本市は、第4期日野市地域福祉計画の基本理念を継承し、地域に根ざした福祉施策を推進することで誰もが安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指していきます。

基本理念

- 1 地域で必要な支援につながる環境を整えていきます
- 2 将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます
- 3 地域で暮らす人たちが、地域で安心して生活していけるよう支援していきます



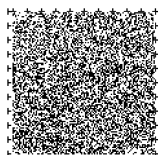
2

第5期日野市地域福祉計画の全体構成

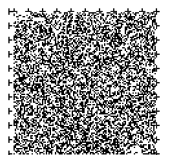
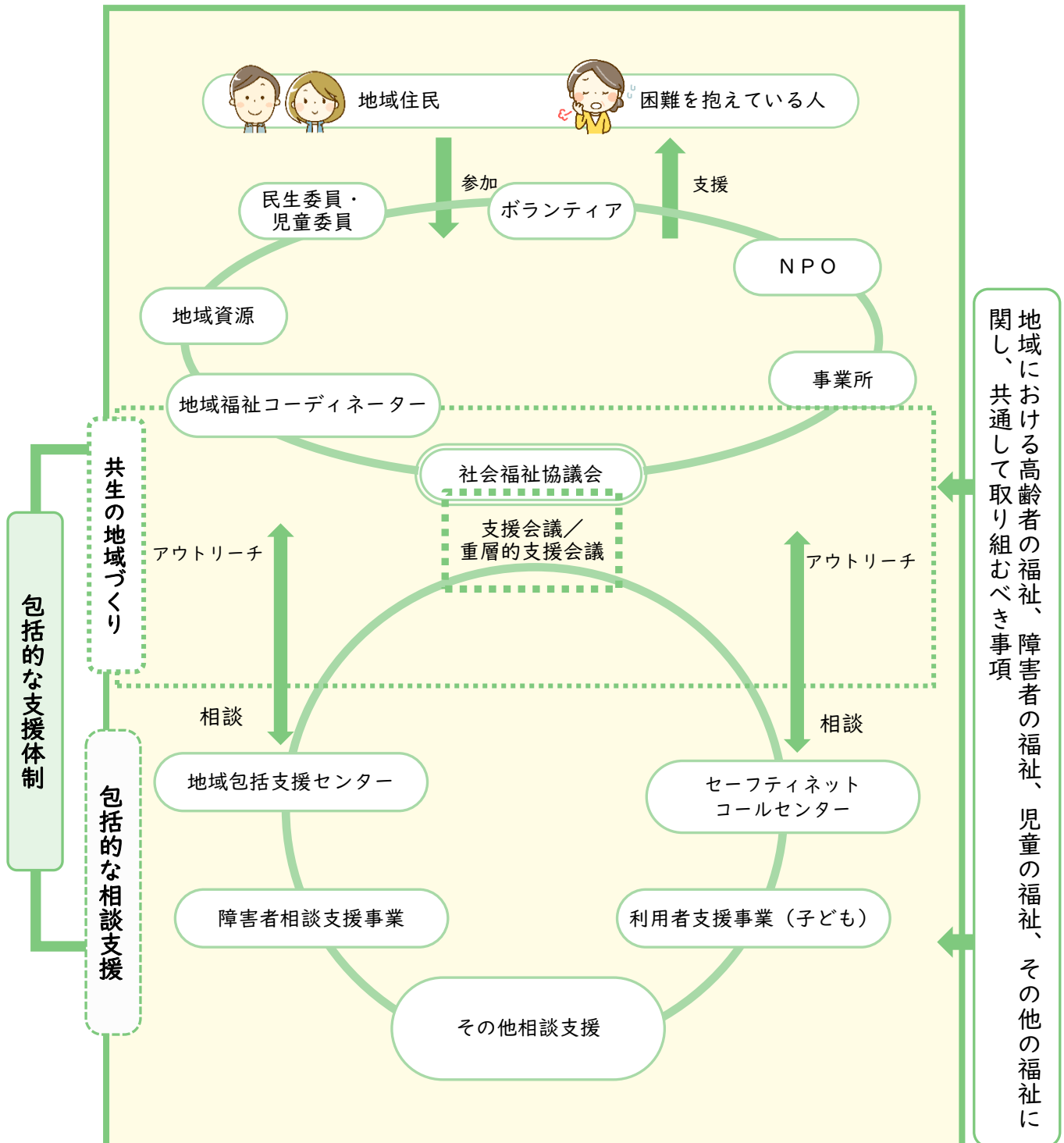
第5期日野市地域福祉計画では、これまでの課題を踏まえ、市が独自に構築してきた包括的な支援体制を活かし、社会的孤立を抱える人や複雑・複合化した課題を抱える人などの多様な支援ニーズにも応えられるよう、これまで推進してきた包括的な支援体制づくりをさらに進めるため、令和8年度から重層的支援体制整備事業を実施します。

「包括的な相談支援」と日野市社会福祉協議会を核とする「共生の地域づくり」を両輪で推し進めることで、包括的な支援体制を整え、地域共生社会の実現を目指します。

また、本計画では、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野に共通する取り組みを抽出し、これらを施策として推進していきます。



ほんし ほうかつき しえんたいせい
 [本市の包括的な支援体制のイメージ]



3

地域共生社会の実現に向けた「日野市版重層的支援体制」の考え方

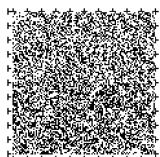
第4期日野市地域福祉計画では、「地域共生社会」の実現を目的として掲げ、複雑・複合化する課題を抱える人を支援するための取り組みを推進してきました。

しかしながら、支援者が支援の現場において、従来の縦割りによる支援制度の枠組みと多種・多様な支援ニーズとのギャップにより、「支援のしづらさ」を感じる場面が少なからずあり、また、そのように感じている支援者が増えています。さらに、限られた人的資源の中で、一人の支援者による分野横断的なニーズへの対応が難しくなっています。

そのような中、社会福祉法（令和3年4月施行）の改正により、地域共生社会の実現に向けた新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

「重層的支援体制整備事業」は、それまで地域で積み上げてきた支援の仕組みをベースに、3つの支援（属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施することで、その機能強化を図り、地域住民の多様なニーズに柔軟に対応するための包括的な支援体制を構築することを目的としています。

これからの「地域福祉」において重要な役割を果たす事業のひとつであり、包括的な支援体制構築の先に地域共生社会の実現があると考えます。



【本市の包括的な相談・支援】～これまでの取り組み～

① セーフティネットコールセンター開設

平成20年10月に、「格差是正」を目的に、市民のよろず相談窓口として「セーフティネットコールセンター」を開設しました。生活保護制度や福祉制度などで救うことの出来ない人に対し、セーフティネット（安全網）を張ってきました。また、平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に合わせ、「福祉の初期総合相談窓口」として再構築し、現在に至ります。

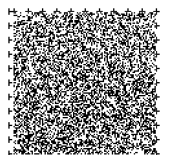
セーフティネットコールセンターの取り組み

「お金のやりくりに困った」、「離婚後の生活が心配」、「家族がひきこもっている」など、様々な生活上の困りごとがあります。

セーフティネットコールセンターは、生活保護や福祉制度などで救うことの出来ない方へのセーフティネット（安全網）の役割も担っています。生活困窮の状態にある方は、複合的な問題を抱えている場合があります。どこに相談してよいかわからないといった時などに、お話をうかがい、何ができるか一緒に考え、関係機関と連携して支援を行っています。



【セーフティネットコールセンターの窓口】



② 発達・教育支援センター エール開設

平成26年4月に、0歳から18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもや子どもの育ちについて不安がある保護者の総合的な相談・支援機関として「発達・教育支援センター エール」を開設しました。福祉部門と教育部門が本センターに配置され、子どもの育ちに関する相談窓口を一本化し、福祉と教育が一体となって継続的に支援する仕組みは、全国的にも珍しく、先進的な取り組みとして注目されています。

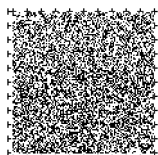
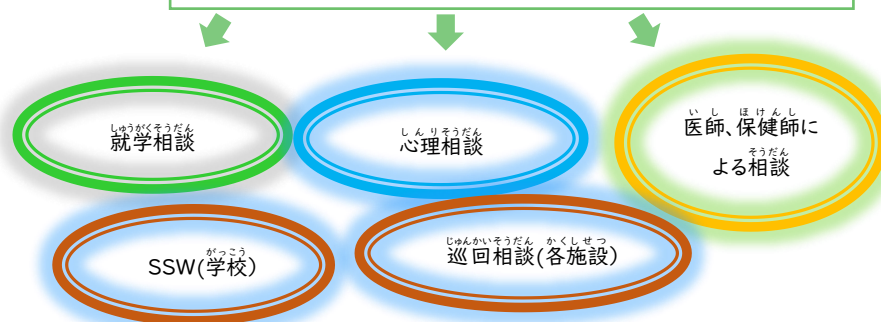
エールの取り組み・特徴

- ①発達障害や教育に関する窓口が一本化され、困りごとを抱える市民にとっても分かりやすい体制となっています。
- ②福祉と教育が一体的に対応することで、切れ目のない支援を実施しています。
- ③多様な専門職を配置し、総合的に支援することで切れ目のない支援の体制を整えています。((心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、就学相談員、特別支援教育総合コーディネーター、スクールソーシャルワーカー(S・S・W) など))

センターの相談支援体制

センター総合相談受付

★保健師・SSWが担当 ★適切な相談担当及び必要な支援につなぐ



③ 障害者生活・就労支援センター にこわーく開設

平成30年4月に、一人ひとりを全体で支え、暮らしを包み込む総合支援を行う相談・支援機関として「障害者生活・就労支援センター にこわーく」を開設しました。障害のある人の就労や生活の相談、就労のための訓練などを一体的に行い、障害のある人が働きながら地域で生活していくためのサポートを行っています。また、市民に障害を理解していただくための情報発信やイベントを行い、障害のある人もない人も居心地よく集える、地域住民の交流の場を提供してきました。

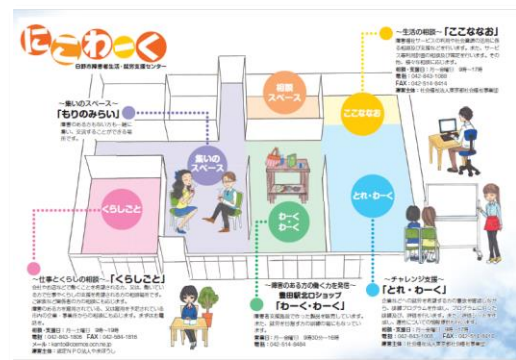
にこわーくの取り組み

にこわーくでは、障害のある方に対し、生活と就労に関する相談や支援を一体的に行っています。

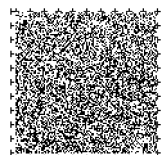
また、市民の方の障害への理解を深めていただくための拠点となる施設です。

●主な取組

- ①仕事とくらしの相談「くらしごと」
就労やくらしの支援の相談場所
- ②生活の相談「ここななお」
障害福祉サービスなどの相談場所
- ③ショップ「わーく・わーく」
障害者支援施設で作った製品販売
また、就労を目指す訓練の場



【 日野市障害者生活・就労支援センター 】



④ 子ども包括支援センター みらいく開設

令和6年5月に、すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として「子ども包括支援センター みらいく」を開設しました。

みらいくの取り組み

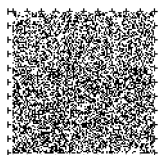
みらいくで最も重要な取り組みは、児童福祉と母子保健が組織的に一体となって、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく漏れなく対応していくことにあります。このほかにも、子ども・子育てに関するあらゆる相談を受け付ける「子どもなんでも相談事業」、
「乳幼児と保護者のひろば事業」、「中高生世代を支援する居場所事業」を開始しました。

日野市では、このみらいくを子育て支援機能の中核に据え、地域資源を有機的に組み合わせ、子どもと子育て家庭を支援してまいります。



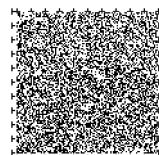
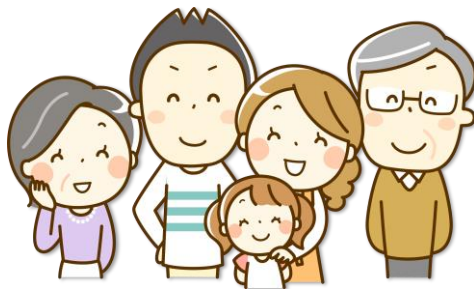
⑤ その他の取り組み

これらの他にも、各福祉分野の部署に保健師を配置し、その専門性と保健師間の横の連携を活かしながら、相談者に対し切れ目のない、途切れのない支援を実施してきました。



このように、本市が独自に進めてきた包括的な支援体制をベースに
重層的支援体制整備事業を活用することでさらなる「包括的な支援
体制」の充実を目指します。

- ★ 地域住民の多様なニーズを福祉総合相談窓口で包括的に受け止め、国が示す
重層的支援体制整備事業に加え、既存の仕組みを活用しながら、適切な窓口
につなげられるよう重層的かつ包括的な相談支援体制の構築を図ります。
- ★ 既存の制度やサービスでは対応が難しい支援ニーズに対しては、社会福祉
協議会を軸に地域と連携しつつ、多機関協働による支援や、継続的なアウト
リーチ活動等による見守り支援を推進します。
- ★ 福祉関係機関においては計画的な専門人材の確保・育成を図り、相談体制の質
と量の充実に努めていきます。
- ★ 本市の重層的支援体制については、段階的な実施を進め、その進捗を管理し
つつ、柔軟に方向性を見直しや運営方法の改善等を行い、より切れ目なく漏
れのない支援体制を持続可能な形として実施します。



4

基本目標

- (1) 身近な地域で気軽に様々な支援が受けられる包括的な支援体制づくりに努めます

「2030年の先も、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」を目指し、包括的な支援体制を充実させます。

- (2) 「地域福祉」を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます

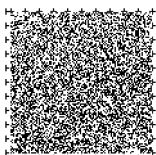
地域共生社会の実現においては、その推進力となる「地域福祉」が持続されなければなりません。その担い手である福祉人材の確保・育成・定着は大きな課題となっています。また、福祉サービスの質が維持されなければ、「地域福祉」の持続も危ぶまれます。

「地域福祉」を持続していくために、担い手の育成と福祉サービスの質の向上を両輪とし、取り組んでいきます。

- (3) 共生の地域づくりを進めるとともに、地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します

「地域福祉」の担い手は、福祉の専門職だけではなく、地域住民等の参画なくして「地域福祉」は成り立ちません。

共生の地域づくりを地域住民、地域に根差した支援機関等と一緒に進めるとともに、地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を多面的に支援することで、地域の福祉力を高めていきます。



(4) 災害時要配慮者となる高齢者や障害者、その他の支援を必要とする人の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

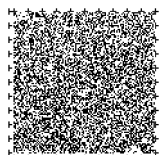
災害時における要配慮者の避難行動を円滑にするため、日頃からその体制を整え、有事に備えます。

また、避難した先で安心して過ごせる環境を整えていきます。

(5) 市民の権利を擁護する包括的な支援体制をさらに充実していきます

本市を「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」にしていくためには、本市で暮らす全ての人の権利が守られる体制が整えられていなければなりません。

市民の権利を擁護する権利擁護支援を含めた包括的な支援体制を整備し、引き続き相談支援を充実させていくことで、本人の意思を尊重した適切な成年後見制度の利用を促進していきます。



[目指すビジョン] [基本理念]

[基本目標]

[施策 (基本的方向性)]

2030

年の先も、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる持続可能なまち

3

地域で暮らす人たちが、地域で安心して生活していけるよう支援していきます

2

将来を見据えて、地域を核とした支え合う福祉を実現していきます

1

地域で必要な支援につながる環境を整えていきます

基本目標1
身近な地域で気軽に
様々な支援が受けられ
る包括的な支援体制づ
くり努めます

基本目標2
「地域福祉」を担う
人材を育成するととも
に、福祉サービスの質
の向上に取り組みます

基本目標3
共生の地域づくりを
進めるとともに、地域
住民等が主体的に行
う地域福祉活動を支援
します

基本目標4
災害時要配慮者となる
高齢者や障害者、そ
の他の支援を必要とす
る人の防災対策が適切
にとられる体制づくり
を推進します

基本目標5
市民の権利を擁護する
包括的な支援体制をさ
らに充実していきます

(1) 地域における重層的かつ
包括的な相談支援体制の
構築

(2) 関係機関ネットワークの
構築による包括的な支援
体制の充実

(1) 福祉人材の確保・育成・
定着策の強化

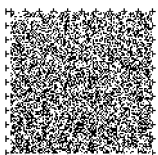
(2) 福祉サービスの質の向上

(1) 共生の地域づくりの推進に
よる地域の福祉力の向上

(2) 社会福祉法人や企業・
NPO等の地域貢献事業
への支援・協働

(1) 災害時要配慮者の命を守
るための対策の強化

(1) 「成年後見制度利用促進
基本計画」に沿った制度
利用の推進



[取り組み]

- ・「福祉の初期総合相談窓口」や既存の分野ごとの相談支援を活かした重層的かつ包括的な相談支援体制の構築
- ・圏域（第2層）ごとの福祉の相談窓口の体制整備
- ・相談支援包括化推進員の配置による分野横断的な連携体制の強化
- ・専門職等によるアウトリーチを通じた継続的な支援の強化
- ・既存の様々な会議体を整理統合し、集約した情報の共有化

- ・重層的支援体制整備事業を活用した地域包括ケアシステムの推進
- ・支援会議・重層的支援会議を活用した多機関協働事業による分野横断的な支援体制の構築
- ・ケアラー（ケアが必要な家族や近親者などをケアする人たち）や社会的孤立状態にある人を支援する仕組みづくり

- ・多面的・多角的な視点での検討による福祉人材の確保・育成・定着の推進
- ・介護資格取得機会の創出や福祉体験会の実施
- ・多様な媒体を活用した福祉のしごとの魅力発信

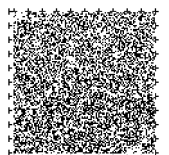
- ・質の高い福祉サービスを確保し、維持していくための適正かつ効率的な指導検査体制の構築
- ・第三者機関評価の活用による福祉サービスの維持・向上
- ・多職種間の交流による福祉サービスの質の均一化

- ・「地域福祉」を担う多様な人材の発掘と育成
- ・地域福祉コーディネーターを核とした地域の人・もの・情報をつなぐ仕組みの構築
- ・地域住民の地域への主体的な関わりを促進する取り組みの推進
- ・誰もが安心して参加できる居場所の提供

- ・社会福祉法人ネットワーク等による公益的活動への支援
- ・地域で活動を行う団体・企業の活性化や活動支援

- ・これまでの災害の経験や教訓を踏まえた避難行動要支援者への支援体制の強化
- ・災害に備えた準備・災害時の迅速な避難につながる「自助」の意識の啓発
- ・防災訓練等、「互助」「共助」による地域の防災活動の支援

- ・目的・対象に応じた広報の充実
- ・本人の意思を尊重した包括的な相談支援の充実
- ・利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用促進
- ・成年後見人等への支援の充実
- ・広域と地域の機能の分化による支援の充実



6

せいかしひょう
成果指標

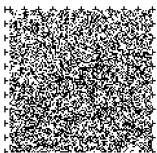
基本目標の達成状況を把握するため、以下の成果指標を設定します。

(1) 身近な地域で気軽に様々な支援が受けられる包括的な支援
体制づくりに努めます

結果指標	令和6年度	令和11年度
相談者への支援にあたって通常関わる業務範囲 以外の課や相談支援機関・施設と連携する必要が あるときに、連絡や連携はスムーズに行われてい ると感じる機関の割合	60.2%	

(2) 「地域福祉」を担う人材を育成するとともに、福祉サービス
の質の向上に取り組めます

結果指標	令和6年度	令和11年度
市が実施する研修・講習会などの事業による 市内の介護・障害福祉事業所への新規就業者数 (累計値)	44人 (令和5年度)	
福祉人材育成研修等	20回 (令和5年度)	
福祉サービス第三者評価の受審件数	58件 (令和5年度)	



(3) 共生の地域づくりを進めるとともに、地域住民等が主体的
に行う地域福祉活動を支援します

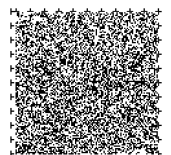
結果指標	令和6年度	令和11年度
地域福祉活動へ参加している市民の割合	令和7年度 調査予定	
地域福祉コーディネーターの人数	0人	8人

(4) 災害時要配慮者となる高齢者や障害者、その他の支援を必要と
する人の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

結果指標	令和6年度	令和11年度
避難準備情報事前提供者率 (事前情報提供者数/要支援・要介護認定者数及びそれ以外の避難行動要支援者数)	52.7% (令和5年度)	
個別避難計画の作成件数	高齢者 19人 (令和5年度)	
	障害者 19人 (令和5年度)	

(5) 市民の権利を擁護する包括的な支援体制をさらに充実して
いきます

結果指標	令和6年度	令和11年度
成年後見制度の認知度	令和7年度 調査予定	
成年後見制度の利用件数	408人 (令和5年度)	



「地域福祉」の推進に向けた展開

基本目標 Ⅰ 身近な地域で気軽に様々な支援が受けられる 包括的な支援体制づくりに努めます

施策Ⅰ

地域における重層的かつ包括的な相談支援体制の構築

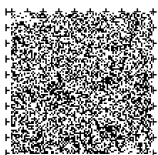
日常生活の中で、福祉に関する困りごとや福祉サービスの利用等について、身近な地域で専門的な相談支援が受けられるよう、重層的かつ包括的な相談支援体制の構築を図ります。

また、複雑・複合化した困難な問題を抱える人や孤独・孤立などの問題を抱え支援に結びついていない潜在化した人を、適切な支援につなげるためのアウトリーチによる早期発見の仕組みづくりやその先の支援として雇用・就労に向けた支援の強化を図ります。

おも と く 主な取り組み	ちいきふくしけいかく 地域福祉計画に 盛り込む事項 (P.8) ※
「福祉の初期総合相談窓口」や既存の分野ごとの相談支援を活かした 重層的かつ包括的な相談支援体制の構築	① ⑤
圏域（第2層）ごとの福祉の相談窓口の体制整備	⑤
相談支援包括化推進員の配置による分野横断的な連携体制の強化	① ⑤
専門職等によるアウトリーチを通じた継続的な支援の強化	① ⑤
既存の様々な会議体を整理統合し、集約した情報の共有化	⑤

【地域福祉計画に盛り込む事項（P.8）】

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 「地域福祉」に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）



施策2

関係機関ネットワークの構築による包括的な支援体制の充実

地域において、既存の仕組みや取り組みでは支援が届かないような問題がある場合に、これらの問題が地域の力で解決に結びつくように、関係機関ネットワークの活用等により、スムーズな連携が図られ、切れ目のない支援が行われる包括的な支援体制の充実を図ります。

主な取り組み	地域福祉計画に盛り込む事項 (P.8) ※
重層的支援体制整備事業を活用した地域包括ケアシステム の推進	⑤
支援会議・重層的支援会議を活用した多機関協働事業による 分野横断的な支援体制の構築	⑤
ケアラー（ケアが必要な家族や近親者などをケアする人たち）や社会的 孤立状態にある人を支援する仕組みづくり	① ⑤

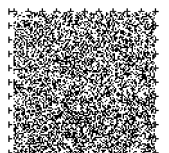
ヤングケアラー支援

ヤングケアラーとは、日常的に家族の世話を担う子どもや若者を指しますが、彼らを孤立させないことが社会の大きな課題となっています。

ヤングケアラーのなかには、本人がケアラーであることに気づいていない場合も多く、早期発見から支援につなげる仕組みが求められています。

そこで、市ではヤングケアラーと思われる子どもへの気付きから支援へのつなぎにおいて中核となる人材として、「ヤングケアラー・コーディネーター」を設置しています。コーディネーターを核とした支援体制により、子どもが自分の時間を大切にできる環境を整えることで、彼らの将来の可能性が広がることを目指しています。

また、ヤングケアラー支援には、子ども自身が自分の役割だけに捉われず、自分らしさを取り戻せるよう、周囲の大人たちが温かく見守り、共に支える姿勢が不可欠です。社会全体の一層の理解と協力が、こうした孤立しがちな子どもたちを救う支えとなるでしょう。



基本目標

2

「地域福祉」を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます

施策1

福祉人材の確保・育成・定着策の強化

人材不足に悩む福祉の現場を念頭に置き、各種講座等を実施する中で、「地域福祉」の担い手を確保・育成するとともに、それらの人が定着するための方策を検討し、実施します。限られた人材に最大限活躍いただけるように、福祉分野の専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わり、活躍できる体制づくりを進めます。

主な取り組み	地域福祉計画に盛り込む事項 (P.8) ※
多面的・多角的な視点での検討による福祉人材の確保・育成・定着の推進	①
介護資格取得機会の創出や福祉体験会の実施	①
多様な媒体を活用した福祉のしごとの魅力発信	①

福祉人材育成研修等事業

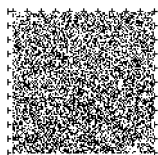
日野市では、福祉人材の募集・育成・定着を図るため、研修事業や就労に向けた相談会を開催しています。

研修事業では、介護職や相談職が安心して業務に臨めるよう、実技研修やマナー研修、メンタルヘルス研修など幅広いテーマで年10回程度の研修を開催しています。

福祉のしごと相談・面接会では、イオンホールを会場に、高齢・障害・児童分野より毎回約15法人が出展。近年は80人以上の参加者が集う大規模な相談会となっています。



【福祉のしごと相談・面接会の様子】



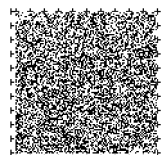
施策2

福祉サービスの質の向上

市民が安全で質の高い福祉サービスを安心して利用できるように、福祉分野の事業所に対する多面的・多角的な支援を継続して行うとともに、多職種による連携をより一層促進し、さらなる福祉サービスの質の確保・向上に努めます。

また、福祉サービスに関する様々な情報を必要とする人に届けるための情報提供の充実を図ります。

主な取り組み	地域福祉計画に盛り込む事項 (P.8) ※
質の高い福祉サービスを確保し、維持していくための適正かつ効率的な指導検査体制の構築	②
第三者機関評価の活用による福祉サービスの維持・向上	②
多職種間の交流による福祉サービスの質の均一化	②



基本目標

3

共生の地域づくりを進めるとともに、地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します

施策1

共生の地域づくりの推進による地域の福祉力の向上

地域の福祉課題を地域の力で解決できるようにするため、福祉関係者と住民の連携や相談機関と地域のつながりを強化するなど、地域の福祉課題に積極的に取り組む人や組織への支援を推進します。

また、孤立や孤独問題を抱え、地域社会と距離が出来てしまった人や家庭環境によりケアラーとならざるを得ない人、複雑・複合化した課題を抱える人に、社会とのつながりの場を提供し、それをきっかけに地域とのつながりが生まれ、その関係を深められるよう支援します。

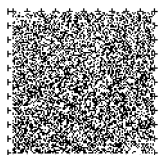
主な取り組み	地域福祉計画に盛り込む事項 (P.8) ※
「地域福祉」を担う多様な人材の発掘と育成	①
地域福祉コーディネーターを核とした地域の人・もの・情報を つなぐ仕組みの構築	① ⑤
地域住民の地域への主体的な関わりを促進する取り組みの推進	① ④
誰もが安心して参加できる居場所の提供	① ⑤

施策2

社会福祉法人や企業・NPO等の地域貢献事業への支援・協働

「地域福祉」の推進に向けて、社会福祉法人や企業・NPO等と協働して、様々な地域活動を推進します。

主な取り組み	地域福祉計画に盛り込む事項 (P.8) ※
社会福祉法人ネットワーク等による公益的活動への支援	③
地域で活動を行う団体・企業の活性化や活動支援	③



基本目標

4

災害時要配慮者となる高齢者や障害者、その他の支援を必要とする人の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します

施策Ⅰ

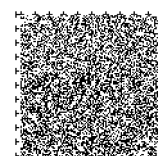
災害時要配慮者の命を守るための対策の強化

災害などの有事においては、日頃からの備えとして、地域住民相互の支え合い・助け合いの取り組みの実践があるかないかによって、その結果は大きく変わります。

また、災害などに備えた地域の体制づくりを進めていく際には、在宅避難者への支援も含めて、これまでの被災時の福祉支援活動の経験や教訓を活かしていくことも重要です。

平常時においても防災への意識を高め、地域における自助や互助の取り組みや自主防災体制の強化を図ることで、すべての人が安心して暮らせる災害に強いまちを目指します。

主な取り組み	地域福祉計画に盛り込む事項 (P.8) ※
これまでの災害の経験や教訓を踏まえた避難行動要支援者への支援体制の強化	①
災害に備えた準備・災害時の迅速な避難につながる「自助」の意識の啓発	①
防災訓練等、「互助」「共助」による地域の防災活動の支援	①



基本目標 5 市民の権利を擁護する包括的な支援体制を

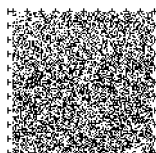
さらに充実していきます

施策Ⅰ 「成年後見制度利用促進基本計画」に沿った制度利用の推進

「多摩南部成年後見センター」と「権利擁護センター日野」との機能分担により、成年後見制度の実効的な運用を図ります。また、地域に根差した「権利擁護センター日野」が地域の関係機関との連携を強化し、市民の権利を擁護する支援体制を構築するとともに、更なるサービスの充実を図るために関係機関のネットワークづくりを進めます。

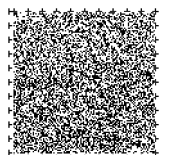
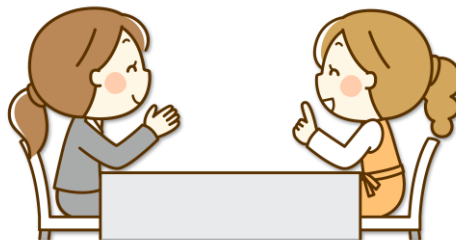
さらに、市民の誰もが住み慣れた地域で尊厳が守られ、自分らしい生活が継続できるように、必要な時に適切に制度が活用されるよう取り組みます。

おも と く 主な取り組み	ちいきふくしけいかく 地域福祉計画に も こ じこう 盛り込む事項 (P.8) ※
もくてき たいしょう おう こうほう じゅうじつ 目的・対象に応じた広報の充実	②
ほんにん い し そんちょう ほうかつてき そうだんしえん じゅうじつ 本人の意思を尊重した包括的な相談支援の充実	②
りようしゃ じっかん せいねんこうけんせいど りようそくしん 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用促進	②
せいねんこうけんにんとう せんもんしやく しみんこうけんにん ほうじんとう しえん じゅうじつ 成年後見人等（専門職、市民後見人、法人等）への支援の充実	②
こういき ちいき きのう ぶんか しえん じゅうじつ 広域と地域の機能の分化による支援の充実	②



権利擁護センター日野の取り組み

権利擁護センター日野は、成年後見制度利用促進のための中核機関として市民や関係機関からの成年後見制度利用の相談に応じたり、申立ての手続き支援を行ったりしています。市民向けの説明会の他、年に1回、「成年後見関係機関ネットワーク会議」を開催し、情報交換等を通じて顔の見える関係作りを行っています。また、後見制度を含めた適切な権利擁護支援や、複雑な問題がある方への支援の仕方などを、支援者・後見人から相談いただく「権利擁護アドバイザー会議」を月に1回開催しています。会議には、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センター、障害の計画相談等の専門職が集まって検討します。閉じた場で、様々な角度から検討することで、改めて見えてくるものもあり、より良い制度利用を目指しています。



本人の意思を尊重した適切な 成年後見制度利用促進に向けた 施策の展開

I 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国は、平成28年5月、認知症や知的障害、精神障害など、高齢者や障害のある方が自立した生活を送るための支援に向けて「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。

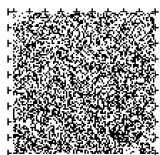
この法律の基本理念においては、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重と、身上保護の重視という考え方が示されており、この法律の制定を受けて、国は、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、その取り組みのひとつとして権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを掲げています。

また、令和4年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度の利用促進の取り組みを推進しています。

(2) 本市の取り組み

市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本市では、近隣5市（日野市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市）で、平成15年7月に多摩南部成年後見センターを設立し、共同での運営を行っています。

令和2年3月に5市共通の計画として「日野市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「共通計画」という。）を策定し、それまでの実績を活かしながら、5市と多摩南部成年後見センターが協働して権利擁護支援や成年後見制度の運用体制整備を進め、成年後見制度の利用促進に向けた施策を展開してきました。



(3) 計画策定の趣旨

「共通計画」は、5市における共通の目標(基本計画)を示す市町村計画であり、成年後見制度の利用を促進していく上で、多摩南部成年後見センターを活用しながら達成していくべき共通の目標や目標実現に向けた施策の方向性を掲げたものです。

本計画においては、「共通計画」の方向性や基本事項を踏まえながら、本市の実情に沿った市民の権利を擁護する支援体制の整備や各地域の実情に応じた利用者本位の制度運用及び推進を図るため、日野市成年後見制度利用促進基本計画として新たに策定します。

2 成年後見制度の現状

(1) 成年後見制度に関する相談件数

成年後見制度に関する相談件数は年々増加傾向にあります。今後も日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の増加に伴う相談件数の増加が見込まれます。

成年後見制度に関する相談件数の推移

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター及び市役所	291	364	389	363	339
権利擁護センター日野	186	183	257	308	429

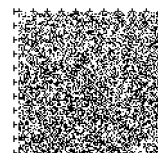
資料：日野市・日野市社会福祉協議会(各年度末現在)

3 計画の基本理念と体系

(1) 基本理念

地域共生社会の実現を目指した、権利擁護支援や成年後見制度利用促進の基本理念を継承し、これまでの「共通計画」と同様に次のように設定します。

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、誰もが尊厳を持ってその人らしく生活が継続できることを目指します。



(2) 計画の体系

[基本理念]

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、誰もが尊厳を持って
その人らしく生活が継続できることを目指します。

[基本目標]

基本目標1
目的・対象に応じた広報の充実

基本目標2
本人の意思を尊重した包括的な相談支援の充実

基本目標3
利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用促進

基本目標4
成年後見人等への支援の充実

基本目標5
広域と地域の機能の分化による支援の充実

[施策]

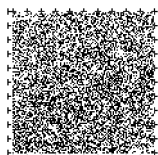
- (1) 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実
- (2) 市内における、誰もが気軽に相談できる窓口の周知と充実

- (1) 本人の意思が尊重され、包括的な相談支援が受けられる体制の充実
- (2) 多機関協働による権利擁護支援の充実
- (3) 権利擁護アドバイザー会議の利用促進
- (4) 相談支援における本人意思を尊重するための意識啓発

- (1) 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化
- (2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を紹介する仕組みの充実
- (3) 市民後見人の育成、活動支援の実施
- (4) 新たな法人後見実施機関の検討
- (5) 任意後見制度の利用等の促進

- (1) 成年後見人等の孤立化を防止するためのチームの形成とチーム支援の充実
- (2) 親族後見人への相談支援の充実

- (1) 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用
- (2) 機能分担の明確化
- (3) 重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築



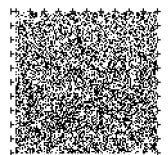
4

基本目標に基づく取り組み

基本目標Ⅰ 目的・対象に応じた広報の充実

地域でその人らしい生活を送る上で大切なことを意思表示し、選択し、決めていくことが困難な認知症の人、知的障害、精神障害、発達障害等の障害がある人やご家族が、生活をしていく上での困りごとなどはどこに相談できるのかを知ることができ、また、気軽に相談できるように権利擁護の必要性を含め、成年後見制度に関する広報活動等を充実させます。

施策	概要	実施主体
(1) 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実	権利擁護支援の意義や成年後見制度の仕組みの周知、利用促進に向けた広報活動等を行います。	権利擁護センター日野 地域包括支援センター
	成年後見制度を有効に活用してもらえるよう、一般的な制度説明のほか、高齢者、障害者、親族後見人、市民後見人に向けた内容で構成した説明会を開催します。	権利擁護センター日野
	地域包括支援センターやケアマネジャー等高齢者の身近にいる専門職を通じて周知を行い、事前の備えを行っていくように啓発します。	地域包括支援センター
	成年後見制度の担い手である市民後見人についての広報活動等を実施します。	多摩南部成年後見センター
(2) 市内における、誰もが気軽に相談できる窓口の周知と充実	制度利用を希望する本人からの相談支援の充実を図ります。	
	市内の相談窓口に関し、相談受付の方法や開設時間、専門的な相談への対応等をかみばいた紙媒体、ウェブ、SNS、広報等多様な媒体で周知します。	権利擁護センター日野
	介護予防の取り組みに代表される地域で開催される多様な機会を活用して、権利擁護支援や成年後見制度に関する周知を図ります。	権利擁護センター日野 地域包括支援センター

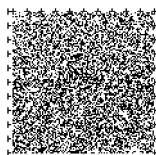


基本目標2 本人の意思を尊重した包括的な相談支援の充実

本人の意思が最大限尊重される中で支援を受けることができ、心身の状態や生活の変化に応じて、本人に最適な方法が選択される包括的な相談体制の確立と充実を図ります。

また、地域住民や関係機関等による見守りや地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の制度の活用により、より充実した生活に結びつくような相談支援になるよう努めます。

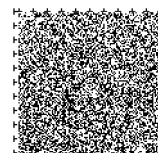
施策	概要	実施主体
(1) 本人の意思が尊重され、包括的な相談支援が受けられる体制の充実	身近な地域において、本人の意思を尊重し、本人にとって最適となる支援を行います。	権利擁護センター日野 地域包括支援センター
(2) 多機関協働による権利擁護支援の充実	自ら相談窓口に来ることができない人や制度につながらなかった人へのアウトリーチの充実を図ります。 適切な制度利用に向け、専門職から助言を得ることができる体制の充実を図ります。	権利擁護センター日野
(3) 権利擁護アドバイザー会議の利用促進	医師、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による権利擁護や意思決定支援に関するアドバイザー会議を定期開催します。 権利擁護アドバイザー会議利用促進に向けた周知を行います。	
(4) 相談支援における本人意思を尊重するための意識啓発	支援者への研修の充実を図ります。 支援者に向けた情報発信の充実を図ります。	



基本目標3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を必要とする本人や家族等が、制度を利用するメリットを実感できるように支援を行います。

施策	概要	実施主体
(1) 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化	本人や親族等による申立てが適切に行われるように、支援します。 相談窓口では、申立て段階から支援が受けられるということを、広く周知します。 相談窓口において、本人や親族等からの相談への対応力を強化します。	権利擁護センター日野
(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を紹介する仕組みの充実	成年後見人等候補者（専門職、市民後見人、法人等）を紹介する際には専門職団体との連携を図ります。 独自のリストを作成し、成年後見人等候補者を紹介します。	権利擁護センター日野 多摩南部成年後見センター
(3) 市民後見人の育成、活動支援の実施	市民後見人の育成、活動支援の充実に向け、各市での取り組み、多摩南部成年後見センターとの協働の在り方について整理・検討します。 市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。 5市（日野市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市）と関係機関等の連携による研修・育成・継続的支援を行う体制を整備します。	多摩南部成年後見センター
(4) 新たな法人後見実施機関の検討	身近な地域に法人後見実施機関の設置を検討します。 法人後見の担い手の育成及び活動支援について検討します。	多摩南部成年後見センター

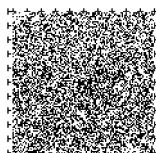


施策	概要	実施主体
(5) 任意後見制度の利用等の促進	任意後見制度に関する相談への対応力を高めます。 任意後見制度の利用促進に向けた周知を行います。	権利擁護センター日野

基本目標4 成年後見人等への支援の充実

利用者本人が地域で「チーム」による適切な支援を受けながら、制度利用のメリットを実感でき、その人らしい生活が継続できるように、支援者側である成年後見人等に対しても「チーム」による支援が実施され、これにより安心して後見活動を行うことができる環境を整えるための仕組みづくりに取り組めます。

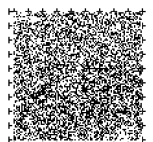
施策	概要	実施主体
(1) 成年後見人等の孤立化を防止するためのチームの形成とチーム支援の充実	本人を支援する「チーム」に成年後見人等が加わった後も「チーム」が継続する仕組みを検討します。 また、「チーム」支援の一環として、成年後見人等に対するモニタリングやバックアップ等の充実を図ります。 いつでも成年後見人等からの相談に応じられるような体制を整備します。 成年後見人等の交流の機会や研修の機会を設けます。	権利擁護センター日野
(2) 親族後見人への相談支援の充実	申立て前の相談から就任後まで一貫した相談体制の充実を図ります。 「チーム」支援の一環として、親族後見人に対するモニタリングやバックアップ等の充実を図ります。	



基本目標5 広域と地域の機能の分化による支援の充実

支援を必要とする人に、様々な事情があったとしても、地域で適切に権利擁護に関する支援が受けられ、その人らしい生活が続けられるように、行政、市民、支援者間のネットワーク、広域5市行政、多摩南部成年後見センターをはじめとする関係機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークを形成します。

施策	概要	実施主体
(1) 成年後見制度 利用支援事業 の効果的な 運用	成年後見人等報酬助成制度の見直しによる効果を検証し、より良い制度設計としていきます。	日野市
(2) 機能分担の 明確化	成年後見制度の中核機関として、多摩南部成年後見センターと権利擁護センター日野の機能を分け、実効的な運用を図ります。	日野市
(3) 重層的な権利 擁護支援の 地域連携ネッ トワークの 構築	地域における連携ネットワークを構築するとともに、権利擁護・成年後見制度および地域福祉に関わる機関・団体との積極的な連携強化に努めます。	権利擁護センター日野
	権利擁護アドバイザー会議や成年後見関係機関ネットワーク会議を活用して地域連携ネットワークを構築します。	
	広域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営を行います。	
	広域における専門職団体との連携の在り方について検討を行います。	
	多摩南部成年後見センターと権利擁護センター日野における東京家庭裁判所との連携の在り方について検討を行います。	多摩南部成年後見 センター



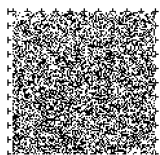
重層的支援体制整備事業の推進 (日野市重層的支援体制整備事業実施計画)

I 重層的支援体制整備事業の概要

国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

本市における地域共生社会の実現に向けた「日野市版重層的支援体制」の考え方を踏まえ、独自に進めてきた支援体制と国が示す制度との整合を図り、本市ならではの「重層的支援体制」の構築を目指します。

なお、「日野市版重層的支援体制」においては、重層的支援体制整備事業の交付金対象事業とそれ以外の重層的支援体制に関連する事業を包括的に運用することで、より厚みのある支援体制を構築していきます。

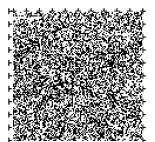


2

重層的支援体制整備事業において実施する事業

機能	くに しめ ききんせいど たいしやうじぎやうどう 国が示す既存制度の対 象 事業等	めいしやう 名 称	たんとうか 担当課
相 談 支 援 （包括的相談 支援事業）		ふくし しよきそやうそやうだん 福祉の初期総合相談 まどぐち 窓口	セーフティネット コールセンター
	ちいきほやうかつしえん うんえい 地域包括支援センターの運営 ※介護保険法第115条の45第2項第1～3号	ちいきほやうかつしえん 地域包括支援センター	こうれいふくしか 高齢福祉課
	そやうだんしえんじぎやう きかんそやうだんしえん きのうきやうか 相談支援事業（基幹相談支援センター機能強化 事業、地域生活支援拠点等・ネットワーク運営 推進事業） ※障害者総合支援法第77条第1項第3号、第3項、第4項 障害者総合支援法第77条の2	しやうがいふくしかそやうだんまどぐち 障 害 福祉課相談窓口 いっばんそやうだんしえんじぎやう 一般相談支援事業 きかんそやうだんしえん 基幹相談支援センター ちいきせいかつしえんきやうてん 地域生活支援拠点	しやうがいふくしか 障 害 福祉課
	りやうしやしえんじぎやう 利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第59条第1号	きほんがた 基本型 こども家庭センター型 にんぶとうほやうかつそやうだんしえんじぎやうがた 妊婦等包括相談支援事業型	こ ちやうだいしえん 子ども家庭支援 センター
	せいかつこんきやうしやしじりつそやうだんしえんじぎやう 生活困窮者自立相談支援事業 ※生活困窮者自立支援法第3条第2項各号	とくていがた 特定型	ほいくか 保育課
	せいかつこんきやうしやしじりつそやうだんしえんじぎやう 生活困窮者自立相談支援事業 ※生活困窮者自立支援法第3条第2項各号	くらしの自立相談支援 まどぐち 窓口	セーフティネット コールセンター
	アウトリーチ等を通 じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じ た継続的支援事業	ふくしせいさくか 福祉政策課
	多機関協働事業 支援プランの作成	たきかんきやうどうじぎやう 多機関協働事業 そやうだんしえんほやうかつかすいしんいん 相談支援包括化推進員 の配置	ふくしせいさくか 福祉政策課 けんこうふくしかくか 健康福祉部各課 および関係各課
	参加支援 （参加支援事業）	さんかしえんじぎやう 参加支援事業	ふくしせいさくか 福祉政策課
	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業分） ※介護保険法第115条の45第1項第2号	いっばんかいごほやうじぎやう 一般介護予防活動支援 事業	こうれいふくしか 高齢福祉課
ちいき 地域づくり に向けた支援 （地域づくり 事業）	せいかつしえんたいせいせいびじぎやう 生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条の45第2項第5号	せいかつしえんたいせいせいびじぎやう 生活支援体制整備事業	こうれいふくしか 高齢福祉課
	ちいきかつどうしえん きのうきやうかじぎやう 地域活動支援センター機能強化事業 ※障害者総合支援法第77条第1項第9号	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター 事業	しやうがいふくしか 障 害 福祉課
	ちいきこそだ しえんきやうてんじぎやう 地域子育て支援拠点事業 ※子ども・子育て支援法第59条第9号	ちいきこそだ しえんきやうてん 地域子育て支援拠点 事業	こ ちやうだいしえん 子ども家庭支援 センター
	せいかつこんきやうしやしえんとう 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	せいかつこんきやうしやしえんとう 生活困窮者支援等の ための地域づくり事業	セーフティネット コールセンター ふくしせいさくか 福祉政策課

(※) 支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定



3

事業の実施体制等

(1) 相談支援事業

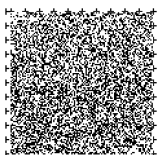
1) 重層的かつ包括的な相談支援事業

重層的かつ包括的な相談支援事業は、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の属性にかかわらず、すべての相談を包括的に受け止め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎ、支援関係機関等と連携して適切な支援を行う事業です。

各分野の相談支援窓口等で受けた相談のうち、単独の支援機関では対応が困難な複雑・複合化した課題に対しては、多機関協働事業による分野横断的な支援を行います。また、複雑・複合化した支援ニーズを抱えながらも様々な事情で必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援を行います。

本市では、複雑・複合化した支援ニーズを抱える人や公的な支援制度の狭間にいる人などの相談支援機関として、セーフティネットコールセンター（福祉の初期総合相談窓口）を設置するなど、独自の包括的な相談支援体制の構築を進めてきました。

これまでの取り組みをベースにそれぞれの部門の専門性を活かしつつ、組織間連携の窓口や調整役となる相談支援包括化推進員を福祉の関係部署に配置し、分野横断・連携の仕組みを強化することで、本市らしい重層的かつ包括的な相談支援体制の構築を目指します。



① 福祉の初期総合相談窓口

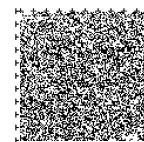
しょかんか 所管課	セーフティネットコールセンター
たいしょうぶんや 対象分野	せいかつこんきゅう ぜんぱん 生活困窮・全般
じっしだいせい 実施体制 (事業名等)	セーフティネットコールセンター
せっちけいたい 設置形態	ちよくえい 直営
きょてんとう かず 拠点等の数	1 か所

② 地域包括支援センター

しょかんか 所管課	こうれいふくしか 高齢福祉課
たいしょうぶんや 対象分野	こうれい 高齢
じっしだいせい 実施体制 (事業名等)	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター
せっちけいたい 設置形態	いたく 委託
きょてんとう かず 拠点等の数	9 か所

③ 地域生活支援事業（相談支援事業所）

しょかんか 所管課	しょうがいふくしか 障害福祉課
たいしょうぶんや 対象分野	しょうがい 障害
じっしだいせい 実施体制 (事業名等)	しょうがいふくしか しんたい ちてき せいしん 障害福祉課（身体・知的・精神）、やまばと（身体・知的）、ゆうき （精神）、ここななお（知的）
せっちけいたい 設置形態	ちよくえい いたく 直営・委託
きょてんとう かず 拠点等の数	4 か所



④ 基幹相談支援センター

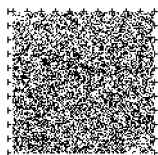
所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制 (事業名等)	障害福祉課 (身体・知的・精神)
設置形態	直営
拠点等の数	1か所 (令和8年度設置予定)

⑤ 利用者支援事業

所管課	子ども家庭支援センター・保育課
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	(基本型) - 子どもなんでも相談 (こども家庭センター型) - 子ども家庭支援センター (特定型) - 保育コンサルジュ (妊婦等包括相談支援事業型) - 子ども家庭支援センター
設置形態	直営
拠点等の数	4か所

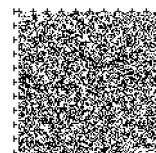
⑥ 生活困窮者自立相談支援事業

所管課	セーフティネットコールセンター
対象分野	生活困窮
実施体制 (事業名等)	- くらしの自立相談支援窓口みらいと - サテライトセンターみらいと多摩平 - サテライトセンターみらいと高幡
設置形態	直営・委託
拠点等の数	3か所



⑦ ^{た ほん し かんれんじぎょう}その他の本市の関連事業

たいしょう 対象	しょうかんか 所管課
・ ^{みんせいいいん} 民生委員・ ^{じどういいん} 児童委員	ふくしせいさくか 福祉政策課
・ ファミリー・アテンダント事業 ^{じぎょう} （見守り ^{みまも} アテンダント）	
・ ^{ふくし} 福祉オンブズパーソン	
・ ^こ 子どもオンブズパーソン	
・ ヤングケアラー・コーディネーター	
・ ^{ひ の し こうじのうきのうしょうがいしゃしえん} 日野市高次脳機能障害者支援センターつくし	しょうがいふくしか 障害福祉課
・ ^{こべつそうだん} ひきこもり個別相談	セーフティネット コールセンター
・ ^{ひがい} 被害にあわれた方の ^{かた} 相談窓口 ^{そうだんまどぐち}	
・ ^{おやかていそうだん} ひとり親家庭相談	
・ ^{ちいきこ} 地域子ども ^{かていしえん} 家庭支援センター ^{まんがんじ} 万願寺「にこにこ」	こそだ か 子育て課 こども ^{かていしえん} 家庭支援 センター ほいくか 保育課
・ ^{ちいきこ} 地域子ども ^{かていしえん} 家庭支援センター ^{た まだいら} 多摩平「はぴはぴ」	
・ ^こ 子ども ^{ほうかつしえん} 包括支援センター「みらいく」 ^{こそだ} 子育てひろば	
・ ^{ひ の しりつ} 日野市立次世代 ^じ 育成 ^{せだ} 成型 ^い 子育て ^{がた} ひろば ^{ほどく} 程久保「あかいやね」	
・ ^{ひ の しりつ} 日野市立次世代 ^じ 育成 ^{せだ} 成型 ^い 子育て ^{がた} ひろば ^{ひらやま} 平山「ぽっかぽか」	
・ ^{こそだ} 子育てひろば「 ^{しせい} 至誠スマイル」	
・ ^{ほうじんひ の こそだ} みんなのはらっぱ（NPO法人日野 ^{かい} 子育てパートナーの会）	
・ ^{えきまえ} 駅前 ^{こそだ} ミニ ^{おうえんしせつ} 子育て ^{せつ} 応援施設「モグモグ」	
・ ^{じどうかん} あそびバれっどあさひがおか ^{じどうかん} 児童館	
・ ^{じどうかん} あそびバぶるーさかえまち ^{じどうかん} 児童館	
・ ^{じどうかん} あそびバいえろーひらやま ^{じどうかん} 児童館	
・ ^{こうりつほいくえん} 公立 ^{ほいくえん} 保育園	
・ ^こ 子ども ^{そうだん} なんでも相談	
・ ^こ 子ども ^{かてい} 家庭 ^{そうごう} 総合 ^{そうだん} 相談・ ^{こそだ} 子育て ^{そうだん} 相談・ ^こ 子どもの ^{ぎゃくたい} 虐待 ^{そうだん} 相談	



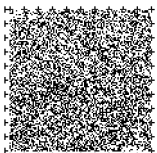
たいしょう 対 象	しょかんか 所管課
・ファミリー・アテンダント事業（寄り添いアテンダント）	こども家庭支援 センター
・日野市発達・教育支援センター「エール」	はったつ きょういくし えん か 発達・教育支援課
・女性相談・にじいろ相談	へいわ じんけんか 平和と人権課

「子どもオンブズパーソン」が目指すもの

子どもたちは、日々の生活の中で不安や悩みを抱えることがありますが、「どこに相談すればいいのかわからない」「大人にうまく伝えられない」と感じることも少なくないようです。

市では、そんなときに子どもが安心して相談できる存在として、令和6年5月に「子どもオンブズパーソン」を設置しました。これは、子どもの声を大切に、子どもの権利を守るために活動する第三者機関です。学校や家庭での悩み、人間関係のトラブル等どんなことでも相談に応じ、問題の解決をサポートしていきます。

とはいえ、市の「子どもオンブズパーソン」制度はスタートしたばかりです。まずは、その存在を多くの人に知ってもらい、子どもたちが安心して自分の気持ちを話せる環境づくりに取り組み、一人でも多くの、悩みを抱える子どもたちを救うことができる制度に育てていきたいと考えています。



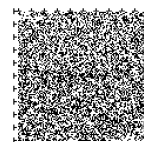
子どもなんでも相談



子ども包括支援センターみらいくの開所にあわせて、
「子どもなんでも相談」事業を開始しました。
日野市に在住・在学・在勤の0歳から概ね20歳までの方や子育て中の
保護者、妊産婦の方等のあらゆるご相談をお受けいたします。
相談方法は、みらいくや児童館などの来所相談や、電話、メールでのご
相談、ご自宅その他ご希望の場所への訪問も行います。子どもからの相談
は、市立小・中学校の学習者用端末からが主な相談ツールになっていて、
いつでも相談することができます。一人で悩まないで気軽に相談してみてくださいね。

さらに、子どもなんでも相談は、「子どもオンブズパーソン」制度の最初の
相談窓口として、子どもの人権を守る機能も果たしてまいります。

こちらの二次元コードから連絡先や開所日時など、
子どもなんでも相談の詳細についてご確認いただけます。



ファミリー・アテンダント事業^{じぎょう}

子育て家庭と地域とのつながりの創出を
目的に、子育て中の家庭を見守り、寄り添っ
ていく“アウトリーチ型の伴走支援”です。

本事業は、2つの訪問支援で構成されま
す。民生・児童委員が「見守りアテンダン
ト」として実施する「赤ちゃん訪問」、家庭へ
の訪問を希望する子育て世帯を対象に寄り添
い支援を行う「寄り添いアテンダント」で
す。

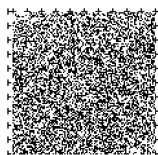
日野市に引っ越してきたばかりの方や、子
育ての不安がある方などにご利用いただい
ています。



【「赤ちゃん訪問」をする見守り
アテンダント（民生・児童委員）】



【訪問支援中の寄り添いアテンダント】



2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本事業は、支援が必要であるにもかかわらず、既存の支援制度やサービスにつながっていない人、自ら支援を求めることが難しい人などに必要な支援を届けられるようにアウトリーチを行う事業です。

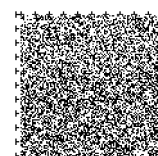
また、丁寧な対話による本人との関係づくりや支援関係機関・地域住民等との連携を通じ、潜在的な支援ニーズを早期に発見していきます。

本市では、「地域福祉」において重要な「支え合いの仕組み」の推進役として、「地域福祉コーディネーター」を新たに配置し、地域の様々な関係者と良好な関係を構築していく中で、潜在的な支援ニーズの把握に努めます。また、支援に拒否的な人に対しては、本人宅への訪問などのアウトリーチを適切かつ継続的にを行い、本人との信頼関係を築いていくことで必要な支援につなげていきます。

しょかんか 所管課	ふくしせいさくか 福祉政策課
じぎょうめい 事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
じっしだいせい 実施体制	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会
じっしけいたい 実施形態	いたく 委託

その他の本市の関連事業

たいしょう 対象	しょかんか 所管課
にんさんぶ ・妊産婦サポート事業	こ ども かていしえん センター
よういくしえんほうもんじぎょう ・養育支援訪問事業	
しんせいじほうもん ・新生児訪問	
こそだ ・子育て世帯訪問支援事業	



3) 多機関協働事業

本事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑・複合化した事案に対し、分野を超えて協働し、支援にあたる事業です。

また、課題の把握や支援に関わる役割分担、支援方針の整理等を行う全体の調整機能を担う役割もあります。

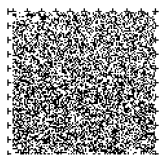
本市では、各相談支援窓口で受けた対応困難な複雑・複合化した事案はセーフティネットコールセンター（福祉の初期総合相談窓口）につながれ、セーフティネットコールセンターが情報共有や課題整理、支援機関の役割分担を行ってきました。

この機能をより強固な仕組みにするために健康福祉部各課及び関係各課に相談支援包括化推進員を配置し、この包括化推進員が各課の相談連携窓口となることで、よりスムーズな連携が図られるように取り組んでいます。

また、今後は複雑・複合化した対応困難事案への継続的な支援は、重層的支援会議等を活用し、多機関協働事業において支援プランの作成を行い、適切な支援を行っています。

所管課	健康福祉部各課及び関係各課
事業名	相談支援包括化推進員の配置
実施体制 (事業名等)	健康福祉部各課及び関係各課に1名以上
実施形態	直営

所管課	福祉政策課
事業名	多機関協働事業
実施体制	社会福祉協議会
実施形態	委託



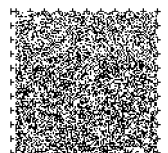
(2) 参加支援事業

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた支援では対応できなかった個別性の高いニーズを有する本人や世帯に対し、地域の社会資源を活用して、社会とのつながりを再構築する事業です。本市では、社会から孤立した人や孤独を抱えた人の、社会とのつながりの回復を目指し、新たに本事業を実施します。また、既存の制度では支援が届かない人を地域で受け止め、解決に結びつけられるように、地域の福祉力を養い、育て、高めていく共生の地域づくりを進めるため、その推進役として、「地域福祉コーディネーター」を新たに配置します。

所管課	福祉政策課
事業名	参加支援事業
実施体制	社会福祉協議会
実施形態	委託

その他の本市の関連事業

対象	所管課
・高齢者の交流の拠点づくり「ふれあいサロン」	高齢福祉課
・元気高齢者等交流事業	
・高齢者ボランティアの相談・紹介システムの整備支援	
・子ども食堂	子育て課
・プレーパーク	
・地域乳幼児親子のつながりづくり支援	子ども家庭支援センター
・地域における子育て人材育成と活躍の機会の創出	
・子どもたちの居場所・学びあいの場（ほっとも）	セーフティネットコールセンター
・就労準備支援事業	
・フードパントリー（フードパントリー活動補助金）	
・無料塾（子どもの学習等支援活動補助金）	
・コミュニティスペース たきあいあい	



生活困窮者自立支援法に基づく
子どもの学習・生活支援事業（ほっとも☀）

「ほっと」する「ともだち」が集える場所と
いう意味を込めて、愛称：「ほっとも☀」とし
て実施しています。

学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、
仲間と出会い安心して通える居場所づくり、
進学に関する支援、高校中退の防止支援など
を通じて社会的自立を目指します。

また、子どもの進学について保護者に助言す
るなど、子どもと保護者の双方に対して必要な
支援を行います。



ふれあいサロン

ふれあいサロンは、地域の高齢者のほかにも様々な人が気軽に集い、趣味
の活動や参加者同士の交流ができる地域の交流拠点です。

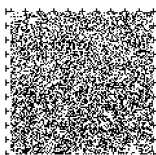
多世代の交流を通して高齢者の見守りを自然な形で行う場であるとし
ても、サロン運営にボランティアとして関わるなど地域の高齢者にとっての
社会参加・地域活動の場としての機能も併せ持ちます。

各サロンでは、オープン時間中はいつでもおしゃべりが楽しめるほか、
定期的に以下のような活動が行われています。どなたでも気軽に参加する
ことができるので、是非、足を運んでみてください。

【主な活動】

- ・絵手紙 ・書道 ・囲碁 ・将棋 ・歌の会
- ・体操の会 ・食事会 など

※各ふれあいサロンによって活動内容は異なります



(3) 地域づくり事業

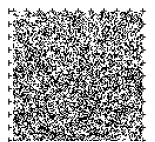
地域づくり支援事業は、世代や属性を超えて地域住民が出会い、交流できる多様な場や居場所を整備するなど、人と人、人と居場所をつなぎ合わせることで地域住民の交流や学びの機会や地域づくりの担い手の活躍の場を創出する、地域活動の支援やコーディネートを行う事業です。

本市では、これまでに各分野で実践してきた様々な地域づくりの関連事業をベースに重層的かつ持続可能な共生の地域づくりを進めていきます。

また、福祉の地域づくりの推進役・つなぎ役として、「地域福祉コーディネーター」を新たに配置し、地域住民との対話や協議を通じて、地域の社会資源、人的資源、地域住民のニーズ等を幅広く把握し、それらをつなぎ合わせることで、地域活動の立ち上げや多様な地域活動が生まれやすい環境の整備に努めます。

所管課	高齢福祉課
対象分野	高齢
実施体制 (事業名等)	地域介護予防活動支援事業
設置形態	委託
拠点等の数	1か所

所管課	高齢福祉課
対象分野	高齢
実施体制 (事業名等)	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）
設置形態	委託
拠点等の数	10か所



生活支援コーディネーター



～暮らしやすい地域をつくるために～

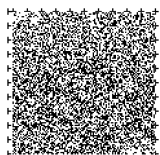
生活支援コーディネーターとは、「生活支援体制整備事業」という、暮らしやすい地域づくりの事業において大きな役割を果たす方たちです。

地域活動を通じて地域課題を発見するとともに、地域の主体的な取り組みを促し、活動の場づくり、仲間づくり、組織づくり、組織運営等を支援しています。

コーディネーターは第1層と第2層の2種類に分かれており、日野市では第1層生活支援コーディネーターが日野市社会福祉協議会に1名、第2層生活支援コーディネーターは市内9か所の地域包括支援センターに1名ずつ置かれ、計10名で地域のサポートをしています。

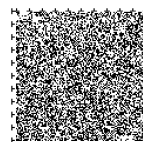
所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制 (事業名等)	地域活動支援センター事業（やまばと、ゆうき）
設置形態	위탁
拠点等の数	2か所

所管課	子ども家庭支援センター
対象分野	子ども
実施体制 (事業名等)	地域子ども家庭支援センター
設置形態	直営・委託
拠点等の数	各1か所



しょかんか 所管課	セーフティネットコールセンター
たいしょうぶんや 対象分野	せいかつこんきゅう 生活困窮・ひきこもり
じっしだいせい 実施体制 じぎょうめいどう (事業名等)	せいかつこんきゅうしゃしえんどう ちいき じぎょう 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
せつちけいたい 設置形態	いたく 委託
きょてんどう かず 拠点等の数	2 か所

しょかんか 所管課	ふくしせいさくか 福祉政策課
たいしょうぶんや 対象分野	ぜんぱん 全般
じっしだいせい 実施体制 じぎょうめいどう (事業名等)	ちいき きょうじょ きばん じぎょう 地域の共助の基盤づくり事業（わがまる）
せつちけいたい 設置形態	いたく 委託



その他の本市の関連事業

対象	所管課
・無料塾（子どもの学習等支援事業補助金）	セーフティネット コールセンター
・子ども食堂	子育て課

子ども食堂

子ども食堂とは、子ども達が無料または安価で食事をとることができる地域の食堂です。

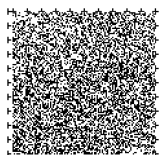
「子ども達や保護者を応援したい」「みんなで過ごせる地域の居場所を作りたい」など様々な思いから、地域の有志の方々やNPO団体等により運営されている自主・自発的な取り組みです。

日野市では子ども食堂連絡会の開催や情報提供、運営費の補助などの取り組みを行い、活動を応援しています。

市内の子ども食堂の数は年々増加しており、食事を通じた地域の輪が広がっています。



【子ども食堂で提供しているおむすび】



4

重層的支援会議

(1) 役割

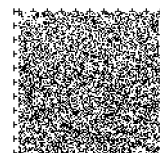
重層的支援体制整備事業に基づく支援が適切かつ円滑に実施されるために開催
 するもので、複雑・複合化した対応困難事案への継続的な支援は、重層的支援会議
 等を活用し、実施していきます。重層的支援会議では多機関協働事業において支援
 プランの作成を行い、実施した支援内容に基づくプランの検証や、プラン終結時
 等の評価を行います。

また、社会資源の充足状況の把握や資源開発に向けた検討を行うなど、地域の
 現状に関する情報共有を図りつつ、必要に応じて様々な機能を付加することで、
 重層的支援体制整備事業の推進を図ります。

(2) 開催方法

プラン策定時や再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時など、
 必要に応じて開催します。

また、複雑・複合化した対応困難事案が発生した場合は、必要に応じて適宜開催し
 ます。



5

支援会議

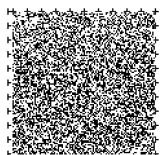
(1) 役割

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うもので、参加者に守秘義務が課される会議体です。多機関協働事業の利用申込にあたり本人同意まで至らなかった相談等について、支援関係機関等同士で情報共有を行うほか、必要に応じて多機関協働事業の利用の要否について支援関係機関等による検討を行います。

(2) 開催方法

必要に応じて開催します。

なお、今後の重層的支援体制整備事業の取り組み状況を鑑み、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく地域自立支援協議会、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議などの既存の会議体との住み分けを検討します。



けいかく すいしん 計画の推進

I

けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

けいかく しゅうち (1) 計画の周知

「地域福祉」を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所などすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

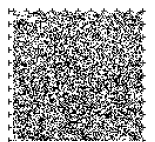
そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会を捉えて、計画を広く市民に周知していきます。

きょうどう けいかく すいしん (2) 協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政、社会福祉協議会が連携して、対応していくことが必要です。

また、重層的支援体制の整備には、分野を超えた市内連携の確立が重要となり、その上で、地域との連携が必要になります。

本市に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域、ひいては地域共生社会の実現に向け、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、医療・福祉関係者、社会福祉協議会、行政等がともに手を携えながら計画を推進していきます。



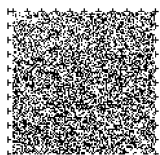
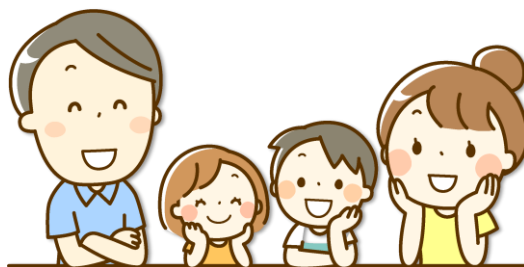
2

計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価（Check）したうえで、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

なお、計画の進行管理や評価検証・見直しを行うため、学識経験者や医療・福祉関係者、公募市民などで構成する「日野市地域福祉計画推進委員会」を設置します。

この委員会において、第3章に記載している成果指標を踏まえて、第4章から第6章の事業の実施状況等が、目指す理念や方向性につながっているか、毎年、各事業の実施状況等を把握・分析・評価します。これを踏まえ、事業の実施主体は、改善・見直しを行います。



しりょうへん 資料編

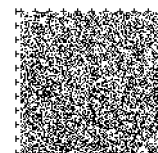
I さくていけいか 策定経過

地域福祉計画を策定するにあたり、各課の個別計画や個別方針の策定で活用した基礎調査や関係者へのヒアリング等で浮き彫りとなった課題を集約して、各分野で共通して取り組むべき課題の抽出を行い、福祉全体を俯瞰から見た地域福祉計画の課題及び目標の設定を行いました。

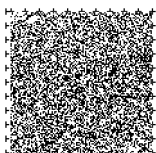
また、計画の内容等については、市役所庁内の関係各課による「第5期日野市地域福祉計画庁内検討会議」を設置し、計画の内容を協議しました。

さらに、公募市民、学識経験者、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、その他社会福祉団体関係者、行政職員で構成される「第5期日野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、本委員会では、わがまる協議会で話し合われた地域での意見も共有され、計画内容の審議を行いました。そこでは、計画の骨子、計画期間、圏域の設定、課題の整理、目標及び事業の設定を行いました。

ねん がつ にち 年 月 日	じ こう 事 項
れいわ ねん 令和6年 6月3日 が につ にち ～6月30日	オンライン意見聴収 ・ 地域の範囲 ・ 理想と現実のギャップ ・ こうあってほしい地域の姿 ・ ギャップを埋めるためには
が につ が につ 6月～7月	第5期日野市地域福祉計画策定に向けたアンケート調査 ・ 重層的支援体制整備事業に関わる方を対象にインターネットによる回答
が につ にち 7月17日	令和6年度第1回第5期日野市地域福祉計画庁内検討会議 ・ 第5期日野市地域福祉計画の策定プロセスについて ・ アンケート調査結果報告書について ・ ガイドラインチェック表について ・ 第5期地域福祉計画第1章について



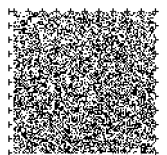
ねん がつ にち 年 月 日	じ こう 事 項
が がつ にち 7月31日	れい わ ねん ど だい か い だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く さ く て い い いん か い 令和6年度第1回第5期日野市地域福祉計画策定委員会 い いん ち ょ う ふ く い いん ち ょ う せ ん し ゅ つ ・委員長・副委員長の選出 だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く さ く て い ・第5期日野市地域福祉計画の策定プロセスについて ひ ょ う お よ ほ う こ う せ い ・ガイドラインチェック表及びガイドライン方向性について ち ょ う さ け っ か ほ う こ く し ょ ・アンケート調査結果報告書について だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く だ い し ょ う こ っ し あ ん ・第5期日野市地域福祉計画第1章の骨子(案)について だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く さ く て い お き ょ う ぎ ・第5期日野市地域福祉計画策定に向けて(協議)
が がつ にち 9月14日	れい わ ねん ど だい か い だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く ち ょ う な い け ん と う か い ぎ 令和6年度第2回第5期日野市地域福祉計画庁内検討会議 だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く た い け い こ っ し け ん と う ・第5期日野市地域福祉計画の体系・骨子の検討
が がつ にち 10月1日	れい わ ねん ど だい か い だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く さ く て い い いん か い 令和6年度第2回第5期日野市地域福祉計画策定委員会 く に と し ほ う し ん ・国・都・市の方針について だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く こ っ し あ ん ・第5期日野市地域福祉計画骨子案について き そ と う け い と う ・基礎データ(統計等)について じ ゅ う そ う て き し え ん た い せ い せ い び じ ゃ う こ う ち く お ち ょ う な い ・重層的支援体制整備事業の構築に向けた庁内ヒアリング ち ょ う さ ほ う こ く し ょ 調査報告書について だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く こ っ し あ ん き ょ う ぎ ・第5期日野市地域福祉計画骨子案について(協議)
が がつ にち 10月10日 ～10月31日	い け ん ち ょ う し ゅ う オンライン意見聴収 い いん か い ぎ る ん い け ん ち ょ う し ゅ ・委員会議論の意見聴取 こ ど く こ り つ た い こ じ ん ち い き ぎ ょ う せ い ・孤独や孤立に対して個人、地域、行政ができることは
が がつ にち 11月15日	れい わ ねん ど だい か い だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く ち ょ う な い け ん と う か い ぎ 令和6年度第3回第5期日野市地域福祉計画庁内検討会議 だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く そ あ ん ・第5期日野市地域福祉計画素案について ひ の し ば ん じ ゅ う そ う て き し え ん た い せ い せ い び じ ゃ う ・日野市版重層的支援体制整備事業について
が がつ にち 11月27日	れい わ ねん ど だい か い だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く さ く て い い いん か い 令和6年度第3回第5期日野市地域福祉計画策定委員会 だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く そ あ ん ・第5期日野市地域福祉計画(素案)について だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く そ あ ん き ょ う ぎ ・第5期日野市地域福祉計画(素案)について(協議)
が がつ にち 12月13日 ～1月14日	い け ん ち ょ う し ゅ う パブリックコメント、オンライン意見聴収 だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く そ あ ん ・第5期日野市地域福祉計画(素案)
れい わ ねん 令和7年 が がつ にち 2月6日	れい わ ねん ど だい か い だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く ち ょ う な い け ん と う か い ぎ 令和6年度第4回第5期日野市地域福祉計画庁内検討会議 し ょ め ん か い さい (書面開催)
が がつ にち 2月19日	れい わ ねん ど だい か い だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く さ く て い い いん か い 令和6年度第4回第5期日野市地域福祉計画策定委員会 だ い き ひ の し ち い き ふ く し け い か く あ ん き ょ う ぎ ・第5期日野市地域福祉計画(案)について(協議)



(1) だい き ひ の し ち い き ふ く し け い か く さ く て い い い ん か い い い ん め い ぼ
第5期日野市地域福祉計画策定委員会委員名簿

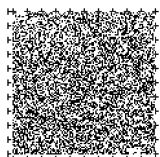
(任期：令和6年7月18日～令和7年3月31日)

氏 名	団体・役職名
みやしろ たかし 宮城 孝	ほうせいだいがくげんだいふくしがくぶ きょうじゅ 法政大学現代福祉学部 教授
もちづき さとる 望月 諭	ひ の し い し か い い し 日野市医師会 医師
いちかわ たかお 市川 孝生	ひ の し ほ く ぶ ち く み ん せ い い い ん じ どう い い ん き ょう ぎ か い ふくかいちょう 日野市北部地区民生委員・児童委員協議会 副会長
いわたに けん じ 岩谷 健治	しゃかいふくしほうじんとうきょうりよくしんかい た ま り ょう ご え ん えんちょう 社会福祉法人東京緑新会 多摩療護園 園長
ほんだ てらあき 本多 輝明	ひ の し ち い き ほう かつ し え ん し ょ ち ょう 日野市地域包括支援センターあさかわ 所長
もとむら ゆういち 本村 雄一	しゃかいふくしほうじんそうりんかい り じ ち ょう 社会福祉法人創隣会 理事長
あさの だいすけ 浅野 大輔	ひ の し な い しゃかいふくしほうじん だいひょうかん じ 日野市内社会福祉法人ネットワーク 代表幹事
た が さとこ 多賀 聡子	ひ の し しゃかいふくしきょうぎいたかはたじむ し ょ ち ょう 日野市社会福祉協議会高幡事務所 所長
あさの ゆ か 浅野 由佳	ヤングケアラー・コーディネーター
もちづき あゆみ 望月 あゆみ	しみんいん 市民委員
はぎわら み わ こ 萩原 美和子	けんこうふくしぶちょう 健康福祉部長
しむら り え 志村 理恵	けんこうふくし ぶ ぐ ろ う れ い しゃふくし ほ けん た ん とう さん じ 健康福祉部高齢者福祉・保健担当参事
きたじま ひであき 北島 英明	そう ぶ ぶ あ ん ぜん あ ん し ん た ん とう さん じ 総務部安全安心担当参事
むらた み き お 村田 幹生	こ ぶ ち ょう 子ども部長
なかだ ひでゆき 中田 秀幸	きょういくぶちょう 教育部長



だい き ひ の し ち い き ふ く し け い か く ち ょ う な い け ん と う か い ぎ い い ん め い ぼ
 (2) 第5期日野市地域福祉計画庁内検討会議委員名簿

	し め い 氏 名	し ょ ぞ く 所属
ぎ ち ょ う 議長	まつだ わたる 松田 渉	ふくしせいさくかちょう 福祉政策課長
い い ん 委員	はた こういち 秦 広一	ぼうさいあんぜんかちょう 防災安全課長
	わたぬき しんじ 綿貫 真二	せいかつふくしかちょう 生活福祉課長
	なかむら ゆかり 中村 由加里	しょうがいふくしかちょう 障 害 福祉課長
	はたの とおる 旗野 亨	セーフティネットコールセンター ちょう 長
	たいら あつこ 平 敦子	こうれいふくしかちょう 高齢福祉課長
	たかお みつる 高尾 満	けんこうかちょう 健康課長
	しむら りえ 志村 理恵	かいごほけんかちょう 介護保険課長
	くまざわ おさむ 熊澤 修	こ ども かていしえん ちょう 子ども家庭支援センター 長
	たかはら ようへい 高原 洋平	はったつ きょういくしえんかちょう 発達・教育支援課長



2

ようごかいせつ
用語解説ぎょう
あ 行

◆アウトリーチ

必要な支援が届いていない人に対し、積極的に働きかけて情報や支援を提供することです。

◆NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

ぎょう
か 行

◆ケアマネジャー

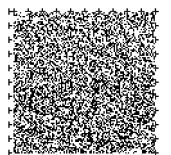
介護支援専門員のことで、介護が必要な人が適切なサービスを利用できるように支援する専門職です。サービス利用者やその家族の相談に応じたり、市町村や介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画の作成などを行います。

けんりようご
◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することです。

こべつひなんけいかく
◆個別避難計画

災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画です。



ぎょう さ 行

◆市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。
自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識
を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任します。

◆社会資源

人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、
機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称のことです。

◆社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がい又は環境上
の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や
指導、福祉サービス提供者又は保健医療サービス提供者その他の関係者との連絡・
調整等の援助を行う専門職です。

◆生活困窮者

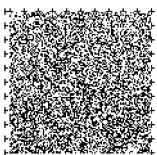
生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の
生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいいます。

◆成年後見人等

成年後見人、保佐人、補助人の総称で、認知症や精神障害などにより判断能力が低
下した人の代わりに、法律行為や生活の支援を行う人のことです。

◆相談支援包括化推進員

部門の専門性を活かしつつ、組織間連携の窓口や調整役となる職員です。



◆ダブルケア

おも かいご いくじ どうじき はっせい じょうたい
主に介護と育児が同時期に発生する状態のことです。

◆地域包括ケアシステム

こうれいしゃ そんげん ほ じ じりつせいかつ しえん もくてき かとう かぎ す な ちいき
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域
で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・
予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

◆中核機関

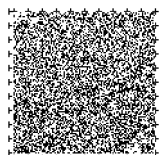
しく ちょうそん せっち しえん ひつよう ひと せいねんこうけんせいど てきせつ りよう
市区町村が設置するもので、支援が必要な人が成年後見制度の適切な利用ができ
るように、ちいきほけんいりよう ふくしかんけいしゃ しほうかんけいしゃ れんけい
地域保健医療・福祉関係者や司法関係者などとの連携（ネットワーク構築）
の調整を担う中核的な機関のことです。

◆ノーマライゼーション

しょうがい ひと ひと たが ささ あ ちいき い い あか ゆた く
障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らし
ていける社会を目指す理念のことです。

◆日常生活自立度

にんちしょう しょうがい こうれいしゃ どれだけ ひとりよく ひび せいかつ おく
認知症や障害のある高齢者が、どれだけ独力で日々の生活を送ることができる
のか、その程度をレベル分けした基準値のことです。日常生活自立度判定基準のレベ
ルは「Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M」の7段階に分けられ、Ⅰが最も軽く、なん
かの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態です。
また、Mが最も重く、著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が
みられ、専門医療を必要とする状態です。



ぎょう
は 行

◆8050問題

だい おや じりつ じじょう かか だい こ せたい しゃかいてき こりつ
80代の親と自立できない事情を抱える50代の子どもの世帯が社会的に孤立してし
もんだい
まう問題のことです。

◆ひきこもり

さまさま よういん けっか しゅうがく しゅうろうとう しゃかいさんか さ げんそく げつ
様々な要因の結果として、就学、就労等の社会参加を避けて、原則として6か月
いじょう かつてい つづ じょうたい
以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のことです。

◆避難行動要支援者

さいがい はっせい はっせい おそ じぶんひとり あんぜん ひなん
災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに自分一人で安全に避難すること
こんなん ほか ひと しえん ひつよう ひと
が困難で他の人の支援を必要とする人のことです。

◆フードパントリー

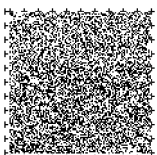
なん りゆう しょくりょうひん て い こんなん かつてい ちよくせつむりよう
何らかの理由から食料品を手に入れることが困難な家庭へ、直接無料で
しょくりょうひん はいふ かつどう
食料品を配布する活動のことをいいます。

◆フレイル

かれい ともな しんしん かつりよく てい か ようかいごじょうたい たか じょうたい
加齢に伴い心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態の
ことです。

◆法人後見

しゃかいふくしほうじん しゃだんほうじん ほうじん ほうじん せいねんこうけんにとう
社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になることをい
しんぞくとう こじん せいねんこうけんにとう しゅうにん ばあい どうよう はんだんのうりよく
います。親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が
ふじゅうぶん ひと ほご しえん おこな
不十分な人の保護・支援を行います。

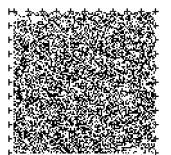


ぎょう
や 行

◆ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に（※）行っていると認められるこ
ども・若者のことです。

（※）「過度に」とは、こども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」
を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に
至っている場合を言います。



だい き ひ の し ち い き ふ く し け い か く
第5期日野市地域福祉計画

れ い わ ね ん が つ
令和7年3月

は っ こ う ひ の し
発行：日野市

へ ん し ゅ う ひ の し け ん こ う ふ く し ふ ぶ く し せ い さ く か
編集：日野市健康福祉部福祉政策課

〒191-8686 東京都日野市神明1の12の1

T E L 042-514-8467 (ち ょ く つ う 直 通) F A X 042-583-4198

